

第39回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成22年12月14日(火曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総務課長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税務課長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
			上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会計課長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教育課長	福 井 泉	天文台公園参事	安 本 泰 二
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時分 00 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、松尾文雄君から病氣入院治療のため欠席届が提出をされて、受理をしておりますので報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず始めに、8 番、笹田鈴香君の発言を許可します。笹田鈴香君。

〔 8 番 笹田鈴香君 登壇 〕

8 番（笹田鈴香君） おはようございます。8 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、3 点の質問をいたします。

まず 1 点目は、交通困難者に生活交通の確保をどうみているかということで、お尋ねしたいと思います。

外出支援サービスについて私どもは、福祉タクシーの利用回数制限の撤廃、さよさよサービスの毎日運行など再三取り上げてきました。福祉、外出支援サービスといいながら、利用できないという矛盾があります。例えば、先日のことですが、足が悪くて病院通いをしている人が転倒をし、肩が外れて、また、病院通いをすることになりました。ところが、タクシー券の 3 冊が終わったので、さよさよサービスを利用しようと思われたそうですが、担当医が予約制のため曜日が合わないので利用できないと言います。このように交通を必要とする、それも治療のために、利用したくてもできないというのは、外出支援サービスとしては大きな矛盾ではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

そこでお尋ねします。

医療を受ける人のためにタクシー券の 3 冊目を発行していますが、病気が長引いた時など、特に困る人があります。

そこで、福祉タクシー券の回数制限をせめて緩和することを求めます。

、旧佐用町のときのよう上限制限 1000 円の復活を求めます。

次に、さよさよサービスは隔日運行のため不便だという声を聞きます。

、毎日運行にすべきではないでしょうか。

、さよさよサービスの費用対効果の観点からこの制度の町長の見解を問います。

そして、3 番目は、コミュニティバスも土日など休日は運行していませんが、毎日運行を求めます。

次に大きな 2 点目は、仁方のほ場整備問題です。6 月議会に一般質問をしましたが、裁

判結果から、もう8カ月以上が過ぎました。今でも解決をしていません。早期解決を求めて質問をいたします。

仁方のほ場整備事業の換地に関する問題で、組合員から平成15年5月、神戸地方裁判所に提訴され、その結果、平成17年11月判決が下り、町は敗訴しました。ところが、町は、神戸地裁の判決を不服とし大阪高裁に上告しましたが、それも平成21年2月19日に敗訴。2回も負けているにも係わらず3月6日、最高裁に上告。その結果棄却されました。つまり3回も負けたわけです。組合員は登記ができず、長年にわたり利子を払い続けて来られました。ええ、まだ終わっていないのと心配する人もおられます。3月から8カ月以上経った今も解決をしておりません。何回も言いますが、早期解決を求めてお尋ねします。

1、結果を真摯に受け止めて対応すると報告されました。その後町長は、話し合いはされましたか。

2、神戸地裁で敗訴し、町が控訴すると報告した時点から私どもは控訴、告訴はするなということをお願いしてきました。今までに費やした費用は、必要経費だと答弁されましたが、全て町民の税金です。町民に、どう説明をされるのですか。

3、今後どのように解決されるのか、町長の見解をお伺いします。

そして、3点目は、災害復旧工事は住民の意見も取り入れ柔軟にということでお尋ねします。

昨年の豪雨災害で、佐用町は大きな被害を受けました。予期せぬ大雨ではありますが、佐用町の山、田畑など荒廃が進み、これらもまた被害を大きくした一因となっています。生活再建はもちろんです。現在の災害復旧工事に加え、山などの整備は、今後の大きな課題です。町長の見解をお伺いします。

1、山、田畑の災害の状況を把握はできていますか。

、隣接地が減反などの耕作放棄地は農業災害としていませんが、柔軟に対応しながら国に要望を上げるべきだと思います。

ですが、通告書で右岸と左岸を、ちょっと勘違いしておりましたので、ここで訂正をお願いします。大木谷集落で、左岸を農業災害、右岸を普通河川として工事していますが、それは、なぜなのでしょう。

2、福沢で、県の治山事業が完了していますが、同じような山腹崩壊、人家裏崩壊などで放棄されている所はありませんか。

3、急傾斜地、治山事業を重点的に実施し、倒木処理は必要経費、また、期間を確保すべきだと思いますがどうですか。6月議会の質問に、私の質問ではありませんでしたが、倒木処理は期間の中で十分でなかったと答弁されています。

今回の一般質問で、獣害については、3回目になりますが、それほど住民が困っているということです。前回に引き続き伺います。

11月4日から5日、産業建設常任委員会は、山口県農林総合技術センターと島根県美郷町で視察を行いました。佐用町も参考にしたいと思いますが、各自治体に権限が委譲されているのですから、駆除捕獲について、より以上の検討を町長に求めて見解をお伺いします。

頭数削減のために、もっと検討が必要ではありませんか。

、大量捕獲わなを2箇所設置していますが、もっと増やせませんか。

、銃で駆除した人は1頭1万円、ところがわなの人は検討中という回答をもらいましたが、春の説明会と違うのは、なぜでしょうか。

、8月から10月の駆除で、猟友会に加入している人はおり・わなを設置をしても良いということになったそうですが、制限があったそうです。この件について、どう思われますか。

、佐用町でも獺の免許取得者が増えていますが、もっと多くの人に取得してもらうために、講習会など開いてはいかがでしょうか。

2、県は獺期中に3頭以上、シカの駆除に対して、あっ、すいません。3頭以上シカの駆除に対して4頭目としているんですが、3頭目です。3頭目から2,500円の補助をします。町も期間を決めて、獺期中の補助を早期に実施すべきだと思いますが、町長の見解をお伺いします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） おはようございます。本日も5名の議員の皆さんから一般質問の通告を受けております。どうぞ、よろしく願いをいたします。

それでは、笹田議員からのご質問にお答えしますが、まず最初に、交通困難者に生活交通の確保をどうみているかということでございますが、高齢者や障害者の皆様方の生活支援として、合併以来、議会でも特別委員会で検討をいただきました、現在の佐用町の外出支援サービスにつきましては、町の地理的な条件、利用者の利便性、効率性など、いろいろと検討をし、工夫をしたものでありまして、全国的にも進んだ交通施策として、多くの皆様方にご利用をいただいております。まずは、この制度をですね、上手に利用をしていただくことが大事だというふうに思っております。

その中で、更なる拡充の要望でございますが、まず1点目のタクシー助成券の利用回数制限の緩和と、個人負担金の上限制限を1,000円に復活せよということの要求でございますが、これまで、度々、この点についても要望のご質問を受けましたけれども、そのご質問に対して答弁をして参りましたとおり、本町における公共交通体系の整備、また、将来的な財政運営の観点からみても、現行制度を維持しながら運営をして参りたいというふうに考えております。タクシー運賃の助成では、平成21年度の実績で延べ約2万人の方にご利用をいただき、約1,900万円の町単独財源をもって運営をいたしております。回数制限を緩和すること、並びに個人負担金の上限制限を1,000円にすることは、当然これ以上の財政負担となりますので、さよさよサービスとうまく併用をいただき、ご利用をいただければというふうに考えております。ただ、病院通いなどのためにですね、どうしてもタクシーしかなく、この回数券が2冊では足りないという方については、現在、3冊目の発行をさせていただいておりますし、また、それ以上にですね、どうしても必要だというような状況があれば、その状況につきまして、私も、その状況、理由をお聞かせいただき、さよさよサービス等の利用ができないのか、どういう、その方の状況なの、確認をさせていただいて、また、個々の状況につきましては、具体的に検討をしてみたいと思います。その方に、申し出ていただければというふうに思っております。

また、次に、2点目のさよさよサービスについてでございますが、毎日運行にすべきということと、さよさよサービス制度の町長の見解はというお尋ねでございますが、このサービスにつきましても、当面は現行制度を維持していくことに努力をしていきたいというふうに考えております。ただ、外出支援サービスをご利用をいただいている実態を分析いたしますと、タクシーを利用されている方は、タクシーばかりを利用され、同様にさよさよサービスを利用される方は、さよさよサービスばかり利用される傾向が見られます。最初に申し上げましたが、2つの制度を、うまくご利用をいただき、効率よく利用をいただくことをお願いをいたしたいというふうに思います。

最後に、3点目のコミュニティバスの毎日運行を求めるとのことのご質問でございますが、現在、コミュニティバス佐用船越線は、土日祝日を運休させていただいております。このコミュニティバスは、路線バスの休止代替として実証運行しているものであり、高校生の通学に支障が出ないことを最優先に考慮して運行をしているものでございます。休止前の路線バス佐用船越線の平均乗車密度は2.0人であり、路線バス事業者からは、土日祝日の利用状況は更に低かったというふうに聞いております。

今年度の利用状況は、10月末で144日運行し、延べ2,447人が利用され、1便あたり2.8人の乗車でございます。佐用町公共交通対策協議会では、この路線の乗車目標を1便あたり4人と定められたところでありました。このため実証運行期間中は、現行どおり土日祝日は運休とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、実証運行期間終了後も継続運行を行っていくためには、運行地域内の多くの住民の方にご利用をいただくことが必要でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、仁方のほ場整備に係る裁判の結果と、その解決に向けてということのご質問でございますが、昨日の岡本義次議員にもお答えさせていただいたように、判決確定以後、兵庫県、土地改良連合会、弁護士等関係者と判決の主旨に即した解決策を土地改良法、行政事件訴訟法に照らし、また、県換地関係異議紛争処理専門委員会にも協議をかけ、また、訴外人とも担当課長が会って、意見、考え方を聞き、早期解決に取り組んできているところであります。

解決方法は、双方の話し合いで合意を見出し対処する方法と、確定判決の主旨に則って、当初の一時利用地指定の内容である新たな換地処分をなし、それに基づく換地処分の嘱託登記を改めてする方法であります。これまで、話し合いでの合意ができないか、検討・協議してまいりましたが、現状では難しいとの判断をいたし、今後、判決の主旨に沿った換地処分の変更を、土地改良法に照らしながら慎重に事務手続きをして解決をしたいというふうに考えております。

また、この訴訟費用について、町民に、どう説明するのかということでございますが、訴訟が起こされるという事態は、決して好ましいことではありませんが、相互の話し合いで合意納得ができず、それぞれの主張を司法という場で判断を求めるために、訴訟を起こすことは、誰にも認められた国民の権利でもあります。この度の仁方のほ場整備事業に係る換地問題は、町が事業主体となるため、町に対して訴えが起こされたわけですが、訴訟が起こされれば、これをしっかりと受け止め、対応することは、町行政としての責任と義務でもあります。しかし、町には、司法資格を持った職員はおりませんし、まず、通常、どのような裁判においても法的な手続きでありますので、専門家である弁護士に依頼することが、これは一般的なことであり、そのために掛かる費用につきましては、行政上の必要な経費として、町民の皆様にもご理解を得られるというふうに、私は、考えております。

次に、3件目の災害復旧工事は町民の意見を取り入れて、柔軟にとのご質問でございますが、山林の倒木、地すべり箇所、作業道の崩壊、田畑の被災箇所等の全ての把握は、非常に困難であります。

また、耕作放棄地の崩壊箇所復旧については、補助災害では採択になりませんが、町においては、復旧申請が出されれば申請者に耕作意思を確認し、単独補助として柔軟に対応させていただいております。

大木谷で右岸を災害復旧、これ間違いで左岸ですね。左岸を農業災害、右岸を普通河川として工事しているがなぜかという問いでございますが、平成21年災害の普通河川大木谷川の工事につきましては、ご指摘のような箇所はなく確認をできませんでした。今回の、大木谷川の災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧工事として施工しており、また、隣接

する農地の畦畔復旧及び農地の排土については、農地災害復旧工事として施工をいたしております。一般に、河川護岸を農業用施設災害として復旧するケースとしては、農道橋や河川内の頭首工の取り合いの護岸として復旧する場合や、公共土木施設災害での災害基準に満たない場合において、河川の護岸ではなく、より効用の大きな農地・農業用施設として位置づけ採択を受ければ、農地農業用施設災害として復旧する場合があります。このような場合、補助採択等が重複しないように、申請時に、管理者間で二重採択防止の協議書を交わし、調整することとなっております。

また、山腹崩壊、人家裏の崩壊箇所、溪流・小河川の倒木処理についても、全ての箇所の復旧はできませんが、県の森林整備及び治山課との現場確認、事業内容等を協議し、事業採択が可能な箇所については、県営で施工していただく箇所、県補助事業、町単独事業とに区分をし、計画的に実施をしており、必要に応じ新たな要望も継続して行って参りたいというふうに思っております。

最後に、獣害捕獲の対策をもっと強化せよとのご質問でございますが、シカ大量捕獲わなについては、現在、町内においてモデル的に口金近と西徳久地域に設置をいたしておりますが、捕獲結果は、現在のところ8頭であり、以後も継続して取り組みをしておりますが、まあ、狩猟期に入った影響もあるのか、シカ、イノシシの、シカの寄りつきが悪い状況にあります。また、えさの種類、餌付けの方法、設置箇所の環境、地元住民の維持管理の労力の負担、1基当たり100万円程度の経費等と捕獲効果を、県と共に検証をしながら、次年度以降の取り組み、対応を考えていきたいというふうに思っております。

獣害捕獲については、銃器による捕獲を基本に、猟友会に依頼をしておりましたが、被害が増大する中で、本年7月以降、猟友会と協議を重ね、安全管理を第一に8月17日より、当面、会員1人1基の許可を出し捕獲活動をしていただいております。捕獲費については、銃器が基本で1頭1万円としており、箱わなについては、年度途中からの実施であり、猟友会との協議で検討させていただきたいと報告をしたものであって、当初は、説明をいたしておりません。捕獲活動については、銃器、箱わなを問わず、設置者・捕獲参加者はもとより、地域住民、また、愛玩動物等の安全が第一であり、制限は必要であるというふうに考えております。今後も、捕獲活動に対する問題は、猟友会理事会を通じて、箱わなの安全性、効果、捕獲実績、捕獲活動、捕獲経費等を検証しながら、次年度以降の対策も含め、話し合いをつづけていきたいというふうに考えております。

また、有害捕獲を猟友会に依頼する中で、会員の高齢化が問題であり、免許取得者の拡大を図るとともに、捕獲活動のあり方全般について、町としての支援策を見直し、検討するよう担当課に指示をいたしております。

ご指摘の免許講習会は、社団法人兵庫県猟友会が年2回実施されており、町独自の開催は考えておりません。

野生鳥獣の被害防止対策については、県においても、町においても重要な課題であり、緊急対策として本年も取り組みが拡充されておりますので、その効果を検証し、町として制度上、補完することが必要とあれば検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、笹田議員からのご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、交通困難者に生活交通の確保をということで、お尋ねしたわけですが、先ほどの、

答弁で、まず、最初に嬉しいなとお礼を言いたいのは、例えば、3冊目がなくなってもいいように、かかる人ね、まだまだ引き続き受けなくてはいけないという人は、その本人が申し出て理由を言えば検討するということでしたが、嬉しいなと思うんですが、それは、人数なんか関係なくされることを検討されておりますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これはですね、今、笹田議員なり、これまでも、共産党議員の皆さん方から、度々もう、議会度に、このことを要求されております。しかし、本人なり個人からは、私は、聞いたことがありません。ですから、私が、やはり、きちっと確認をして、どういう状況であるかを確認をした上で検討をさせていただくということでありまして、原則としてはですね、やはり、これだけ佐用町としても全国的にも進んだ制度の中で、この制度を、いろいろと運用をしているわけで、利用される方もですね、タクシーだけではなくて、さよさよサービスなり、またこの、場所によっては、このコミュニティバス、そういうものも、自らも利用する、そういう努力もさせていただくことが必要かというふうに思います。

やはりこれは、多くの公費を使って運行して、運営をしているわけでありましてね、無制限にというか、もう、それぞれの人、一人ひとりに、いくらでも自由にですね、いくらでも使ってくださいということは、多くの皆さんとの公平性から見ても、これは、問題があるというふうに考えております。

ですが、先ほど、笹田議員からね、特別に、例えば、途中ケガをして、どうしても、タクシーでないと介助がないと乗り切れないんだと。いけないんだと、そういうようなね、実態があるのであれば、それは、地域の方、民生委員の方、そういう方々とも協議をして、特別な場合としてのですね、取り扱いを考えていくと。だから、それを、いくらでもしますとか、申し出があれば無制限にしますというようなことを、私は、今、申し上げているつもりはございません。私自身が、そういうことを、しっかりと確認をした上で、十分に検討したいということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、分かりました。

まあ、今の人、一例を挙げたわけですけども、結局、入院をして、結局、もし家族が、夫婦でおられる場合だったら、その人の介護のためにしょっちゅう病院へ行くとか、それから、そういった意味で、今度退院して来てからもリハビリが必要だということですね、もう回数、これだけ3冊目が、もうどうしても苦しいんだという人なんかもあります。そういった実態を、多分、私たちには、言う人が多いんですけど、町長には、言いにくいのかもしれないので、今度から、そういった人があればね、是非、その状況をお話してくださいということも、私どもも言いたいなと思っております。

それと、もう1つ、上限制限ですけれども、これを旧佐用町並みにということ、の時のように復活せよということを要望したんですけども、やはり、奥の方の人が、1,000円ですと、今までは、1,000円でどこでも行けたのが、行けなくなったということで、本当に、

どうしようかと。それで、行きたい時に、さよさよサービスが来ないということもあって、困られている人があるんですけども、それと、1,000 円に戻すということもそうなんです。購入を、今まで購入しなくても配っていただけという、利用できたということですが、購入に、12 枚ですか、を、1,000 円がいるということもあったりして、なかなか負担が大きいいうことで、徐々にね、そういったことを、やはり、していただきたいなと思うんですが、もう一度、同じことばかりですけども、やはり、それだけ住民の希望が多いということなんで、町長に、もう一度、このことをお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、この制度は、そういうご高齢の方、またね、1 人でお暮らしの方、なかなか自分では交通手段を持たない方、そういう方のね、負担を軽減するために行っている制度で、事業であります。まあ、そういうことで、その中で、やっぱり町としても、多くの、この公費、お金を使って制度を、いろいろと考えてね、今、運用をしているわけであります。ですからまあ、このいろんな、そのさよさよサービス、タクシー、こういう、いい所をですね、やっぱり効率良く利用者の方にも使っていただくように、どうぞよろしくお願いいたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それと、先ほど言いましたけども、タクシー券がなくなって、さよさよを使いたい時ですね、結局、今、予約制になっていて、担当医が決まっているので、それも大変だということね、それと、例えば、高年者大学ですか、そういった時も偏ってしまうので、結局、その時には、例えば、佐用の人が、高年者大学に行くのに使えないとか、それから、病院へ行くのにも曜日が違うから合わないという人、まあ、同じことずっと言い続けておりますけども、これも本当に切実な要望なんで、そのへん、費用対効果のことも見ながらですね、そういった観点からも見て、町長に是非、その毎日運行をね、さよさよサービス、勿論、コミュニティバスもそうですが、お願いしたいんですが、そのへんは、今後、どう考えられておられるのか、再度お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうね、場合もあることは分かります。まあしかし、この制度自体がですね、それなりに町としても努力している制度です。まあ、この制度の中で、工夫して、また、我慢して使っていただくということが、そのことを、まあ、ひとつお願いをしたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それでは、結局、先ほども出ましたけども、佐用町の地域公共交通総合、まあ、この総務委員会で出された資料なんですけども、総合連携計画策定の、この目的ですね、その目的を見ますと、やはり交通困難者のための生活交通の確保と。それから、環境問題への対応。そして、目的としてはね、交通不便地域の解消。まあ、さっきも言われましたけども、そのほか、財政負担の軽減とか公共共通に対する満足度の向上。そして利用者数の増加。これを挙げられているんですが、この利用者数の増加なんですけども、やはり、さよさよサービスなど、今まで使ってなかった所の人、例えば、ずっと前に、以前にも町長もお母さんのこと言われてましたが、やはり使い慣れた物を使うという習性というか、そういうことがありますので、やはり、だいぶ浸透したとは思いますが、やはりもっと浸透、PRと啓蒙ですね、その、もうちょっと便利ですよという担当課の方でも、ずっと言われているようなんですが、もう少しPRの方法を強化していただけたらと思うんですが、そのへんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、時間がね、ある程度掛かるということだと思います。まあ、いっぺんまあ、お互いに利用をしていただく。まず、利用していただくきっかけ、これは友達なり、また、今、議員もいろいろと、その方、いろんな方とお話されているようですが、そういう方にも使ってくださいというふうに皆でね、やっぱし、そういうふうなきっかけを作ってあげるといこと。まあ、そういうことを考えていただきたいと思えずし、特にまあ、必要であるということで、じゃあ、必要な中で、そういう制度の使い方を知らないとかね、まあ、そういう個々のやっぱし、個人個人のやっぱし状況が違いますから、そのへんは、町としては、できるだけ広報とか、そういう物ではお知らせをしていますけども、まあ、それ以上について、やはり親切に、皆が、やっぱし、そういう方の状況を見て、皆さんに、その方に、そういうお話をさせていただくということ。そういうことの取り組みが必要かというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） じゃあ、交通の困難者に対して、やはり福祉に、本当に重点を置かれているとは思いますが、より以上の町長の、その福祉に対する気持ちを、もっと強めていただきたいことを最後をお願いして、次の質問に入ります。

仁方のほ場整備の関係ですが、3月に最高裁の棄却を受けたわけなんですけども、結果に対してね、6月議会の議事録によりますと、今回の決定を素直に受け止め、大阪高裁の判決の主旨を尊重し原告の換地処分を再度見直し、是正に向け取り組んでいくことにより、事業主体としての責任を果していきたいというふうに考えておりますという答弁をされている。していただいたわけなんですけども、この昨日の質問にも出ておまして、答弁、先ほどもしていただいたわけなんですけども、話し合いが、まあ、できないということなんですけども、昨日の答弁でね、解決に向けて、組合に話して協力を得たと答弁されていたんですが、

話し合いには、組合だけ、組合の人だけなのか、そして、本人には、どのような通知をされたのか、そのへんをお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この解決にはですね、今、言われました、前議会ですね、答弁、これについてはですね、解決する方法については、まあ、原告の大阪高裁ですね、判決に沿ったものをしようとするればですね、話し合いでもって、そういう形に取る方法と、変更の換地処分をする方法が、まあ、二通りのやり方がある。

で、まあ、最初、話し合いでもってですね、そういう解決ができないかということですね、双方にこう、訴外人についてもですね、私の方が合わせていただいて、いろいろとお話し合いをした結果ですね、今日に至ってはですね、双方の話し合いで、そういう大阪高裁の主旨に沿った形では、できないという判断をさせていただいて、最終的に変更の権利者会議、変更の換地処分ですね、をさせていただくという形で決定をさせていただきました。

その間、当然、地元の問題でもありますから、ほ場整備組合にもですね、協力を申し上げましたし、それぞれ関係者にもですね、話をしてですね、そういう努力はさせていただきましたけども、最終的に、変更ですね、双方が歩み寄る、合意になるところに至りませんでしたので、土地改良法に基づいてですね、変更の換地処分、そして、変更の権利者会議という手続きをですね、させていただきたいというふうに決定をさせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 10月の8日にですね、状況報告ということで、町長から相手方に出されているわけなんですけども、では、その後、今言われたことね、は、報告されましたか。されてませんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） それ、10月の8日以降ですね、いろいろとですね、紛争処理委員会も開いていただいて、県の方で開いていただいて、その中で議論もさせていただきましたし、11月にはですね、県と共に弁護士とも接見してですね、今後のやり方いうのも決めさせていただきました。

それから全国にですね、非常にまあ、よく似通った判例もあって、その後の対応の仕方というものをですね、もですね、そこの、これは愛知土連ですけれども、そこにもですね、問い合わせて、いろいろと対応の仕方いうのを考えさせていただきました。

まあその、議会への報告ですけども、これについては、質問が出ましたので、町としては、こういう方針でいかせていただきたいということで、この議会ですね、質問にお答えさせていただいている状況です。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） その、議会には、報告、今ね、言われてましたし、昨日も言われたわけですけども、その本人にね、本人には、そのことを言われたか、話し合いができないということと言われたかどうか、そのへん、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 11月にですね、そういう各方面と話し合いをしてですね、11月の24日ですね、代理人の弁護士の方からですね、原告本人、原告代理人にですね、文書でもって、そういう解決の方法しかないということですね、通知はさせていただきます。それと前後してですね、訴外人においてもですね、まずは会ってですね、話して状況を報告したいということで、何回か連絡を取ったわけですけども、仕事上ですね、忙しいということで会えませんでした。

で、先日ですね、まあ、会えないので、電話でもいいということと言われましたので、電話で内容を報告させていただいて、今後、そういう手続きをさせていただくということも報告をさせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 今、土地改良法とか、いろいろ言われたんですけども、それに基づいて、まあ、話し合いはできないのということですけども、一時利用地指定変更処分の取り消しを求めて提訴されたわけで、判決の結果は、結局、その取り消しを認めて、元に戻せというものです。ですから、事実上は、その2人だけ、1対1の関係だと思うんですけども、何で他の、この組合員なんかも入ってしなくってはいけないのかということですね。

で、それなぜかと言うと、組合員の中ではね、その、裁判になってることすら知らなかった人が多いですね。それで、途中で、途中経過でも、どういうことになっているのか知らないという、もう、組合員の方が、ほとんどといって、まあ、聞いた人で、全員聞いたわけではありませんが、多いですね。だから、もう少し、1対1の中でできるんじゃないかと思うんですが、そのへんは、いかがなものでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 最初は、一時利用地ですね、指定の変更ですね、取り消しを求める訴訟であります。で、平成18年ですかね、ですね、大阪高裁ですね、そうい

う調整をしている間にですね、双方の主張している間にですね、まあ、換地処分ができましたので、その一時利用地の指定の変更を取り消してですね、換地処分の取り消し訴訟に提起が変わったということです。それで、その、裁判所がですね、換地処分の取り消しの提起をですね、認められて、それ以後はですね、換地処分の取り消しということになっておりますので、最終的に換地処分の取り消しの訴訟がですね、確定したと。換地処分の取り消しが確定したということです。

で、その換地処分を取り消しただけでですね、どういうふうにしなさいというですね、裁判所の中身はございません。

換地処分を取り消すということはですね、換地処分は、従前地と新たに換地をした土地とに移動するものでありますから、従前地に戻るといような形になってきますので、そういう中で、1対1でですね、やる。話し合いであればですね、1対1で、パッと交換すると。同意があれば交換することができるんですけども、話し合いがつかなかった場合には、それに関係する人達もですね、関係者が出てくる。この関係者はですね、土地改良法に照らしてですね、きちっと精査をしてですね、何人の関係者が出てくるのかいうことを、きちっと調査をしてですね、対応はして参りたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） じゃあ、次ですけども、次の質問、次というか、費用の件ですけど、町民の税金ですね、いずれにしても、税金には違いないと思うんですけども、この費用のね、350万円と言われたんですが、これの明細ですね、内訳はどうなっているのでしょうか。ただ単に、何か、この中に裁判費用が入っているのかどうか。3月までで、まあ、終わっているわけで、何回かこう、行かれてますね。そういった中の旅費とかは、まあ、決算書なんか出てくるんですけども、細かいことが分かりません。だから、神戸地裁でどれぐらい。いくらかかったか。また、大阪高裁でいくらか。最高裁は、まあ、却下されたわけですけども、手続き上いくらだったか。そういった内訳が示して欲しいんですけども、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 費用についてはですね、昨日もお答えさせていただきましたようにですね、15年の5月20何日の提起からですね、約354万ですか、かかっている。これは着手金とですね、神戸地裁、大阪高裁のですね、それぞれ口頭弁論等にですね、弁護士さんに対応していただいた費用です。まあ、その神戸地裁でいくら。大阪高裁でいくらというですね、そこまでの振り分けはですね、いたしておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、是非、また、これをして、議会の方でも報告をしてください。

それと、ずっと担当課長がこう、かかわってこられたわけなんですけども、以前にも言いましたけど、やはり課長自体がね、ここで長いこと、この担当されて、中身が分かっているかもしれませんが、合併直後ですけど、町長は、上月の水道課の問題があった時に、そういったこともないように人事異動をね、するということで、たくさん異動されているんです。それで、この件に関しても、私は、旧町の時だったと思うんですが、やはり課長も組合員だからとは言われましたけども、やはり課長も、その中に立って大変なこともあると思うんですが、まず人事異動で、課長を、なぜ、この長いことね、平成 14 年からだと思っただけですけども、ちょっと詳しく分かりませんが、普通の課長よりも長くここにいられるというのは、どういう理由があるのでしょうか。そのへんお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 人事に関して、それぞれ、いろいろとね、その理由はありますし、必要であるから、そういう人事をしているのであって、その理由が、どうであるというようなことは申し上げることはできません。私は、申し上げます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、町長が言われた、そのことも思い出して、やはり考えるべきだと思っただけですけど、そのことをお願いしまして、次の質問に入ります。

次は、災害の復旧工事のことですが、もう昨日から、いろいろこう出ておりますので、重複するかもしれませんが、なるべく簡単にしたいと思います。

まずその、山や田畑の災害状況、非常に困難で、それは、分かります。山に入れなくてもたくさんあるので、困難だとは思いますが、やはり、手分けしてでも見ていただいて、本当に荒れている山や田んぼの様子を、もっと把握していただきたいと思っただけです。

そして、隣接地が減反などの、この放棄地の分ですが、これは、申請があれば、その様子を見てするということですが、やはりこの、ポンと基準になっているからというんじゃないかと、やはり、こういった制度自体をね、今回も、町は見て、ある程度、農家とか、その地権者の方の意見を聞いて対応はされているんですけども、やはり、そういったことをね、国の方に要望して欲しいと思っただけですけども、そのへんは、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 町長もですね、答弁されましたように、国のですね、補助災というのは、やっぱり採択基準というものがございまして。それをですね、要望して認めていただこうとすればですね、その国のまあ、農地の方は暫定法言うんですけども、暫定法とですね、暫定法の要領というもので変更していただかなければならない。そういうことしなければ、そういう採択、佐用町だけ、そういう特別扱いでということではできないと思っただけです。これは全国的な統一事項ですので、そういうことで、ご理解をいただきたいと

思います。

まあ、耕作放棄地についてはですね、本来、採択、町でもですね、採択すべきものではないというふうに思っています。しかしながら、保全管理ですね、耕作放棄地じゃなしに保全管理、生産調整等ですね、とか減反、今までの減反政策で保全管理をされている所についてはですね、本人さんに耕作する意思があるのか、ないのか。当然、耕作する意思がなければですね、やはり農地として復旧することも、なかなか困難でございますので、そういう本人さんに、耕作する意思を確認をしてですね、今後も耕作する意思があるよ。そして、これから優良農地として守っていくんですよという意思が確認できればですね、それぞれ経済的な工法を見極めてですね、まあ、そういうことで、町としてですね、単独助成として復旧をしていただいております。そういう柔軟なですね、住民の声も聞いた、柔軟な対応はさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、そういった所、柔軟にしてもらったと言って喜ばれている人もあるんですが、反対に、申請がもうその、耕作放棄地はできんのやという、その、周りから聞いて、もうできないと諦めている人もあるんですが、例えば、たくさんあるんですけども、奥金近の方なんですけども、途中までは普通河川で工事をして、その上が谷川なので、崩れているけど、してもらえないと。そういった所もあるんですが、どうしたらいいだろうかということ、相談をしたらということはあるんですけども、そういった箇所がたくさんあるんですね。

やっぱり、その、耕作放棄地、する意思があるかないかいうことは勿論なんですけども、やはり、そういう所を放っておくことによって、また、次の災害が起きると。そういった悪循環になると思うんですね。

昨日の話では、谷川などの土砂とかも除ける。計画的にするということも言われてはいるんですけども、やはり、その、田んぼがある。で、まあ、例えば、今さっき言った所などは、息子がしたいからと、今はやってないけど、もう少ししたらしたいというような声を聞いとんやというところもありますのでね、そのへんの対応を、やはり、ただ、今、耕作放棄地だからというんじゃなくて、本当に確認をするとは言われましたけど、もっとして欲しいと。そしてまた、農地と、それから佐用町を守る。環境もそうですし、自然もそうですし、安全安心という面で、やっぱり、そういった所を大事にさせていただくためにも、確認をもっとして、やっていただきたいと思います。

それと、次に、大木谷で、左岸を農業災害、今この、右岸を普通河川として工事をしていくということで聞いたんですけども、片方は、公共土木、今、町長は把握してないと言われたんですけども、この川、他にも、そういう所あると思うんですけども、川が流れて、上流に向かってですから、下流に向かって、右岸、左岸ですので、右岸が田んぼなんですね。田んぼが、は、その公共土木ですね、普通河川扱いにされていると思うんで、されているんです。赤い杭が立って。で、直ぐ前側ですね、もう今工事が、ほとんど終わってますが、ちょうど、その前になる部分は、農地ということで、負担がいるということで、その理由がね、今、言われましたけども、もう少し詳しい理由をお聞かせ願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） あのですね、笹田さん、ああすいません。笹田議員のですね、おっしゃる所、以前にも聞いたかと思うんですよ。で、現地はですね、確認をしております。で、右岸側を、右岸のですね、の護岸は、公共土木ですね、乙災。左岸の護岸も乙災です。で、その裏の、排土、土砂が溜まっています。田んぼにね、土砂の排土については、農地災害でひらっています。で、それによって、護岸とですね、農地との境界というのは、先ほど、町長も答弁されましたようにですね、二重採択防止を結んでですね、ここまでは護岸、ここまでは農地という形でしています。

笹田さんの言われている所が、同じ所であればですね、左右岸は、乙災。公共災害で拾っています。それ以外の所はですね、農地で拾っています。

まあ、これはですね、査定の時にでもですね、査定官なり立会官がですね、二重採択防止の協定はどうなっているかということが、提示せよということで、常に提示しておりますので、そういう二重になるという所はですね、ないというふうに思っております。

それと、公共災害でですね、採択しにくい所については、農地のですね、水路という形、受益者負担の発生はしますけども、水路という、より公用のね、効く対応の中でですね、処理は、対応は、させていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） なぜ言うかと言うと、まあ、それは護岸として扱っていただいた所は、大変ありがたいと。で、今までは、そこを、なかなか護岸として扱ってもらえてないんです。その、5年前も同じ所がなっているのでね、で、今回なったので、ありがたいんですが、その理由が聞きたかったのと。

それから、そういった所が、まだまだ、たくさんありますので、やはり確認をして、そういう公共土木の扱いで、これからもやっていただきたいと思います。

それから、次に山腹崩壊とか、人家裏ですね、これはまた、現場を確認して、その本人が、こういう申請をして、現場を確認してということなんで、是非、人家裏なんかで、まだまだ、そういった所があって、もうどうせ年取って死ぬんやから、どうなってもいいんやとか言うて、諦めておられる所もあるんですが、やっぱり命を助けるためにも、人家裏は、やはり緊急に対策を取っていただいて、その本人などにもお話をさせていただいて、是非やっていただきたいと思います。

他は、昨日たくさん、小河川とか谷川、それから、治山事業の件を言われておりましたが、是非、計画的にやられておりますが、より以上の佐用町の安全を守るためにも、是非、続けてやっていただきたいと思います。

で、最後なんですけど、獣害駆除の対策なんですけども、町長は、その今、先ほどから、今までにずっと聞いていても、猟友会とか県との関係をずっと言われるんですが、町として独自の、その、捕獲ですね、駆除、そういった対策は考えられませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長(庵逄典章君) 独自と言っても実際に捕獲するのはですね、じゃあ、誰がするのか。誰にさせていただくかということですから、これはやっぱり町内の猟友会、実際にまあ、その捕獲ができる、やっぱり力の持った方をお願いして、その中で町としても、それに対するの助成をしたり、まして、行っていただくためのですね、その制度を作ってやっているわけですよ。独自に言うたら、どういうことを、じゃあ、考えられますか。

〔笹田君 拳手〕

議長(矢内作夫君) はい、笹田君。

8番(笹田鈴香君) 例えば、美郷町ですね。島根県へ行ってきたんですけど、佐用町も何か、2月頃に視察されたということを聞いてはいるんですが、この美郷町ではですね、その猟友会だけに委託じゃなくって、免許を持っても猟友会に入っていない人もあります。そういった人達を集めて駆除班を作って、昨日まあ、集落でという話も出ておりましたけど、そういった駆除班を作って、そこに対する援助ですね。援助というより、勿論、本人達も一生懸命頑張って、駆除しようというために免許を取っているわけですから、そういった人のために、その美郷町では、例えば、講習会ね、さっき年2回と言われましたけど、2回あるのは、姫路と神戸なんですよ。そこまで行こうと思ったら大変で、前、町長は、バスは出してあげますということを言われているんですけども、遠くまで行かなくては行けない。だから、佐用町でも、現在、結構たくさんの方が免許を取られております。で、そういった人のための、その講習会をね、来てもらって、猟友会に頼む。それこそ、猟友会に来て講習をしてもらおうとか、そういった免許を取るための講習会ね、そういったことは考えられませんか。

〔町長 拳手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) まあ、講習会はね、それぞれ、いろいろと受けていただいて、その、わなの免許を取っていただくとか、そういうことは、今、進めておりますし、今、たくさんの方も、そういう、わなの免許を取っていただいたり、ただ、実際に駆除していくとなると、猟友会の方と一緒に協力いただいて、まあ、そういう、やっているわけでね、その、やはり、今の大型のわななんかの、今、仕掛けについてもですね、やはり、猟友会だけではできない。やっぱり、地域の方も一緒に協力して、餌を撒いたり、また、どういうふうに、今、このシカ、イノシシが入ってきているか、そういう状況を確認して、その施設の管理をして、そして、実際に捕獲した時には、やっぱり、その猟友会の方にですね、この処分等については、やっぱり一緒をお願いしていかなきゃいけない。そういう取り組みをしているわけで、それは、言えば、町独自にというやり方、それは、美郷町でも同じようにされているんじゃないですか。同じ、佐用町も、そういうふうに取り組んでいるということでもあります。

〔笹田君 拳手〕

議長(矢内作夫君) はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それとね、まあ、講習のことも言いましたけど、結局、山に入るためのね、登録なんですけど、登録費用も要るわけです。ただ、免許を取るだけじゃなくて、免許を取るのに、例えば神戸行くと、講習会を受けると、3 回行かなあかんことになるんですけど、講習会をせずに自分でやろうという人は、まず筆記試験があります。それで、1 回。で、その次に、実技があります。で、それで OK が出ると、点数を取ると免許に受かるわけなんですけども、その後、3 年ごとに更新がありますね。で、更新があったら更新費用も要ります。それと同時に、毎年ですね、毎年、山へ入るための登録費用というのが、県税になるんですけれども、8,800 円要りますし、それに収入印紙が 1,200 円要ります。これらは、松浦市とかですね、串本町なんか、まだ他にもあると思うんですが、ちょっと調べた中では、そういった所もしてますし。それから、保険に加入をしなくては、この登録証がもらえませんので、保険に入るためには、去年までかな、一昨年までは 3,000 円だったんですが、これは銃ではありませんけどね、わなの人でね、これで 5,000 円要ります。で、美郷町なんかでは、この今、190 何人おられるそうですけど、免許を持った人ね、猟友会だけじゃないですよ。入ってない人も含めて、美郷町では、100 万ほど予算化しているという、こういったことも聞きます。

本当に獲る気であれば、やはり、もっともっと、いろいろ考えてしないと、ある程度、今年も、大分獲られてますけども、22 年度の 4 月から 10 月だけのシカでも

議長（矢内作夫君） 後、1 分になりましたよ。

8 番（笹田鈴香君） はい。

797 頭ということになっています。昨日、1,200 頭とかいうことも出ておりましたけれども、本当に、獣害で、皆、困っているんです。議員も、ずっと言い続けてますし、本当に住民からも聞かれていると思うんですが、そのへん、もう少し、本腰を入れて欲しいと思います。最後に、そのことをお願いします。答弁。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、端的にお願いします。

町長（庵逄典章君） 議員の皆さんからも、度々お話をね、この問題については、取り上げられておりますし、私も、そのことは、もう従前から、十分に承知して、これは、もう、いろいろと、機会にですね、お願いをし、対策を強化していただく。その対策も、県も取り上げてやっていただいておりますし、町としても、全力を挙げて、今、取り組んでおります。それは、もう、そのことについては、十分、私も分かっておりますしね、ただ、なかなか決定的な、その、この対策が、なかなか打てないと。そのために、県もね、新たな対策ということで、また、今年も専従班、県からも直接まあ、こういう駆除班を作ってますね、捕獲班を作ってやっていこう。直接、県も乗り出そうというところまで、こぎつけているところです。引き続いて、取り組んで参ります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、笹田鈴香君の発言は終わりました。

続いて、17 番、平岡きぬ糸君の発言を許可します。平岡君。

〔17 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17 番（平岡きぬ糸君） 17 番議席、日本共産党の平岡きぬ糸です。私は、通告に基づき、2 項目について質問を行います。

まず 1 項目目は、来年度からの学童保育の実施についてです。学童保育は、親の働く権利と家族の生活を守る役割があり 1998 年から放課後児童健全育成事業として児童福祉法にもとづき、国と地方が責任を負うことになりました。本町では、旧佐用に続き三日月小学校で平成 20 年から夏休み開設。平成 22 年には、上月小学校でも夏休み実施されました。保護者からは、夏休みの開設だけでなく放課後も小学校区ごとに学童保育を開設して欲しいという要望があります。

11 月 22 日の総務委員会では、来年度は全小学校を対象にマリア幼稚園 1 箇所で、通年の学童保育を実施すると説明が行われました。来年度の学童保育の計画についてお伺いいたします。

1、事業の運営委員会は作られるのでしょうか。

2、来年度からの計画に保護者の声はどのように活かされておりますか。

3、総務委員会で、各小学校区で実施できない理由は、指導者の確保ができないと説明されましたが、指導者の体制はどうされるのでしょうか。

4、来年度の学童保育の対象者や希望者は何人ですか。

5、保護者の負担軽減を求めたいと思います。

6、子育て支援センターとの関わりは、学童保育はどうなりますか。

次に、2 項目目、高齢者が安心して暮らせる介護保険についてを伺いします。

厚生労働省は、11 月 19 日、2012 年度からの介護保険制度改訂に向け見直し案を明らかにしました。また、11 月 25 日には、社会保障審議会介護保険部会の意見書で、公費負担を、現在の 5 割から 6 割に引き上げる。このことを退け、利用者的大幅な負担増や要支援者を保険給付対象から外す方向が打ち出されました。負担あって介護なしといわれる介護保険の実態を、いっそう深刻にする内容で、全国老人クラブ連合会委員から強い批判の声が出されています。高齢者が安心して老後をおくれるようにするためには、介護保険への国の公的負担を大幅に増やし、安心できる公的な介護制度を実現することが求められております。

9 月議会で、私は、国の介護保険制度の見直しにむけ、佐用町の高齢者の生活実態を調査し、国に改善を求めていくことを質問いたしました。今後、保険料の引き上げをおさえ、利用者の要望に応えた制度にするために、改めて、町の実態とその支援について、町長の見解をお伺いいたします。

1、一人暮らしや高齢者だけの世帯数は。

2、老々介護世帯の実態と支援内容は。

3、療養型病床の削減方針は、継続されております。その影響は。

4、特別養護老人ホーム待機者の解消について。

5、在宅介護者の実態と支援内容は。

6、介護従事者の労働条件の実情と改善対策。

7、老人福祉施設の安全性や防災対策の実態、その指導と援助内容は。

最後に 8、財源について、消費税増税へのレールを敷く論調が目立ちますが、低所得者に負担の重い不公平税制の消費税の増税では弱いものいじめに変わりはありません。大企業・大資産家への過大な減税や軍事費の浪費にメスをいれて社会保障を拡充することで展望を開くことになるとと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくご回答をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、最初のご質問であります学童保育のご質問に対しましては、後ほど、教育長の方から答弁をしていただきます。

私の方からは、介護保険についてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、一人暮らしの世帯数ということではありますが、1,267 世帯、1,267 世帯でございます。

次に、高齢者だけの2人世帯は895世帯。3人世帯は36世帯というふうになっております。どちらも平成22年10月末現在の住民基本台帳上の65歳以上の世帯数ということでございます。

次に、老々介護世帯の実態と支援内容についてでございますが、2人世帯及び3人世帯の高齢者合わせて931世帯が高齢者だけの世帯ですが、必ずしも全世帯の方が介護を必要とされている世帯とは言えません。佐用町においても老々介護の世帯は、高齢化社会のなかで深刻な問題のひとつであり、現在、在宅老人介護手当事業を実施し、介護者又は、在宅老人の精神的及び経済的負担を軽減し在宅の福祉の向上に寄与をしております。

次に、療養型病床の削減による影響についてでございますが、介護療養型病床の転換は、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービスの提供と、医療・介護の総費用の減少等を目指しております。この削減方針に沿って療養病床の転換が進められたといたしましても、佐用町では、入院中の高齢者の方が行き場を失うようなことは無いというふうに想定しておりますし、行政といたしましても適切に対応してまいりたいと考えております。

また、国の介護保険施設の総量規制が見直されることもあり、今後、療養病床の削減方針も見直される可能性もあり、国の動向を注意深く見守っていきたいというふうに思っております。

特別養護老人ホーム待機者の解消については、佐用町だけでなく、国においても深刻な問題となっております。佐用町においても待機者が入所できるまでの間は、在宅介護サービス等を提供し、入所されるまでの生活を支援を、当面していききたいというふうに考えております。

在宅利用者の実態は、平成22年9月末現在で、要支援1が76人、2が116人。要介護1で166人、要介護2で148人、3で102人、4が60人、要介護5が34人となっております。在宅利用率は全体の71.9パーセントになっております。

まあ、支援内容には、在宅サービスの種類といたしまして訪問介護サービス、通所介護サービス等がございます。

次に、介護従事者の労働条件の実情と改善対策についてのお尋ねでございますが、昨年4月に介護従事者の処遇改善を図ることを目的として、約3パーセント増となる介護報酬改定が実施をされたことは議員ご案内のとおりでございます。この介護報酬改定により、その後の追跡調査によりますと、町内の45介護事業所では、介護従事者の処遇改善として、報酬改定を踏まえて給与引き上げをした事業所が14箇所、報酬改定に関わらず給与引き上げた事業所が10箇所ありました。一方、定期昇給分のみ引き上げをした事業所は17箇所ございました。

このことから、介護報酬改定等の施策は、介護事業所の勤務条件の改善、働き手の確保等に一定の役割を果たしたものと考えております。高齢化率が高い本町にとって、介護事業所の安定経営と介護従事者が安定することは、安心して暮らせるまちづくりにも繋がります。

ますので、介護従事者の労働環境についても、今後、注視していきたいというふうに思います。

次に、老人福祉施設の安全性や防災対策の実態、その指導と援助ということの内容についてでございますが、現在、佐用町内には、老人福祉施設が4箇所あり、それぞれの施設で避難訓練等の実施、防火対象物の点検を毎年実施をされております。

また、国が老人福祉施設の防災対策として、スプリンクラーの設置の補助等も行っております。佐用町内の老人福祉施設の安全性、防災対策については、町民の命を守る大切な施策のひとつであり、今後とも警察、消防署等と連絡を密にし、万一の体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

最後に、介護事業制度維持のための財源についてのご質問でございますが、介護保険制度がスタートした平成22年度から、社会全体で高齢者を支えあうを基本理念に据えて、運営が開始をされたところであります。以来、本制度は40歳以上の国民は介護保険料を納付し、65歳以上の高齢者がサービスを利用すれば1割分の利用者負担金を納めるという内容で、全国的に、この制度が定着をしてきております。しかし、介護保険料等は全国的に見て、次期計画を迎えるたびに増加傾向にあり、佐用町においても年々給付費が伸びて、介護保険会計を圧迫をしております。今後高齢化が更に進み、超高齢化社会になると介護、福祉、医療等の社会保障の拡充は不可欠であり、財源をどこに求めるかは喫緊の課題であると思っております。

まあ、ご案内のとおり、国においては改正に向けて公費負担割合や保険料額の推移等がいろいろと議論をされておりますが、財源不足の補填手法としての消費税論議も広く国民的な議論をいただきたいというふうに思いますし、社会保障制度をどうしていくかを総合的に考えていく中で、税制改正をはじめ、利用者負担のあり方を議論してもらいたいというふうに考えております。まあ、その結果として、公正・公平な制度として更に国民生活に根付き、この制度が運営されることを切に願うものでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。後、教育長、お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、引き続きまして、学童保育の実施につきまして、答弁させていただきます。

まず、事業の運営委員会は作るのかというご質問でございますが、事業の運営委員会は、現在のところ考えておりませんが、今後は、保護者会等の育成を検討していきたいと考えております。

次に、来年度からの計画に保護者の声はどのように活かされるのかというご質問でございますが、今まで、希望者が少なく実施に踏み切れなかった校区も学童保育ができるということが、まず活かされたと捉えております。今後の運営につきましては、できるだけ保護者の意見も取り入れたいと考えております。

次に、指導者の体制はというご質問であります。昨今、全国の学童保育による事故の報告が多発している状況もあります。そういう中で、児童への危機管理対応について、知識が必要と考えております。そこで、児童福祉施設最低基準第38条に規定する、児童の遊びを指導する者の資格を有する指導員体制の整った佐用マリア幼稚園で学童保育を実施したいと考えているところです。

次に、対象者や希望者はというご質問であります。対象者につきましては、概ね10

歳未満としておりますが、保護者からの申し出により保育の必要性があれば対象者とする考えであります。次年度の希望者につきましては、条例に基づいて募集となりますので、現在は、掌握しておりません。今年、佐用小学校区が 37 名、利神小学校区が 7 名、江川小学校区が 7 名、上月小学校区が 5 名、久崎小学校区が 6 名、徳久小学校区が 2 名、三河小学校区が 13 名、計 73 名の登録となっております。この内、40 名が佐用マリア幼稚園で、6 名が上月小学校、16 名が三日月小学校の計 62 名が利用をされました。

次に、保護者の負担軽減を求めるとのご質問ですが、近隣市町の保育料を参考に 1 時間当たり 100 円を基準として月額 8,000 円の保育料を設定しております。算定に当たっては、保育園の保育料の減額基準を参考に、保護者からの申請に応じ、所得の低い世帯につきましては、保育料を軽減、免除し減額できるようにしております。

最後に、子育て支援センターとの関わりはどうかのご質問ですが、学童保育と子育て支援センターとの関わりは、非常に大切だと認識しております。連携を図りながら、次世代育成に取り組みたいと考えております。また、子育て支援センターでは、ファミリーサポート事業があり、比較的、利用日数や利用時間の少ない児童につきましては、学童保育より利用しやすい面もありますので利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、学童保育に関する、答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まず、学童保育から再質問をさせていただきます。

学童保育の希望については、町が行っているアンケートで、次世代育成事業のアンケート調査でも、学童保育事業を利用したいけれども、利用できないという理由として、近くに学童保育事業がないこと。それから、子育てに必要な支援対策として、仕事と家庭の両立、子どもが遊べる場所づくり、こういうのが、アンケートの声として大きくなっておりますので、そうした意味でも学童保育の実施というのは、住民の声に応える事業だというふうに、そういう立場からお伺いするんですけれども、先ほど、報告がありました、希望者のことなんですが、佐用、それから利神ですか、ずっと人数、上月、久崎、徳久、三河というふうに、合わせて 73 人、これは希望者で、その後、言われた人数の、マリア、上月、三日月。まあ、上月、三日月については、夏休みだけという限られた事業だったんですけれど、それぞれの利用が 62 人というふうにありました。

で、ここで伺いたいのは、希望として、徳久、三河で、人数が上がって、南光地域ですけど、上がっておりますが、この方々は、この 62 人の中には、入っていますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 三河は、残念ながら、登録の中に入れておりませんが、徳久の 2 名は、登録の中に入れております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 先ほど、アンケートの結果にあったように、学童保育を希望したいけれども、近くに事業をしていないから、利用できないという実態ではないかと思うんです。

で、そこで、来年度からの具体的な事業計画について、保護者の声を活かしていくという点で、今後の運営に活かしていきたいというご回答ではあったんですけども、スタートの段階で、1箇所を実施するという方針なんですけれど、総務委員会で初めて、初めてというか、聞かせて、当局の考えを聞かせていただいた時に、校区で1箇所ずつやるのではないかという認識でいたものですから、非常にびっくりしたんですけども、そういうような、議員としても、そういうような受け止めなので、その点、父兄というか、関係者には、その、佐用町内1箇所を実施するという点について、まあ、これまで、マリア幼稚園さん、それから、夏休みだけ限った上月、あるいは三日月での実施した、その内容は、教育委員会としては、取り組みの成果というか、成果の上で、こういう判断になったかと思うんですけど、その点を、もう少し詳しく説明していただけませんか。その内容と、分析した結果、こうだったというふうな、その経過について、ご説明願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 成果といいまして、実は、総務常任委員会で、僕、お話ししましたが、実は、指導者。実は、ずっと、三日月が始まってから、20年から始まりましたが、毎年指導者が変わっております。それぞれの夏季の特別の学童保育でございますが、その中では、概ね6名から8名の方が1日10時間の保育をするわけでございますが、で、やっぱり、その中では、どうしても施設が整備されていない。当然、エアコンとか冷蔵庫、テレビ、そうした物が必要になります。で、遊んでいる子が、側で夏休みの宿題したい。で、ばたばたやって落ち着きができない。1箇所では、こう、開設できなかったということで、非常に問題があったということと。

それから、どうしても指導者自体の、学童保育に関しましての、方針とか計画、そうしたものを1日の流れを打ち合わせしたりして、そうした流れが作りにくいということも大きな課題でございます。当然、日誌の作成やら、午前中、午後の引継ぎ、そうしたものも、非常に大切でございます。で、答弁にもありましたが、近年、学童保育の中で、事故が起こってきているということもございます。落ちたりとか、川遊びの時間に行って、川遊びで溺れたりとか、おやつを喉に詰まらせるとか、いろんな、最悪の場合、死に至るような管理状況があるということも心配しなければいけない大きな要因であると思います。そうした方々を、ただ臨時的に、午前中、午後に分けた、臨時のパートの職員の方に、お願いするというのも、非常にこう、問題かと思っておりますのと。

それから、児童の遊びを指導する資格を持った方、そうした方々に、きちっと保育をお願いしたいと思っております。そういうことで、この度、そうした資格を持っている施設でお願いしたら、一番、子ども達が安全で、安心できる保育ができるんじゃないかということで、そういう方向を現在、進めていっているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 事業実施に当たっては、一番最も大事な、その指導者の確保が、マリア幼稚園だったら、備わっているから、とりあえず、とりあえず、そこ 1 箇所を実施するということなのか、その、先ほども、希望はするけれども、実際に利用ができなかったのは、その、遠方な方ですよ。そういう人に対しては、そのマリア幼稚園 1 箇所を実施するということについてね、また、希望はするけれど、実際利用できないのではないかと不安があるんですけど、父兄にとっては、やっぱり近くで、それから、地域にとっても、子ども達が、やっぱり地域の中で、学童保育もね、子ども達が、その地域で育てられるという、そういうあり方というのが、望ましいと思うのです。それで、まあ、1 箇所ですていく、指導者だけの点で、していくという、また、部屋のことなど、まあ、学童保育に必要な条件が、とりあえず揃っているから、そこでやるというのは、保護者の理解は、そこで私は、まあ、保護者に対して、事後承諾、まあ、こう決めたから、それに合わせるではなくて、やる上で、意見も反映できるような、そういう形を取るというのが大事だと思いますので、その点は、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 議員、おっしゃるとおりに、本当は、学校ごとに、そうした対応が、学童保育が開設できたらいいと思います。

ただ、学童保育につきましては、先ほど、議員が言われましたように、千九百、14 年前に、法で、学童保育をこう、しなければいけない部分につきましては法律が制定されたわけですが、制度化されておりますけれども、その要件としては、どうしても、そうした施設、いろんな諸用件を整えたことが、補助を受けるにしても、最低限必要となっております。そういう部分では、20 名以上、251 日以上学童保育を開設しなければいけない。実際に、夏季につきましては、こういった状況でありましたが、年間を通じて実施するということになりましたは、先ほどの答弁にありましたように、本当に、日数が限られたり、通常の、毎日も必要ない、これだったらファミリーサポートを利用するのがいいんじゃないかなという、そうしたことも、子育て支援センターと連携を取りながら、年間を通じての利用しやすい方法を検討していかなければいけないと思っております。

まあ、そういうことで、指導者と施設、それから、それに伴います諸条件を整えなければ、本来、行政が責任を持って学童保育を進めることはできないと思っております。

まあ、その用件を満たすには、非常に、指導員につきましても、課題が大きいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 学童保育の関係では、その定員について、委員会の中で、説明を 60 人というふうに、マリアさんの場合、1 箇所を実施するのに当たって言われたんですけど、全国の、その、学童保育連絡会が適正規模としている人数、定員は、40 人未満とい

うふうに聞いているんですけども、まあ、必要な小学生全てが入所できる学童保育という意味では、60人の定員の中で、スタートだから、そこでということなんですけれど、20人というふうな規模でも実際やれるのではないかと思うんですけど、それは、追求するということは、考えありますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 現在、それぞれの学童保育が、どういった条件の中で、学童保育が全国的に実施されているかということも、非常に、アパートの一室であったり、集会所の1室であったりとか、そういう条件の中で、実施している場合には、いろいろと条件が異なっておりますが、現在、想定をしておりますマリア幼稚園につきましては、広い遊戯室とか、テレビ見る部屋、それから、読書ができる部屋、そうした部屋が、当初から設備的には整っておりますので、そういう状況の中では、概ね60人ぐらいいけるという状況。状況と言いますか、指導員の配置もできるということでの、話し合いをこう、今、進めておまして、現段階では、去年の申込状況、実際に利用された方々の人数を加味しながら、60人でいけるのではないかなということで、当然、それよりオーバーするとか、かなり増えるということになりましたら、それは別問題で、しっかりした対応を別途考えていかなければいけないと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） そのまあ、去年の実績から60人の利用があったので、その定員ということで、まあ、決められたということなんですけど、それはまあ、一番最初にお尋ねした、その希望はするけれども、利用していないという人を、頭からまあ、排除していくことになりませんか。一箇所、集めるというか、その、児童を、そこで保育していくのは、具体的には、どのように考えておられるのですか。その、希望する人が、皆、ちゃんと行けるようになりますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） はい。まあ、佐用小学校でも、登録者より実際の利用者が少なかった。とりあえず、登録しておけば、いつでも、通年で、マリアの場合は、実施しておりますので、まあ、登録だけしておこうという方もいらっしゃると思いますが、実際に、こうした利用される、登録されるご家庭においては、実は、結構、祖父母がこう、いらっしゃる、お迎えは、そうした方が、お迎えに来られたり、本当に必要な方であるかどうかということも、これから、しっかり見極めていかなければいけないんですけども、そういう家庭でも、きちっと子どもを見れる家庭であっても、そういった申し込みしたり、実際に登録だけに済んでいるという実情もあるんじゃないかなと思っております。

この度は、かなり遠方からの、迎えに行く部分につきましては、これから、まだ課題も

残っておりますが、全小学校から、中心的には、スクールバスを利用して、学校からマリアまで連れて来るといふ、そういう方法を取っておりますので、学校ごとの申し込みがあったら、対応できると思っております。

ただ、保護者の通勤のこと等から絡み合わせまして、迎える所が1箇所ということで、ご不便をおかけする状況も出て来ると思いますが、とりあえずは、今年の場合は、23年度については、この方法で、いろんな課題や問題、そうしたものが出来来ましたら、その時点でまた、再度検討する、していけばいいんじゃないかなと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 学童の実施に当たって、具体的に、その、児童をスクールバスで集めていくということなんですけれど、この点でも遠方の場合は、そのバスに乗る時間が、結構長時間ですし、実際の、その、学童保育の保育の内容からして、きちんとできるんでしょうかね。そういう時間の方が、結構あるというの、最初から問題ではないですか。

それから、親の就労などからして、開設日は、土曜日なども考えておられるのかどうか。

それから、いわゆる小学校、今の現在の佐用町の小学校だけではなく、特別支援学校の児童生徒については、対象としておられますか。

それから、一番問題とされている指導員について、有資格者で複数対応する体制というのが、望ましいんですけど、指導員については、その、今の、現時点でのマリアさんだけの固執するのではなくて、そうした、地域で、学童保育が実施できるように、育てていくという考えは、今、お持ちですか。

たくさん言いますが、時間的なことがあるので、もう1つ、その、国に対して、学童保育は、その予算が、まだきっちと、基準もそうですけれども、確保していかなければいけないという課題があります。これに対して、実施する立場から、ちゃんと予算確保の声も挙げていく必要があると思っておりますが、その点、4点ですか、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 教育課長。

教育課長（福井 泉君） 確かに学校は、遠方の所におきましては、学校が早く授業が終わって、子どもをスクールバスが送って行って、それから、バスに乗って、施設まで来るといふこととなりますが、とりあえず、放課後、子どもの保育でございますので、バスが来るまでは、学校の先生方に若干、見ていただいて、バスに乗せていただくまで、学校でお願いしたいと思っております。

で、かなり距離がありまして、概ね30分以内では、マリアへ来ることができます。

それで、後、土日は、現在のところは考えておりません。

それから、特別支援学級につきましては、既に、夏季の特別保育でございましたが、支援学級の児童も利用しております。制限は持っておりません。

それから、指導員につきましては、地域で育てるといふんがありますが、最低、今、資格といいましても、これは、教員資格とか保育士の資格、そうしたものがこう、資格といっておりますが、育てていくといひますか、まあ、そうした資格を持った方が、なかなか、従来、夏季保育をやった時にも、実際なかって、ほとんど、そうした資格を持ってない方

にお願いすることになりました。まあ、そういう実際のこう、指導者が大変でありますし、施設の状況にもよるんですけども、大変ですので、当面、慣れた方をお願いしたいと思っております。当然、そうした方々の登録とか、育成はしてかなければいけないと考えます。

それから、補助金につきましては、要望、まだ、はっきりした基準はないんですけども、概ね今の段階では、国、県、3分の1で、3分の1が町補助となっておりますので、まあ、あの、入出を除いた部分の補助ということになってきます。これらの補助は、多いほど助かりますが、なかなか今の段階では、保育の実施自体が、それこそ公設民営であったり、公設で公営であったり、いろんなこう、仕組みがありまして、なかなか学童保育そのものが統一されていないというような部分で、なかなか補助基準も、きちっと、定めるのが難しいんじゃないかなと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） すいません。じゃあ、2項目目の介護保険について、お伺いしたいと思います。

9月に引き続いて、介護保険の制度が国で、2012年から改正になるということで、今、ちょうど、国の方で、その作業が進められているということで、町の実態を反映していくことを求めて、9月では質問したんですけど、その、町の実態。いわゆる保険、第一、第二段階とか、それから、利用者の関係とか、質問して回答いただいて、そうした人たちが受けやすい、改善される介護保険制度になるようにという思いでしたんですけど、町の実態は、その、今回発表された内容、1つは、要支援、軽度の介護者を保険給付の対象外にするとか、利用料を1割から2割に倍増していく。また、ケアプラン作成は、有料化するということや、その有料化の内容は、要支援は1,000円。あっ、要介護者1,000円。要支援は、500円の負担にする。あるいは、あの、施設の入所に、2人から4人部屋の部屋代も保険から外して行って、月5,000円の負担をしていくとか、年収320万円以上の人は、利用料2割に増やしていく。更に、施設の低所得者、住民税非課税世帯の負担軽減も制限していく、こういう内容になっているんですが、この点は、発表された内容について、どのように、町としては、受け止められていますか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、利用者の負担が少ないほどいいということは、十分に、それは誰もが分かることであり、望んでいることです。

ただ、介護保険制度として、これは、国民皆が負担をして、また、それで、この介護給付、介護サービスを行っていくという介護保険制度ですから、ですから、給付と、その保険の介護保険料、まあ、ここのバランスがね、やっぱり取れていかないと、この制度の維持ができないということだと思っております。当然まあ、この介護保険制度がスタートして10年が経ってですね、当初の介護保険料から、ドンドンと、改定ごとに値上げをしていかなきゃいけないという実態、それは、介護給付者、サービスを受ける方が増えているということです。あります。

佐用町においてもですね、今回の補正予算にも、貸付金から借り入れ、まあ、1,800万円ということで、挙げさせていただいておりますけれども、それは、10月現在で担当者の方で算定をして、もう介護保険の給付が増えておりますので、介護保険会計として、借り入れをしないと、まあ、やっていけないだろうということで、算定しておりますけれども、実際、先般、再度、県の方からですね、今年度の状況というのを聞かれた時に、計算をし直しますと、今のところ、やはり、2,700万ぐらいを、今、予定をしないと、ということで、更にまた、必要であれば、補正をしていかなきゃいけないという状況です。

まあ、これ、国全体においても、今、介護保険料の平均がですね、例えば、今、4,000いくぐらいになっていると思うんですけれども、まあ、今度の改定においてはですね、1,000円以上の、もう、どこにおいても、どの組合、保険組合においても、値上げをしないとですね、介護保険会計がやっていけないという状況にあるということは、これ、報道、マスコミでも、既に報道されておりますし、佐用町においても、今の状況で見れば、今年度の、現在のですね、この借り入れもしていけば、それを、次の期間、3年間で、返済もしていく。で、また必要、給付が増えている分についても、これ、当然、次の期間、改定において、そのことを見込んだ介護保険料を算定をしていけばですね、まず1,000円以上の保険料の値上げを考える、が、もう、これは、計算上、必ず出てくるだろうというふうに思っております。

そういう中でですね、国として、これ、持続可能な形で、この介護保険制度を維持していくのは、どうしたらいいのかということでの論議だと思います。だから、公的な、この負担を、増やしていくということと、やっぱり、給付を受ける方々の能力に応じて、その負担を、これを引き上げていかなざるを得ないというのが、まあ、今の実態ではないかと思っております。

当然まあ、これまでも、そういう能力、この負担。経済状況の能力に応じた制度で負担料金が決められておりますけれども、更にですね、そのへんは、この利用者負担、また、国民全体が負担する、その割合という、金額をですね、が、増やしていかないと維持できないという中での、まあ、この社会保障制度、そのものの全体の今、論議の中での介護保険制度の、今における保険料率や給付料金、まあ、サービスにおける負担、料金ですね、その、今、お話だということでありまして、決して、それが、ドンドン値を増やしていくことがいいことではありませんし、少しでも少ない、負担軽減、負担の少ない中で、制度が維持できれば、一番いいわけですが、そういう点について、これは、皆、一人ひとりの、これ、国民全体の課題として考えていかなければならない課題だ、問題ではないかというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） その介護保険そのものが、従来の家族介護から、社会的に介護を担っていかうということで、できあがった、その理念に沿ったものなんですけれども、現実には、その、ところが、国庫負担の割合が、今回の改正のまあ、内容では、引き上げはしないと。5割負担で、国の負担は、留めるという方針だから、結果的に、やっぱり、その内容、加入者の負担で割らないといけないから、利用料、介護保険料が引き上げられるという、そういうまあ、制度上の仕組みがあるんですが、その、ですから、皆で考えて、皆で負担しなければいけないではなくて、特にまあ、国の政策としてね、去年の選挙ではね、生活第一、医療介護の再生を掲げて、介護保険に対して国費を8,000億円以上増やすとい

うことを公約して、今の政府、政権に就いているんですね。これを、負担を、従来どおりに引き上げないというふうなことは、公約違反だと思うんですけども、そのところから解決しないと、これから、ますます高齢者が増えていきますので、それからいくと、その中の人だけで、負担を分かち合うというのは、もう限界なんですね。だから、そういう点では、国に対して、町として、今回の改正に向けたあり方についてね、意見は、私、言うていかなあかんと思うんですけども、その点は、国の負担割合、介護保険に対して、もっとすべきだという意見を上げていく必要があると思うんですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 国のですね、負担、これも国費も、これも、いわゆる皆さん方も、いろいろと、その、この町の、いろんな予算の中でも言われるように、全て税金だということ。公費です。これは、社会全体で、この今、国として負担をしており、その社会というのは、私たち、一人ひとりも、皆、国民としての負担をしているわけです。ですから、制度として、この全体から集めたお金で、負担する割合と、また、直接、個人個人から負担をしていく保険料、また、その、直接、利益、給付を受ける方からの利用料、そういう形で、この介護保険制度というものが、今後とも、運営をされていくということでもありますから、ですから、まあ、国の方にね、当然まあ、国が全体から集めたお金の中から、負担をしていくと、個人の直接の負担が少なくなるということは、これはまあ、個人個人にとっては、ありがたいし、そういうことを望むわけですけども、全てやっぱし、国にということ、国の財政というのは、私たちの皆の税金の中で、行われているものでありますから、国の状況から、国としても精一杯のことは、当然、やってもらわなきゃいけませんけれども、介護保険を、やはり利用する私たちも、このことは、一人ひとりの課題、問題としても考えなきゃいけないということを、私は、申し上げているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、その、介護保険の、具体的にね、先ほど、介護の就労者に対してですね、保険料、介護制度の、その働く人達の人件費の関係で回答があったかと思うんですけども、介護従事者の労働条件の改善について、その、45事業所で、いくらか、働き手に一定の役割を、その、この度の介護従事者に対する国の制度で、改善というか、恩恵があったと。その役割を果たしているという回答があったかと思うんですけど、今度の介護保険の国の改正では、そうしたことに對しても、しないという、打ち切ってしまうということを言っているんですね。これは、介護職員の処遇改善交付金というのを、2011年で打ち切って、2012年からは、介護報酬改定により対応する。まあ、ちょっと、分かりにくいんですけど、要は、国の持ち出しをやめて、それで、介護保険の中で、いわゆる利用者、保険料を納めている人、それから利用される人、この人達の料金を上げることにつながるような改悪をしようとしています。こういう点でも、今まで、従前してきた、国の負担についても、こうした改悪をされようとしているわけですから、この点なども、私は、大問題だと思うんですけど、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ただ今、言われました、平成 21 年度にね、介護報酬を 3 パーセントということで、3 力年にわたってね、手立てをします。公的な手立てをするという制度がございました。今、議員がおっしゃったとおりなんですけども、私の知るところではですね、社会保障審議会の介護保険部会、この中でね、今、議員がおっしゃったように、これについては、やはり良質なサービスを提供するというので、24 年度以降もね、この同制度についてはね、引き続き継続を求めるといふような提案をされているように、私は、記憶しておりますので、早晩ですね、これは、県を通じて、各市町の意見を求めるといふことが、当然、ございますので、その分については、私どもの方、丸と、賛成といふことで提出をしたいなといふような予定をしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ彥君） それで、介護保険料なり利用料の関係で、実際、佐用町の住民の方々を利用するのに、その利用できる限度額といふか、それに対して利用率といふか、それが、約半分、前の議会での資料から見てですけれども、まあ、介護度が上がる人は、少し、その限度額の活用が増えるんです。6 割ぐらいになっているんですけど、介護度が低い、まあ、要支援、必要な人が介護を受けなければならない、その、介護給付を受けられていないという、その実態が、5 割以下の利用に留まっているという実態の資料を、前回いただいたんですけど、これについては、今回の、国がしようとする、ますます利用料負担も増やすし、保険料も上げていくという方向だったら、これがもっと悪くなるのではないかと危惧するんですけど、今までの介護保険の利用の関係ですね、それは、どんなふうにも、この改定が行われたら、どんなふうになると考えておられますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今の実態としてはですね、だいたい認定されている方、ザクッとですけども、1,200 人ほどいらっしゃるんですけども、その中でね、在宅と、それから施設ですね、合わせて 75 パーセントぐらいいらっしゃるんですよ。サービスを、これは、受けられた方ですよ。受けられた方が、75 パーセントですから、実際、認定されてもね、サービスを受けてない方が、4 分の 1 ほどいらっしゃるということについては、事実だと思えるんですけども、かなりの方が、何らかの形でですね、利用されているといふことが言えるのではないかなと思います。

直接的な身体サービスということじゃなくても、生活の、住まいのね、制度を、議員ご案内だと思うんですけども、まあ、手すりとかね、段差の解消とか、そういった部分のサービスも当然うけられておりますから、これは要支援 1 でも 2 でもね、一緒ですね。

それと、今、議員おっしゃった、その今後のですね、第 5 期をにらんでということでご

ざいますけれども、これについては、あえて私が言うまでもなく、今、町長がご答弁なり、再々質問でもあったように、私もですね、全く、勿論同感でございます。社会保険ということですから、皆で背負うということですね。これについては、当然、必要なことだし、ここで忘れてはならないのは、私、思うんに、基本的には、65歳以上、本町においては6,400人前後なんですけども、第2号保険者としてね、65歳以下の方も担っておりまして。これは当然、100いたら30パーセント担っておりますから、このことを、やっぱり忘れてはならないと思うんです。やはり、その、若年の方も担っている制度ですから、やはり国が、国庫がね、50パーセント、それから、保険者が5割という、今、現行はそうなんですけども、今後ですね、いろいろな社会福祉の、社会保障の問題いうたら、介護だけじゃあ、私、ないと思うんですよ。いろんな部分で、費用が、例えば、障害の自立支援の問題もありますし、やはり、一面的な捉え方じゃなくて、全ての国民がですね、やはり難局に当たっては、国民すべからく担うていこうというふうな姿勢が、僕は、大事なんではないかなというふうに思います。

町長も、おっしゃいましたように、今、全国平均、保険料4,160円なんですけども、おそらく本町にあっては、町長言っていたきまして、非常に気が楽になっておるんですけれども、おそらく5,000円を目途にするようなね、これは全国ベースですよ。私とこで言えば、今、3,600円ですから、4,000円、中か、そこらあたりをですね、どうしてもこう、負担してもらわないと、これは非常に厳しいという部分があると思います。実績としては、毎年、毎年1億ずつ、6パーセントから7パーセントぐらい増えている実績、この間の補正予算でもお示ししたと思います。ここらあたりもですね、私どももPRしていかないけませんし、来年の運営協議会の中で、幅広く、こういった実態もお示しして、公議に付したいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 負担いうんか、利用者が増えて、高齢者も増えて、その財源的に、介護保険は、もう、ドンドン、ドンドン、保険料を上げる以外方法がないんだと、そういう、関係でいうたらあれですけど、町民に対して、もう、こんなに大変なんだから、保険料が上がっても我慢してくださいよと、そういう何か、そういうことを、皆に、これから、よく言いたいというふうに聞こえたんですけど、その、介護保険の関係でいくと、最初に言いましたように、国の果す役割いうんか、介護保険制度が、最初にできた時の社会的な責任を果させるということが、基本的に大事なことで、そこを抜きにしたら、これは解決できません。

で、介護保険料の関係で、町長の認識、もう1回聞きたいんですけど、以前、佐用町はね、介護保険の保険料とか利用料に対して、住民にね、町から持ち出して、ちゃんと、軽減すべきだというふうな意見を言いましたら、そしたら、佐用町は、県下でも安いんだから、必要ないんだというふうな回答をされて、これまでしておられますけれども、介護保険料のね、成り立ちというか、どんなふうを考えておられますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その介護保険を創設した社会状況の中でね、その理念のとおり、社会で、この高齢者、この介護というものを支えていかなきゃいけないということについては、何ら、私も異議はありませんし、そのとおりだと思いますし、社会で支えるというのはね、やはりこれは、社会を作っているのは、皆、一人ひとり国民が作っているわけですから、やっぱり全体で支え、考えて支えていこうという、この制度だというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後3分です。答弁も含めて、1時間ということをお願いします。はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） だから、その、佐用町で介護保険料がね、安かったことについては、どんな認識ですかということを知っているんです。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初はですね、そういう、そのサービスとの、給付とのバランスの、割合の問題ですから、そういうだけの介護保険料で、その制度が維持できたということで、それは、町民の皆さんも、この介護保険というものを、一番最初は、使い慣れてない方もいらっしゃると思いますし、また、施設なんかもまだ充実してない点もあったかもしれません。また、サービスをする体制も十分でなかったかもしれません。

でも、この介護保険というのをスタートした後、いろいろと、その制度そのもの、その制度を運営していく上でのですね、施設やサービス体制、そういうものも充実されてきて、その利用者も当然増えてきて、年々、その改定も、そういう年次ごとの改定もね、してきたということでもあります。

何か、ちょっと私は、平岡議員の質問の意味が十分に分からないんですけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） だから、町民のね、利用者の負担を軽減していくとか、保険料を安くしていく。そのことは、町としてね、必要ないという立場だったと思うんですけど、こんなふうに、国の改悪も手伝って、利用者が、それから、いろいろ利用していく中で、まだ不十分なんですけれどね、本当に利用しなければいけない人が、サービス受けられていないという実態があるんですけども、介護保険の、そういう給付が増えていく中で、保険料が上がって、当然いきますよね。その時に、町としては、考えとして、どないな考え持っておってんですかということ、今までどおり、しないということなのか。そうではなくって、保険料なり利用料に対しては、町としては、軽減措置を取っていく考えがあるかどうか、最後に聞かせてください。

議長（矢内作夫君） はい、簡潔に答弁をお願いします。

町長（庵逄典章君） 保険料なり、その上がっているということは、全体の給付ね、サー

ビスが増えているということで、国の割合、5割というのも、5割の中で、全体が増えますからね、国として、全体として、その公費、納めて、負担している分も増えているわけです。全てが増えてきているわけですから、それぞれのルールの中で、この維持をしていかなきゃいけないということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、平岡君の発言は、終わりました。
ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は、午後1時からといたしますので、よろしくをお願いします。

午後00時01分 休憩

午後01時00分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を続行いたします。
あの、朝、報告漏れをしておったんですが、西はりま天文台黒田園長から、講義のためということで欠席届が出ております。代理に安本参事が出席をしております、認めておりますので報告をしておきます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長から発言の訂正がありますので、許可します。

町長（庵逄典章君） すいません。午前中の平岡議員の介護保険についてのご質問の中でですね、介護保険制度がスタートした年を平成22年と私が言ったようです。まあ、当然これは、よくお分かりのように、平成12年からのスタートでございます。議会でありますので、議事録に残りますので、訂正をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、一般質問、続きます。
続いて、1番、石堂 基君の発言を許可します。石堂君。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。私は、今回、3つの事項について一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目としまして、仁方地区ほ場整備事業に係る訴訟問題の早期解決について。仁方地区ほ場整備問題、いわゆる一時利用地指定変更処分取消請求事件については、平成15年5月、佐用町を被告とし申し立てが行われてから7年が経過しています。本年3月には、最高裁判所での最終判断が行われ、佐用町の申し立てが棄却されたことにより、その判決が確定しました。最終判決後、問題解決の報告もなく、すでに9カ月が経過しようとしています。申立人である住民の不利益を更に延長させることは、行政のとるべき姿勢ではなく、一刻も早く問題の解決に真剣に取り組み、住民の安心を取り戻すべき行動が必要ではないでしょうか。そこで次の項目について伺います。

1つ目、3月に行われた最高裁最終判決決定後の経過内容を明らかにされたい。

2つ目、今後の具体的な取り組み予定を示されたい。

3つ目、問題解決に向けての、町長の見解を示されたい。

4つ目、申立人に対する長期間の不利益について、その責任を明確に示されたい。

2つ目の事項としまして、災害復旧事業の取り組みについて伺います。出水期も過ぎ、町内における河川関連復旧事業も本格的に始まろうとしてきました。これに関連して、河川周辺での農業関係災害の復旧にも住民の関心が高まっています。特に、今年時に耕作ができなかった農地や、河川工事に関連して計画地に予定されている農地については、来年度の作付けを非常に農家の方が危惧されています。そこで、次の項目について伺います。

1つ目、各地区ごとに状況は異なりますが、適宜、県河川工事との調整は行われるのか。

2つ目、その調整内容について、それぞれの権利者に説明されるのか。

続きまして、3つ目の事項としまして、獣害対策における特別駆除隊の運用状況について伺います。本年度、兵庫県における獣害対策の追加措置として、シカ特別駆除隊の設置が、これまでに報告されておったと思います。佐用町における、この特別駆除隊の具体的な稼働状況について説明されたい。

なお、この稼働に伴う経費の詳細についても説明を求めます。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員より、3件のご質問をいただきましたので、順次、お答えさせていただきます。

まず、最初の仁方地区の訴訟問題の解決についてのご質問でございますが、昨日の岡本議員、本日の笹田議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたように、判決確定以後、兵庫県、土地改良連合会、弁護士等関係者と判決の主旨に即した解決策を土地改良法、行政事件訴訟法に照らし、また、県換地関係異議紛争処理専門委員会にも協議をかけ、また、訴外人とも担当課長が会い、意見、考え方を聞き、早期解決に向けて取り組んでいくところでございます。

解決方法は、双方の話し合いで合意を見出し対処する方法と、確定判決の主旨に則って、当初の一時利用地指定の内容である新たな換地処分をなし、それに基づく換地処分の嘱託登記を改めてする方法であります。

これまで、話し合いでの合意ができないか、検討・協議してまいりましたが、現状では難しいとの判断をいたし、今後、判決の主旨に沿った換地処分の変更を土地改良法に照らしながら慎重に事務手続きをして解決をしたいと考えております。

解決には、新たな換地処分に関係する権利者の意見に左右されることとなりますので、予測をもっての解決の時期までは申し上げることはできません。

また、申立人に対する長期間の不利益ということについてでございますが、申立人の換地処分が取り消されたことに関する不利益とは、申立人の事業参加した、従前の土地に関する権利関係が、未確定な状況にあることだと認識しております。この状況に至った経緯については、訴訟の中でも争った内容でございますが、責任については、訴訟の中では明確にされておりませんし、土地改良法の定めに従い行ったもので、全ての責任を町が負うということは考えておりません。

しかしながら、申立人の事業参加した従前の土地に関する権利関係を早期に確定し、仁方地区のほ場整備事業にかかる訴訟問題を早期に解決する責務を、町は負っていると考えております。

次に、災害復旧事業の取り組みについてでございますが、河川改修事業計画の進捗状況と、平成22年度予算で農災事業発注を計画している箇所については、箇所ごとに被災状

況、水利条件が異なりますが、現在、可能な限り調整がとれるように、河川復興室と土地改良事務所ともども調整をしながら実施計画を進めており、発注後の工事期間中であっても、双方の関連工事、隣接工事、土地所有者との協議等、適宜調整はしていかなければならないと思います。その協議、調整の結果、実施計画による工事規模や進捗状況によって、次年度の作付けに影響を与える農地も出てくるのが予測されますので、状況を見ながら、できるだけ早い時期に対象集落への説明はしなければならないと考えております。

最後に、特別捕獲隊の稼働状況であります。この取り組みは、平成 22 年度、シカ捕獲の目標頭数 3 万頭を達成するため、県において、対象地域に、10 月よりシカ捕獲専従班を設置し、取り組みを強化するものでございます。

制度の内容は、基本的に平日活動とし、延べ活動人日数は 768 人を上限とするものであります。活動経費は、全額県負担で、1 人 1 日活動当たり 9,375 円とし、捕獲報償費として、シカ捕獲 2 頭を超える部分について、3 頭から 5 頭までは、1 頭当たり 2,500 円。6 頭から 10 頭まで 3,500 円。11 頭から 15 頭まで 4,500 円。16 頭から 21 頭までは、5,500 円。21 頭目以上は 6,500 円が別途支払われることになっております。

佐用町におきましては、西播磨県民局長と佐用郡猟友会が、11 月 1 日から 23 年の 3 月 15 日までの間に捕獲活動を実施する委託契約を締結し、2 班、26 人体制で活動をされ、現在、約 30 頭近くが捕獲されたというふうに聞いております。

以上の、簡単でございますが、石堂議員からのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、石堂君。

1 番（石堂 基君） まず、再質問に先立ちましてお断りを申し上げます。当然のことながら一般質問でありますので、特定の個人あるいは特定の地域の要求要望に基づくものではありません。

で、私、今回の 3 つの事項の中で、1 つ、仁方地区のほ場整備問題について挙げております。当然、ここで建設的な論議をするために関係者の方から、事情も聞き、あるいはまた、書類関係も見せていただきました。ただ、関係者の、申立人の方の名誉のために申し上げますけども、申立人の方から一切の要求、要望を聞いて、この場に立って、あるいは質問内容に、それを加味しているものではありませんので、その点、議長あるいは当局の方、お含みおきをいただき、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、事項の 2 つ目の災害復旧事業の方の取り組みについてですけども、本当にこう、時期的には集中してきたかなという感があります。当然、県の主な河道関係の工事が、概ね、だいたい、どの地域でも、この 11 月、12 月、そして年明けの 1 月に相当数の発注が出て行くだろうというふうに聞いております。町内全域を見ますと、佐用川、千種川、江川、大日山、庵、幕山、こうした河川が中心になってこようかと思っておりますけども、とりわけ全地域を網羅しての状況というのは、私も十分に承知をしておりますので、非常にまあ、地元の話で恐縮なんですけども、そこを例にお話をさせていただきたい。再質問させていただきたいんですけども、その状況を見ながら、当然、来年の作付けについて、農家の方が危惧をしておるといふ状況も十分、当局の方、把握をされていますし、まあ、先般、その農災関係の起工承諾書について、相当数の物が、その着工に向けて取られたと。その時に担当課長の方ともお話をしたんですけども、そういうふうな調整をやらせていただき

ますと。やりますということ、報告を聞いたわけなんですけども、最終的に今、町長の方の答弁の中にありましたように、集落への説明も必要であるというふうに言われていたんですけども、具体的に、その説明の時期ですね、機を逸しない形で、是非お願いしたいなというふうに思うんです。

と言いますのも、当然のことながら、もう12月、来年、年明けて1月ということで、諸々の農作業の準備段階、そしてまた、行政においても、例年ですと、転作の関係での、農会長、自治会の合同会議なんかで、ある程度の数値目標が示されます。そうしたものを受けて、各自治会、農会においては、本年度の農会内、自治会内の作付けをどういうふうに各農家がやっていくのかということの集積をやっていくわけなんです。だから、その時に、各農家にすれば、今の状況で言えば、作りたいけど、作れるんかどうかわからないという実情があります。まあ、このあたりは、多分、担当課長の方なんか、既にご承知だと思うんですけども、もう少し細かに、その、河川の復旧工事の発注状況に合わせて、その周辺の農災ですね、が、どういうふうになっていくのか。もう、あの、例えばで挙げると、いろんな例があると思うんですよね。

担当課長の方には、前にお話したと思うんですけども、用地買収に関係する。どの辺りまで買収にかかってくるのか。で、その発注がいつなのか。工事がいつなのか。実際に工事がいつなのか。それによっては、来年の作付けができるのか、できないのか。あるいはまた、農災で今年は河川工事があるから、農災は、本体工事しないんだけど、排土だけすれば、仮畦畔つければ、今年は作付けでき、ああ、来年度作付けできるんだけどとか、いろんなケースがあると思うんですよね。

で、あの、本当は、個々に農家が理解できるような形で、1月ぐらいに示せばいいと思うんですけども、少なからずとも、各農会ごとに目安が定められるようなね、で、当然のことながら、答弁の中にもありましたけども、本当に各地域で、時期、あるいは、その進捗状況ですね。バラバラだと思うんですけども、是非そのね、農林振興課と、それから建設課の河川復興担当の方で調整をしてね、少なくとももう、例えば、幕山川で言いますと、幕山小学校から上流、まあ、3工区だったかな、4工区の発注が行われようとしているんです。そうした時に、地元の農会で、じゃあ、うちの田んぼはどうなるのと。当然、その、県の河川工事の用地買収にかかっている田んぼが農災を受けていると。で、農災の方の起工承諾も出したけれども、いつからかかるといことも聞いていないと。で、当然、そこは、また、調整しないと、二重になっても駄目なのでということがありますよね。で、その時に、とりあえず仮畦畔作ってくれたら、土は自分で除けて、何とか来年作りたいんやというふうなケースなのか、いろんなケース、想定あるんですけども。

できましたらね、その時に、再度言いますけども、もう、この時期に農林振興課、あるいは建設課の河川復興担当の方が、各農家に出向いて行ってね、今年の、今年のこと言うんか、今回の県の発注は、この工区、ここまでですよ。じゃあ、ここの農災分については、今年はできませんから、上の排土だけやって、田んぼ作れるようにしましょうねとか。

で、今言っているのは、田んぼの表面だけの話で、当然、排水路、用水路関係の災害、あるいは、その機能が確保できるか、できないかとかいう問題があるんですけども、そのあたり、ちょっと細かな調整を、町長の方では、集落ごとの説明は必要やというふうに言われているので、実態的にね、各地権者が、理解できるような取り組みというのを、もう少し細かにやっていただけますか。

〔農林振興課長 拳手〕

議長（矢内作夫君）

農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回のですね、災害で河川改修区間というふうにね、対象になるもの。これについては、先ほど町長も答弁されました復興室、また、土地改良、また、建設課ともですね、協議をして進めております。

まあ、個々によってですね、確かに、今、議員おっしゃるような、いろんなケースがございます。廃土だけしてもですね、水利がどうなっているのかとかですね、いろんなまあ、ケースもありますので。

それと、早もう 12 月ですから、来年の植え付けの肥料の注文とかいうのがですね、J A から各農家にですね、出る時期になっております。

それと、年明けにはですね、農会長会を開催させていただいてですね、来年度の生産調整というお話もさせていただくことになろうかと思えます。まあ、そういう場でもですね、その代表者にはですね、状況等をお話させていただきたいというふうに思っておりますけれども、まあ、河川復興室の発注計画とですね、実際の工事の進捗とかですね、そういうものも、まだまだ不明確なところもありますし、地元へ出てですね、予測でもってのこう、皆さんにご説明ということになろうかと思えますけれども。

それと、工事を発注してもですね、実際に 3 月からになるのかですね、2 月からになるのかというね、また、そのへんの時期もございますので、できるだけ、権利者の方、集落にも説明も必要ですけれども、農災に当たってはですね、権利者の方にもですね、そういう説明をする必要があるかと思えますので、そういう時期を見計らって、できるだけ早い時期にですね、調整をして説明はさせていただきたいというふうに思います。

ただ、個々によってね、若干、AさんとBさんとですね、場合が違う場合もありますので、そのへんは、また、理解していただくようにですね、説明はしたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 先般ですね、実は、私の所有している農地も、今回の河川工事にかかると。まあ、私のと言いますか、例で申し上げるんですけども、で、その買収計画は、既に示されておって、その用地の調印ですね、が、行われました。その時に、県の土木の方、事業担当の方、用地担当の方いらっしやって、更に、町の建設課の方が来られておったんですね。

で、その時に、何か要望ありませんかということで、今、申し上げたような内容申し上げたんですけども、残念ながら、その、建設課の来られていた職員の方っていうのは、そんなこと聞くん初めてみたいな形で、一生懸命記録をしようとしたんですよ。僕も、それを見た時にね、もうちょっと、その、建設課のね、河川復旧担当ということで、部署なりが、特別にあるわけですから、地元との調整をね。

で、今、答弁あったように、農林振興課サイドでは、農災を進める上で、その調整はやっていきたいというふうに言われているんですけども、やっぱりある程度限界があると思うので、当然、県河川の方の用地買収であるとか、その工事の発注状況であるとかっていうのは、町の建設課を通じて知り得ることができるわけですから、その建設課と農林振興課の調整をね、やっていただいた上で、あわよくば、あわよくばと言うよりも、地元の農家へなりに、細かな、随時ね、細かな説明っていうんか、状況の報告なり提供というものを、是非お願いしたいと思うんですけども、そのあたり、建設課の立ち位置っていうん

ですか、業務としての考え方というのは、お持ちですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 今、議員さんの方からご指摘がありましたとおり、まあ、そのために、うちの河川推進室というような形で、今、位置づけて、今、この6河川において、地元との調整の仲介というような形で、やっていっておるわけなんですけれども、何ぶんにも、そのですね、業務等が多忙、多岐にわたって、井堰、それから、そういう諸々の用地の境界。それから、そういう調整というようなことで多岐にわたっております。

当然、農災部分で被災しておる部分につきましても、以前からですね、区域等決まればですね、そういうことについても調整も行ってきておりますし、当然まあ、来年の作付け、議員、今申されたとおりですね、1月になれば、種籾の注文とかね、肥料の注文、そういうことともあると思います。

まあ、そういうことに含めてね、まあうちも、できるだけ努力してですね、農林振興課とも協議しながらですね、進めていきたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 当然のことながら、河川推進室っていうのは、その役割だと、僕は認識しておったんで、是非、その部分で強力にね。

で、特に、1年、じゃあ通して、そういう調整やりなさいっていうんじゃなしに、実態的にお分かりでしょうけども、この期間に農家の思いは集中するわけで、稲を植えてもたら、終わりとは言いませんけれども、あと一生懸命育苗していく、育てていくわけなんですけれども、要は、来年作れるか、作れないか。これはもう、非常に大きなというんか、僕が感じていた以上に各農家の思いっていうのは、結構強いんですね。

と言いますのも、当然、今申し上げた5河川の内、庵、江川、大日山、幕山、こうした中山間の小規模河川というのは、その河川に付随して農地が展開しているわけですから、一連の耕作できない田んぼというのがあれば、ほとんど農家としたら、うち、今年、米作ることができひんのやという農家が非常に多いんですよ。で、作れるんだったら、ほとんど作れるんやという。

お分かりだと思っんですけども、となれば、来年、失礼、昨年度ですね、作付けを、災害のために行っていない。当然、県の工事にも協力しないといけないから、あるいは災害復旧もやってもらわないといけないからということで、一作飛ばしています。

続いて、2年目ということになれば、自家消費米の心配もするようなお家も出て来ると思っんですけども。そりゃ、出荷とか、あるいは親戚に送るとかじゃなしに、自分とこで消費するお米の心配すら、今している農家の方もいらっしゃるんですね。残念ながら、ほ場整備をやったことによって、農地が集約されているものですから、1枚作れないと、2反、3反みたいな話ですから、昔みたいに、ねっ、3畝、4畝の世界じゃないですから、非常に影響が大きいんで、是非、細かなね、その、各農会の方から、少なくとも河川推進室の職員の方の顔が見えるような取り組みをね、大変多忙で恐縮なんですけれども、この時期に集中して調整を、是非お願いをしたいと。

で、残念ながらね、今年、どうしても、その河川工事の関係、あるいは農災との関係で、作付けできませんよというふうな目途があるやつは、早めにね、是非、地元の方に言ってあげてください。でないと、本当に困るのは、最後農家になってくるし。農家もそれまでに、各農会長なり自治会長通じて聞くとは思いますが、そういうふうな、ある程度、情報を細かに出していただければ、まあまあ、そこに信頼関係ができて、じゃ、推進室にちょっと聞いて、時期、あるいは今年できるかできんか聞いてみるわというふうなやり取りも、もう少しできるようになってくるんで、今、農会なり農家が聞こうと思っても、農会長なり自治会長に言って、できるんか、できひんのんかっていう、分けの分からん者が、分けの分からん話するしか方法がないんでね、そのへんの実態をね、是非、ご理解をいただきたいなというふうに思うし、まあまあ、そうしたことも含めて、積極的な取り組みをしていただくということで、答弁をいただいたというふうに解釈をして、次に進みます。

事項の方の3つ目なんですけども、獣害対策ですね、先ほど、答弁いただいた内容で、主たるところは、県の事業でありますので、町の方にどうこうということではないんですけれども、やはり、その、実態的に、影響を、効果を受けるのは、当然のことながら、佐用町内の住民、地域であります。

で、そこで、再質問をさせていただきたいんですけれども、この特別駆除隊ですね。事業主体は、県ですから、来年度以降のことは、分からないと思うんですけれども、これ、今後も継続的に執り行われる見込みなのか、それとも、今年度の目標数に達しない部分を、何とか、この取り組みでカバーしようというふうな、そういうふうな県の流れなのか、どちらなのでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 本年度のシカ捕獲の緊急対策というのはですね、シカ全体の捕獲というのは、4月からですね、個体管理とかいろんな事業でですね、県も町もですね、そういうものに取り組んでおります。

で、本年の10月からですね、この実施されました、シカ専従の捕獲についてはですね、今、県の方ではですね、緊急雇用で対応するということを聞いております。で、次年度からはですね、どうするかということですね、今、県の方ではですね、議論をされているという聞いております。で、町の方においてもですね、こういう県の施策、また、町においてもですね、来年度のシカ捕獲のどういうふうな支援策とかですね、そういうのをしたらいいかということですね、まあ、町長の方からですね、全体的にこう、見直すということですね、指示を聞いておりますので、その町の施策を作る上でもですね、県の施策がどうなるかということが重要なポイントになってこようかなというふうに思います。

現在のところ、こういう支援制度は残したい。県としては残したいけれども、財源的にどうするかということですね、今、議論をされておりますので、もう暫くですね、県の状況をですね、見ておきたいなという、推移を見たいなというふうには思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 次年度以降の県の取り組みが、まだ、詳細に分からないということ

なんで、まあ、見込みで要望というんですか、意見申し上げるのも恐縮なんですけども、仮にまあ、来年度、県が同じような形での取り組みをされない場合、僕は、こうした取り組みを町独自でね、やるというのも、非常に効果があるのかなというふうに思うんです。

で、先ほど、この駆除隊の稼働状況を聞く中で、現在、30頭ですか、の実績を報告を受けておると。多分これ、今日現在であれば、30頭どころじゃないと思うんですけども、まあ、町内に2班を編成されて、ちょうど、猟期の当然、間ですから、銃器を持った狩猟者の方は、片側で猟をしながら、このシカの駆除も合わせてやっている。そんな中でこう、30頭なり40頭、50頭の成果が上がってくるというのは、これは非常に大きなことかなと思うんで、来年度以降、来年度以降というんか、来年度、県に特別この事業がないのであれば、町独自でも取り組む1つの施策かなというふうに思っています。

で、あの、その駆除隊の方の編成なんですけども、一応、町内2班ということで、正確かどうか分かりませんが、今回、県民局との要請によって出来上がったのが、旧の佐用町を中心にした駆除隊と、それから旧の上月町の猟隊というんですか、が、できておるといふふうに聞いておるんです。

で、私は、これを聞いて、非常に残念だったなと思うのは、当然のことながら、例えば、旧上月町の猟隊であれば、その狩猟エリアというのは、旧上月町にやっぱり集中するし、地の利を活かしても、他の所に出向いて行ってシカを駆除するということは、まずないと思うんです。

となれば、南光なり三日月ですね。が、このせっかくの、この特別事業の受益範囲というんですか、活動範囲から漏れやすくなっている状況があると思うんで、こういう駆除隊を編成するにしても、依頼するにしても、やはり旧の南光、三日月、そして佐用、上月というふうに、ある程度、地域を知っている猟隊で班編成をやっていく。構成していく方が、町内全域のシカの被害のこう、軽減化というのにはつながっていくかなというふうに思うんです。

で、この、詳細については、県の方の事業ですので、担当課長なり町長の方もご存知ないかも分からないんですけれども、この猟隊の編成ですね、これ、いかにして決まったのか。あるいは、その、南光なり三日月なりの猟隊に依頼したけども無理だったのか。それについて、何かあれば、お聞かせください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この捕獲隊についてはですね、10月から県民局長とですね、猟友会の佐用郡支部とがですね、契約をして執り行っているものであります。

で、捕獲隊の編成についてはですね、町独自でも、平日に出ていただく捕獲隊を作りたいとお話をしたことがあると思うんですけれども、猟友会ですね、理事会の方ですね、編成についてはですね、依頼をいたしました。基本的には、平日に出ていただくことになる。活動がですね、ことになりますので、猟友会の中で、平日に出ていただく方をですね、人選していただいて、猟友会で人選していただいて、編成していただいたということでございます。まあ、残念ながら、その、南光班とかですね、三日月班にはなかったようで、上月班と佐用班で、そういう編成ができたということを聞いております。

しかしながら、地域的にですね、三日月地区、南光地区をですね、そういうところで、捕獲するのではなくてですね、猟期に入っておりますので、その猟についてはですね、佐用町全域で、その区域でなく、捕獲、猟の、領域が共通して入ることができますので、こ

の上月班、佐用班についてもですね、三日月、南光地区にも入っていただくようにですね、
猟友会にお話しておりますし、猟友会の方もですね、そういう形で配慮をするということ
を聞いております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 一応、全町的に押しなべてと言うんですか、公平に駆除を行うとい
う、少し言い方も変なんですけども、なかなか難しいと思うんですよね。従来の狩猟期間
中に特定のエリアっていうか、それぞれの猟隊の方のテリトリーというんですか、得意な
地域で展開するっていうのは、これ極当たり前なことですし、そのの方が効率的ですから。
だから、それを考えた時に、僕は、その、猟隊を編成する。まあ、県民局との話だと思っ
たんですけども、やはり行政側の意向としては、もう少し全町を押しなべて、駆除が、県か
ら、特別にね、これだけの経費をかけてやるわけですから、まあ、できるような形での猟
友会へのお願いなり要請というのは必要だろうし、まあ、そうした意図を持って、お話を
進めていく必要があると思うんです。

ただ、まあ、本年度の場合は、もう既に、形が決まっておりますので、次年度以降、県
で継続する。あるいは町が独自で行っていくというような方向になればね、是非、そうい
う部分も視野に入れて、猟隊の育成なり編成というものを考える必要があるんじゃないか
なというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

で、あの、具体的な質問事項の中に、私、挙げてなかったんですけども、駆除関係で、
1、2点だけ確認をさせていただきたいというんですか、もし、事前の質問事項にないか
らということで、却下されるのであれば、それでいいんですけども、この、猟期内のわな、
失礼、おりですね、おりの設置については、3個でしたっけ、ですね。駆除期間中につい
ては、わなの免許者については、1基、1個ですね、になっています。本当によく最近聞
くのは、笹田議員も言われてましたけども、駆除期間におり1個設置して、効果が非常に
薄い。おり、わなの免許の取得者というのは、駆除を目的に、その免許を取得して、お
りを購入されて取り組もうとしていらっしゃる方なんで、できましたらね、そのあたりの、
1基しか、要は、非猟期期間ですね、駆除期間中に1基しか、おりが設置できない。この
あたりはね、是非改善する必要があると思うんですけども、それについては、いかがです
か。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 本年度ですね、8月17日から箱わなをですね、初めて許可を
出しまして、猟友会の理事会等もですね、協議をして、安全性を考えてですね、当面、猟
友会員1基という形でですね、許可を出させていただきました。

まあ、先日も猟友会とも協議しましたがけれども、おりや箱わなでですね、獲れる量が増
えているということ。効果があるということですので、しかし、1基、1人何基でもとい
うのも、これもまあ、毎日、点検、確認をしてですね、安全を確認していただかなければ
なりませんし、猟友会員が、それだけ点検に回れるのかという、いろんな問題も、猟友会
の中でございます。そういうことも含めてですね、検証しながらですね、箱わなについて

は、おそらく住民の要望も強いということを知っておりますので、そのへんは、そういう、安全第一を考えながら、猟友会ともですね、今後も引き続き調整はしていったってですね、対応はしていきたいというふうには思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 通告に外れないように、ひとつお願いします。はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 申し訳ないんですけど、議長、引き続きちょっと、

〔町長「関連だからいいですよ」と呼ぶ〕

1番（石堂 基君） いいですか。ありがとうございます。

議長（矢内作夫君） 答える人が答えられるんだったら。

1番（石堂 基君） 寛大な当局の対応により、続けさせていただきます。

本当にね、効果があると思うんです。で、くどいような話なんでね、何人もの議員さんがされているんでね、くどいような話なんですけども、それだけ効果があって、それだけ必要性があるということの認識だけしていただけたら十分だと思うんです。

まあ、これも全く身近な状況だけで、あえて答弁求めませんけども、私の近く、自治会の中というんですか、隣保の近くに、今シーズン、猟期に入ってから、箱わなを設置していただきました。本当に、私らの家からいうたら、何百メートル。周りの畑なんか、相当被害、今シーズン初めてですけれども、被害が出ておって、おり・わなの免許だけしか持ってない方をお願いをして持って来ていただいたと。で、その方に聞けば、周辺に4つぐらい設置しておって、十分、その管理いうんかは、日に日にやっておるということで。で、その中でね、もう1週間ごとにシカが1頭ずつ入るんですよ。本当に1週間ごとに。で、まあ、申し訳ないけども、足の長いやつが入っておるでというふうに連絡をするんですけどね、でも、やっぱり、それだけ数が減ってきているということは、私ら、その農家って言うんですか、住民にとっては、やっぱり被害の軽減につながるということを、直感できますんでね。それからすれば、この猟期期間が終わってしまっ、駆除期に入ると、もう1基しか設置できないんやと。ほなら、その人に頼みたいんやけどということ、地域の人にすれば、その人の箱わな、取り合いになってしまうんですよ。うちに持って来て、うちの持って来てと、になっちゃう可能性もあるし、実際には、効果が激減してしまうので、駆除期間中も、是非ね、そういう箱わなについて、数を相当数増やして設置ができるように、行政の方からも積極的な指導をお願いをしたいなというふうに思います。

それと、すいません。ちょっと1つ目の事項で、私、確認だけ忘れておったんで、答えただけの方は、どなたでもいいんですけども、災害復旧の関係で、一応、町の分については、国災が3年、それから県の関係については、5年というふうに言われておりますけども、これ、具体で言いますと、21年から始まって3年、5年で、まあ、ほとんど最終年度になって、繰越明許をやって、実質的に、何年の3月期ですね、何年の3月期までで終わらなければいけないのか。その確認だけさせていただきたいんですが、町の関連する災害については、25年3月がいいのか。それから、県の河川復旧なんかについては、27年の3月期が最終なのか。それだけ、ちょっと教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 農災とかですね、乙災もそうだと思うんですけども、3年間でですね、それで、21年が入りますので、22年、23年末ですね、23年の3月ですかね。23年度。で、まあ、23年度、河川復旧との関係がございますので、その23年度の予算がつけば、23年度で1年繰越という形になってですね、24年度末ということですから、25年の3月になりますかね。そういう形になってこようかなと思います。

まああの、今のところ、災害はですね、単災、単災いいですか、私どもの災害についてはですね、予算が、優先的につけていただけることになってますので、22年度に予算が満額ですね、ついて来るような状況にもあります。これはまた、土地改良、県を經由してですね、農政局とも調整しながらですね、事業の進捗をして、予算の配分というものをですね、再度また、お願いはしていいですね、そういう河川復興と、こう、整合する、整合いいですか、隣接するような箇所における予算の配分というのはですね、調整はさせていただきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。

まあ、関連して、県の関係が、じゃあ、27年の3月期だと思うんですけども、まあ、それは、また改めて調べさせていただきます。

それでは、1つ目の事項の、

〔町長「ちょっと、その、課長がちょっと、言うたシカの捕獲について、私の方から一言だけ」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

1番（石堂 基君） ああ、どうぞ。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、県が、この10月からですね、特別に、こうした特別捕獲隊というのを編成して、捕獲に乗り出すという、こういう事業実施、まあ、これについては、こういう方法をですね、町としても、以前からまあ、専従隊を作って捕獲していただくようなことができないかということで、猟友会等にもお話をしたり、まあ、この獣害対策の協議会の中でも、私もお話をさせていただいておりました。

特に、この猟期の中においてはですね、これまで、なかなか、シカというのは、捕獲しても、獲ってもですね、この、お金になりませんから、なかなか獲っていただけないということもあったわけです。それで今、課長が、答弁したように、県においては、今年の3万頭というのが、達成できないということが、今、明らかになってきて、そういう中で、緊急に、知事の非常に強い意向の中でですね、こういう体制を取ろうということで、始まっ

たところなんですけれども、まあ、今年だけの問題じゃない。これをですね、引き続いて、県にこういう事業を実施していただくことを、私は、要請をしていきたいなと思っております。

ただ、県においても、だけでは、なかなかできないと。例えば、この事業ができないということであってもですね、町としてはですね、やはり、これ特に、この猟期のこの期間等における、今回の、この体制ですね、これは、猟友会にも、何とか、協力をいただいでですね、こういう、費用もある程度、当然、かかりますけれども、やっぱしシカを、特にまあ、何とか、一気に減らしていく、大きな力と方法としてですね、この特別捕獲ということで、捕獲隊の編成ということですね、専従でやっていただけるような体制は、今後とも維持をしていけるようにですね、考えていきたいというふうに思っておりますので、そのことを付け加えさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 事前通告をしている内容じゃなしに、大幅に逸れながら積極的な議論ができていますので恐縮なんですけども、続けて申し上げさせていただくと、全く、その内容というんですか、町が、これからも専従的な駆除隊を、できたら維持したい。そういう形で取り組みたいというのは、非常に歓迎できる内容かなと思います。

で、合わせて、先ほど言いましたように、特に、駆除を念頭に置いて、許可を取って、おり、わなの免許を取得して、駆除を地元で積極的にやっという、そういうふうな方々の育成ですね、これも必ず念頭から外すことなしにやっていただきたいと思うんです。

で、まあ話を戻せば、特別駆除隊の中での、その報償費ですね、当然のことながら、1日当たり 9,370 円という人件費が出て、更には、その捕獲数に応じて 2,500 円から上限 6,500 円ですか、までの報償費が出て行くと。で、このまあ、手厚いといいますか、それだけの、当然のことながら、労力が要るわけですから、経費で補填するんですけれども、それに比べたら、おり、わなの設置者の、この猟期内のね、シカを、例えば捕獲しても、昨年度の実績プラスアルファ分について、1頭 2,500 円しか出ないというのは、ちょっと、この報償費的なのというんですか、助成的な部分での金額の開きがあると思うんで、これは是非、その 2,500 円というふうなところをね、これまあ、個体群管理事業なんかで、ある程度、ベースが県で決まっていますので、それにいかに、後、町がプラスしていくかという問題だと思うんですけれども、それも是非、また、念頭の中に置いて、頭の中に置いていただいて、そうした、おり、わなの駆除者の育成というものを、是非やっていただきたいなというふうに思います。

それでは、1つ目の事項の、仁方の、

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） すいません。2班、26人で、今、やっていただいておりますんですけども、9,000 いくらというのは、佐用町においては、1班 8人の体制の予算の中で、1班 8人で、平日、3日なり4日なりができないので、猟友会の中でですね、2班 26人体

制で、それを運用していくという形になっておりますので、26人に全員に9,000いくらかというのではないので、ちょっと、その誤解だけないように、よろしくお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 誤解をしようとしていました。失礼しました。

それでは、1つ目の事項の仁方のほ場整備の方に入らせていただきます。

答弁をいただいた中で、何点か確認をさせていただきたいんですけども、これまでの、最終判決が出てからの経過報告ということで、申立人の方に、いろんな書類を見せていただいた。私ら、議員の立場として、町の方から説明を受けておるのは、口頭での説明と、あと、この取り消し訴訟の経緯という、この資料だけだったと思うんですけども、3月以降は、5月からですね、4月からですか、当然、申し立て者の方からも、その処分を早く、解決を早くしてくれということでの書類が来、それに応答する形で、町の方からも書類を出しているという、そういうやり取りの内容がまあ、十分に私ら、議会の方の立場の人間に説明がされていないんですけども、やっぱりそれはね、やっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。でないと、本当に、町が行政の中のものとして、土地改良を実施して、換地処分、そして、それに伴う登記をやっていると。で、その中で、これだけの判決を受けた、重い内容の過ちがあったということですから、それについて、問題解決を図っていくというのは、これは、当局だけではなく、議会も含めて、全体の問題でありますのでね、やっぱり、そのへんの意思の疎通というんですか、情報のやり取りというのは、もう少しきめ細かにやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

で、その中で、2点ほど確認をしたいんですけども、関係する議員の方の質問にもお答えされている中で、解決方法として2つあるというふうにお話をされておったと思うんですが、1つは、双方の話し合いによる解決。で、もう1つは、判決に基づいて換地処分を変更するというふうな、その2つの方法があって、その1つの、双方の話し合いというものを模索していたけども、その合意には至らなかったというふうに、これまで答弁をされておると思うんですけども、その双方の話し合いで、どういうふうな形で、あの事務的にですよ。どういうふうな形で解決ができるんですか。

例えば、両者が納得して、交換分合の登記ができるとか、代位登記で済ますとか、そういうふうな方法があるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回のですね、判決でですね、換地処分が、取り消しになりました。それで、原告のですね、申し立てのようですね、換地処分をしようとするればですね、双方の話、双方ですね、合意ができればですね、そのようにできる。同意をもってですね、そのように交換登記ができる可能性もあります。まあ、そういう手法が1つはあるわけですし、そういう形の合意でする方法と、どうしても、双方がですね、歩み寄れないといえますか、合意ができなければですね、変更の権利者会議。原告の主張のようなんです。

ね、形に戻す変更の換地計画書ですね、つくって、それを土地改良法に基づいて権利者、それに伴う権利者会議を持ってですね、対応をしていくという、大きく分ければ、合意とですね、その、事務的にやっていく手法、2つがあるということです。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） あ、それは、どなたのいうんですか、私が誤解をしているのかも分からないですけれども、この二審の方の判決文を見ます。で、最終的に言い渡されていることは、申し立て者に対する換地処分を取り消すということですね。で、現実には、これに従えば、換地処分が、申し立て者の換地処分というのは、取り消されているわけですね。登記は別ですよ。不動産登記法に定めるところの登記は別で、換地処分が取り消されていると。となれば、この換地処分を何らかの形で元に戻さないと、従前地と一緒に宙に浮いてしまうわけですよ。で、その時に、その、両者の合意ができて、交換分合とかということでの代位登記なり嘱託登記で不動産登記法だけの上で、処分というのは、これは、僕、できないと思うし、土地改良法なんかを読んでもできないし、県のね、換地専門員の方にも、ちょっと実は、教えをいただいたんです。で、できないというふうに言われて、解決方法、じゃあ、何ですかと言ったら、もう換地処分の変更しかありませんというふうに言われたんで、細かなケース内容ではお話してないんですけれども、だから、そのへんでの行き違いがあるんかも分からんのですけれども、実際には、この変更部分にかかる所の小規模の換地会議をもって変更をやっていって、換地処分の変更を行うと。それに伴って登記を変えていくと。の方法しかないと思うんですけれども。

現に至っては、双方の話し合いが、結局円満にいかなかったから、その方法しかないということで、選択されているんですけれども、このことは、これもう既に、4月、5月の段階で分かっていたことじゃないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回のですね、判決を受けて、地域のですね、まあ、1つの集落の中で、1つの事業をやった中での問題でありますから、今後の集落がですね、円満にいくようにといえ、やはり合意でもってですね、一番解決する方がですね、本意ではないかというふうには、当初は考えました。それによって、お二人、対象者が二人ですので、お二人のですね、同意でもって、交換分合で登記ができるということを聞いておりますので、そういう形ですね、対応できればというふうに思って、今まで、いろいろとお話し合いもしたわけです。しかしまあ、訴外人の方にですね、最終的に確認をすればですね、双方が、やはり今の状態のままで、譲れないという形の結論に達しましたので、そういう換地計画の変更ということしか、もう残された道はないという判断をさせていただきました。

まあ、これから、そういう関係者ですね、従前地に、換地処分が取り消されています。ちょうど従前地と宙ぶらりん、権利関係がですね、宙に浮いたような形になっておりますので、それを原告の主張のような形に戻すために、どれぐらいの関係人が出て来るかというのは、これからまあ、精査してですね、調べていかなければならないというふうに思って

おります。そういう中ですね、対応をしていく。その中でも、再度ですね、やはり地域のことですので、最終的に話し合いということが、地元からですね、そういう言葉が出てくるかも分かりませんが、それは、それで、受け止めてですね、そういう、早期解決に向けた取り組みはしていきたいというふうには思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 少しね、その、方法を選択する中で、当然のことながら、法律に基づいて行う行為ですから、特に、土地改良法という特異な法律の中でやる行為ですから、できること、できないことというのは、これははっきりしていると思うんです。

で、まあ、換地専門員に教えていただいた内容もそうですし、やっぱり、その、土地改良法なりを、ずっと読み砕いていっても結局、小さな変更にかかる部分の権利者会議ですね、何と称するんか、ちょっとよく分からないんですけども、それを選択するしか方法がないというふうに思うんです。

でね、町の方が、5月に、関係者、申立人の代理人の弁護士の方に送っている文書の中で、判決の主旨を尊重し、申立人に対して、換地処分を再度行う必要があると考えております。というふうに、で、更に言えばですね、換地処分を行うにあたり、権利者会議を、もう一度開催し、換地計画を決定。県の認可申請を行うという。まあ、ある程度の、その道筋をもう、既に決められて、通知しているにもかかわらず、その後、その、双方の話し合いというのを模索している実態があるんですね。これは、少しちょっとね、手間取りすぎだと思うんです。

と言いますのも、訴外人と、その双方の話し合い。双方の円満解決という、訴外人との話し合いというのは、もう既に、その、一審、二審の中で、調停の斡旋が行われた時に、皆さん方、やっていらっしゃることでございますよね。で、それをことごとく拒否しているというのが、片側の方であり、まあ、それに追随しているというのが町のわけですから、同じ内容で、話し合いを持って、まあ、これは無理だというふうに考えるのが、ごく自然だと思うんですよね。にもかかわらず、その話し合いに、例えば、その円満解決に向けて、ここ4カ月、5カ月、6カ月もかけるというのは、これは、僕は、いかなもんかなと思うんです。この具体的な手法が、最後の選択肢が、ここ10月、11月に分かったんです。あるいは、それに決まったんですというんだったら、分かりますけども、もう既に、5月の段階で、その方法というのは、町の方が知り得ているわけですからね。これに向けての取り組みというのをやっていくというのが、これはベストだったのかなと、ああ、ベターだったのかなというふうに思うんです。

にもかかわらず、この数カ月間、その話し合いで、相手が応じてくれません。会えませんというふうな形で、この時間を過ごしたというのは、これは、いかなもんかなと思うんですけれど、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の、訴訟の内容はですね、その換地において、原告が不利益を被っているということで、その不利益が認められたと。まあ、それには、まあ、双方2人、

関係者があるわけです。でまあ、裁判の過程におきましては、双方が自分の主張をされておりまして、しかしまあ、最終的に、この原告が、こう、全体でこう、比較すると、これは、不利益であるということでの換地処分の取り消し。

ただ、換地処分が取り消されても、じゃあ、裁判所として、どうしなさいということまでは、それまでは、何も判決の中では、言及をされておりません。ただ、取り消しだと。じゃあ、その後は、じゃあまた、土地改良法に基づいて、これを、どういうふうに判決の、その取り消した、その後を、きちっとまた、していかなきゃいけない。土地の交換なり、また、変更、換地の変更をしていかなきゃいけないという中でね、今、言われるように、そのやり方としては、もう小規模な、小さな変更という形で、権利者会議。まあ、限られた関係者の中を特定して、権利者会議をして、それによって、その、多数決によってですね、それを決めていくという方法を取るということが、1つの方法だということは、最初から分かっています。

ただ、そういう方法をとる前にね、主張したけれども、判決として、もうこれは、原告の側、申し立てた方の不利益ということが認められたんだから、その片方の方も、それを認めて、その交換に応じるということ。まあ、そういう形での解決を、まず取りたいというのが、まあ、努力してきた、これまでの内容です。

そのためには、まあ、その方だけでは話ができないので、私も、そういう、いろんな方、相談する人にも相談していただいて、力になっていただく人にも力になっていただいて、そういう、その関係者の方にですね、その、そういう同意をですね、合意を得ると、了解を得るということにまあ、そういう努力をしたわけですけれども、結果的に、もうそれは、認めないと。同意しないということが、もう、はっきりしましたので、それは、手続き、法的な手続きに基づいて、今後進めるということで、今、課長の方に話を、指示をしたということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） まあ、例え合意をしたとしてもね、交換分合で登記して済むという問題ではありません。できません。できません。これ、あの、当然のことながら、土地改良法に基づく換地処分、申立人の方に対する換地処分というのが、要は、換地計画書の中の1枚ですね、が宙に浮いた形になりますので、それは、必ず最終的に、従前地も含めて、換地も、どこかに納めなければいけないというふうになりますので、仮に、それで、交換分合で、今の所有権に基づいて交換分合して、登記したとしても、土地改良法上の問題ってというのは、ずっと残っていきますので、そのあたりは、担当課長ご承知だと思うので、あえて申しません。

で、更に言えばですね、その最後に選択されたというんですか、最初から分かっていた方法である権利者会議ですね、で、これを行いますということで、で、これについても、本年の11月に、佐用町の代理人弁護士の方から、申立人の方に通知が行ってますけども、この中で、確定判決の主旨を実現できません。ちょっと、省略しすぎたんですけども、要は、換地会議を持って、十分、あなたの意に沿えない場合がありますよというふうな主旨の表現がしてあります。このことはあってはならないですよ。

例えばその、小規模な変更の場合の、換地会議、権利者会議ですね、最低4名で、今回の場合でしたら、当然のことながら、一部の方が、不同意されるという前提がありますから、5名で招集しなければいけないと。で、そうした時に、万が一、その中の権利者会議

で提案した換地変更の分が、否決されると、これまた、元の鞘ですよ。この違憲状態に戻ってしまうわけですよ。だから、確定判決の主旨を実現できませんというんか、こういうことが、あることがありますということは、これは想定してはいかんのですよ。確定判決になるような権利者会議を持っていかないと。でないと、同じことを二度も三度も繰り返して行って、当然のことながら、申立人なり、関係者の中の間人間関係とか、後の解決に向けての方法というのは、バラバラになっちゃうんですよ。だから、完璧、鉄板 100 パーセントでの権利者会議っていうのを、今、作らなければいけないというふうに、私は、思うんですけども、課長は、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、議員言われるようにですね、権利者会議が開催できる関係人は、最低限必要です。しかし、今回変更するに当たってですね、何人の関係者が出てくるかというのは、まだ、人数的には、まだ、予測はできません。これから、順次、調査をさせております。

その中で、権利者会議が開催されてもですね、3分の2以上の賛成がなければですね、権利者会議としては成立、土地改良法上成立いたしませんので、成立しなかった場合には、そういうこともですね、あり得るということを最後にまあ、代理人の方から明記をいただいております。

当然、その最高裁のですね、大阪高裁の主旨ができるようには、努力はいたしますけれども、まあ、そういう関係者、権利者ですね、権利者が、最終的に、どのような判断をされるかということによってですね、そういうこともあり得るということを、明記したままであります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後3分です。はい、石堂君。

1番（石堂 基君） あの、そういうことが、あっては、また、元の木阿弥なんですよ。それで、治まるわけじゃないんですよ。

例えば、権利者会議をもって、いや、その変更換地計画は認められませんでしたと言えば、また、今の状態に戻ってしまうんですよ。それを繰り返すことのリスクっていうのは、当然、分かりますよね。だから、そういうことがあってはならないように、100パーセント鉄板の権利者会議というものを準備するっていうのが、今、行政に与えられていること、できることだと思うんです。それしか方法がないと、私は、思うんです。当然のことながら、課長もいろんな所を模索する中で、その方法に至っているわけですし、専門家の意見も、多分、そこだろうと思うんですけども、となれば、本当に、その、権利者会議をもって、全てが落ち着くということをお前提条件として、その場を設置しなければいけない。

で、この権利者会議についても、当然、申立人の方からの文書で、既にご承知だと思うんですけども、申立人の方は、拒否する姿勢を示されている。僕は、そこには誤解があると思うんですけども、手続き的には、これをやらないとできないんですという、そういうふうな説明を、なぜ町側がね、もうちょっと積極的にできないのか。

で、さかのぼってお話をしますけども、やはり、この問題について、最終判決が出た後に、当然、その不利益の部分についての責任については、明確云々という話ありましたけども、端的に申し上げますけども、町の道義的な責任というんですか、として、当然、申

立人の方に、謝罪をし、そして、今後の予定を細かく説明をする。そういうふうな人間関係の構築というのが、必要じゃないですか。町長。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） そういう、法的だけでね、全て町での、そういう手続きだけで、解決ができるものではない。後、最終的には、そういう合意というものが、同意というものが必要でありますから、そういう、その信頼関係というのは、非常に大事だというふうに思います。はい。

だから、説明不足であったということについて、この点については、それぞれ、もう過去になってしまいましたけれども、不足であったというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 最後、残り 1 分になりました。

当然のことながら、道義的な問題ですから、どうしても謝罪をやりなさいというふうな問題ではありませんけれども、やはり、これだけ長期間、特に、9 年間もの間、ほ場整備をした田んぼを耕作できないまま、現在に至っているというのは、これは、実質、精神的な部分も含めて、相当な不利益だと思います。まあ、そうした部分を勘案しても、最終的に法の判断が出たんでありますから、その訴えられた責任者としては、これは当然、申立人に対する謝罪が、まず 1 番。そこから、この問題解決に向けて、訴外人、重要ではありませんけれども、申立人の心情をくんで人間関係を作って解決に向ける必要があるかと思えます。特に、先ほど、最後に申し上げましたけれども、この権利者会議の必要性について、若干の誤解もありますのでね、そのへんは、十分に解いていただきたいなというふうに思えます。終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、石堂 基君の発言は終わりました。

はい、続いて、16 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。鍋島君。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず地域経済を担う地元業者支援策の拡充を求める立場から、大きな経済効果が実証されている住宅リフォーム制度や小規模工事登録制度の創設。また、建設業に暮らされている労働者の生活を守るための国の退職金制度である建設業退職金共済制度の履行問題について質問をいたします。

第 1 点目として、住宅リフォーム制度であります。今、台所、風呂、床、畳、外壁、屋根修理など、自宅の改修に自治体が補助金を出す住宅リフォーム助成制度を実施する市町村が増えています。これは、全国的に地域経済の疲弊が深刻な中で、中小零細建設業者の、仕事が欲しいとの声が切実な要求となっている状況が一方であることと、住宅の壁の塗り替え、畳やふすまの交換、障子やクロスの張替え、外壁、屋根の補修など、住宅の長寿命化を求める住民の要求があることが土台となって、自治体が、町内業者に、発注する場合に限って、住宅のリフォームに補助金を支給する制度が、地元景気対策として、即効性が

あるからであります。

本町議会においても、3月議会で、わが党の平岡議員が質問し、その後、全国的に取り組みが進んできています。現時点での町長の見解を伺います。

その1として、この制度の取組状況は、全国商工新聞調べでは、今年3月末時点で、30都道府県154自治体であり、10月末では、33都道府県175自治体に広がっている状況があります。これを、どのように思われますか。

その2として、岩手県宮古市では、市内業者に施工を依頼することを条件に、幅広い住宅改修工事を補助対象として、総工費20万円以上のリフォームに、一律10万円の補助金支給制度を本年度から実施したわけでありましたが、当初予算では、500件、5,000万円の予算を組みましたが、とても間に合わず、9月補正では、3,500件分、3億5,000万円の増額補正を行うなど、大きな経済効果を生んでいます。本町でも、とりあえず来年度に、1年間の限定でも実施してはどうでしょうか。

第2点目に、町内業者の内、町工事での競争入札資格のない町内零細業者に、小規模な建設工事や修繕工事等を発注する制度である小規模工事登録制度について伺います。

その1として、入札資格のない零細建設業者の、町の実態はどのような状況か。

その2、このような業者の本町における町事業での活用状況は、どうでしょうか。

その3、小規模工事登録制度を実施してはどうか。

第3点目として、建設業に雇われている労働者の生活を守る一環として、国が、退職金を保障する建設業退職金共済制度の完全履行について伺います。この制度は、雇い主がしばしば変わる建設労働者に、国が退職金を保障する制度として設けられたもので、中小企業退職金共済法によって定められた共済制度の1つであります。厚生労働省所管の特殊法人である勤労者退職金共済機構が、対象労働者に退職金を支払います。建設業の事業主が、この機構と共済契約を結ぶと、被共済者となる現場労働者に退職金共済手帳が配られます。この手帳は、雇い主が変わっても有効です。労働者が1日働くごとに、300円の共済証紙が手帳に貼られ、証紙が一定数貯まると、退職する時に、証紙の日数に応じて退職金を受け取れる仕組みであります。1日に300円の小額と言っても、仮に1カ月21日働くとして、20年間では、この制度の退職金早見表によりますと、220万5,000円の退職金となります。当然、この支給は、国が責任を持つわけであります。

一方、建設工事を受注した元受業者は、工事に必要な労働者の掛金に相当する共済証紙を一括購入し、下請け業者に延べ労働者数に応じて証紙を交付することを求められます。特に、町工事など公共工事では、証紙購入費用も工事積算価格の中に含まれています。しかし、元請業者が必要枚数の証紙を購入しなかったり、購入しても、証紙が下請け業者にわたらないなどで、手帳に証紙が貼り付けられない事例が多発しています。

また、地方自治体発注工事では、発注元受業者に、共済証紙購入を金融機関が証明する発注者掛金収納書を提出させることになっていますが、徹底されていない実態があります。

そこで、その1として、この制度の趣旨を町長は、どのように把握されておられるのか。

その2として、町工事を受注する業者の全ての労働者に手帳の交付や証紙の貼付を行うべきであります。本町の実態と町の指導について伺います。

その3、工事完成検査等で、証紙の、通告でしたら、この添付となっておりますけど、添付じゃなく、貼り付ける意味の貼付に訂正いたします。証紙貼付の確認を行い、成績表評定に反映すべき。証紙の購入や、貼付状況が不十分な業者は、厳しい措置をすべきですが、どうでしょうか。

次に、町民福祉の増進を求める立場から質問をいたします。

まず、第1点目は、国民健康保険についてであります。国保税の納期は、7月から翌年の2月までの8期となっており、現在、毎月、町民は税が徴収されています。こういう中

で、多くの町民の方から、毎月、重い負担を感じるとの声が、寄せられています。確かに、町当局は、佐用町の国保税は、県下でも低い位置にあり、共産党町議団が言うように、一般会計から法定外繰り入れも実施しているとしています。しかし、この措置は評価できるとしても、町民の重税感は、どこから来ているかを掘り下げなければ、行政責任を果たしたとは言えないのではないのでしょうか。

この重税感の主な要因として、昨年の災害で、多くの財産を失い、生活再建に多額の出費がかかるなど、被災したことが上げられます。

そこで、その1として、来年度更なる一般会計からの繰り入れ、国保税の引き下げをすべきではないのでしょうか。

その2として、病院窓口で、医療費の3割を負担している患者負担に対し、厚生労働省は、9月に、この患者負担を減免する基準を出し、減免額の2分の1を国が負担するとしています。これは、国民健康保険法第44条の患者負担減免制度を具体化するものであります。本町として、来年度実施すべきだと思いますが、どうでしょうか。

その3として、国保税を算出する場合の要素として、均等割というのがあります。これは、世帯加入者の全員に、一定額を課税するものであります。しかし、保険制度では、国保だけが、他の社会保険や協会けんぽと違って、子どもの誕生で、子どもが産まれる度に課税増額されるというものになっています。

そこで、1つ目は、国保世帯で子どもが産まれると、国保税の均等割の加算額はいくらか。

2つ目として、協会けんぽなど、他の社会保険は子どもの誕生で加算されているのか。

3つ目として、これは制度上の矛盾ではありますが、子育て支援策として、18歳未満の国保税の均等割を減免することを検討すべきではないのでしょうか。

第2点目の質問として、子どもの医療費への助成について伺います。現在、本町では、中学校卒業までの医療費の助成を行っていますが、これを、少子化が進行している中、高校卒業まで広げてはどうかということであります。

先日、厚生委員会で、奈良県山添村を視察しましたが、この村では、本年度から、高校卒業までの助成制度を実施し、村の負担は思ったほどでなく、少なく、多くの子育て世代から喜ばれているとのことでありました。本町で実施するとしたら、町の持ち出しは、どのくらいか。そのくらいであれば、来年度から実施してはどうか。

以上、この場での質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、地域経済を担う地元業者支援をとということの中で、住宅リフォーム制度についてということのご質問にお答えをさせていただきます。

全国でもまあ、そういう制度を取られている所があるということは、お聞きしておりますけれども、この制度、確かに経済的な効果はあるとは思いますが。ただ、これを行うためにはですね、町の財政負担も非常に大きいと思えますし、まあ、この財源のですね、裏づけがない中で、町としてですね、こういう制度を、今、実施することは、非常に難しいなという感じがします。特に、今、お話のようなですね、20万円で、一律、以上、10万円というようなですね、まあ、形で、しかも畳や障子という、通常のもので、家の維持管理にまでにですね、行うような、対象とするような、そういう住宅リフォーム制度という形

で、ただ、経済対策だけという目的のためにあったとしてもですね、これは、やはり、それから受ける公費で、受益者の利益、このことを公費で行うこと、まあ、このことは、いかなものかという思いをしております。

そういう意味で、この制度に対しまして、3月議会でも答弁をさせていただきましたとおり、現時点において創設する考えは、私には、今、ありません。

県におきまして、既に、福祉人生80年いきいき住宅助成事業とか、わが家の耐震改修促進事業等の制度が作られておりますので、こういう制度はですね、いろいろとご活用をいただきたいと。この工事をされる業者の方もですね、勉強していただいて、こういう制度も活用していただいて、仕事もしていただければというふうに思っております。

続きまして、小規模工事登録制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札資格のない零細建設業者、まあ町に登録をされていない零細業者ということだと思いますけども、資格があってもまあ、登録されていないという方もございますので、町が入札参加指名願登録制度を実施しておりますのは、土木・建築・管工事の3種類で、平成22年度におきましては、町内で90社が登録をされております。町は、実態調査をしておりますので詳細は分かりませんが、平成18年に国が実施した事業所・企業統計調査によりますと、町内のこれら3種類の事業所数は約130社であります。よって、全体の約3割の事業所が未登録、もしくは登録資格のない事業所というふうに考えられます。

次に、零細建設業者等の活用状況ということでございますが、これは、建設業者だけではなくてですね、管工事とか電気工事とか、いろんなまあ、工事の分野があります。そういう中で、既にですね、町が発注をいたします小規模の修繕工事や、また、電気設備工事などでは、登録がされてなくてもですね、町内の、そういう関係の方に、広く参加をしていただけるようにですね、配慮をしております。

次に、自治体による同制度の実施についてお答えをいたします。本町では、商工会の登録業者も参考にして、零細業者を把握、参考にしてですね、そういう町内業者の方々、大かた、零細業者も含めて把握ができますので、現在のところ小規模工事の登録制度という形での実施することは考えておりません。

長引く不況の影響等により、特に小規模な事業所が厳しい経営を、経営状態にあるということ、このことは、十分承知をいたしております。今後とも、町内業者で対応できる工事や事業につきましては、原則、町内の事業所に発注をしていきたいというふうに考えております。

3項目の建設業退職金共済制度の完全履行についてのご質問でございますが、まず、同制度の趣旨ですが、この制度は、建設業の事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となって、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に、労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、機構から直接労働者に退職金を支払うというものであります。これによって、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることができるということを目的にしているところであります。また、退職金は、国で定められた基準により計算されて確実に支払われることになっており、民間の退職金共済より、安全かつ確実な制度であるというふうに認識をいたしております。

次に、町工事での実態と町の指導についてということのご質問でございますが、町は、建設工事請負契約の際に100万円以上の工事は、建設業退職金共済組合証紙購入確認書により、金融機関の掛金収納の証明等を確認したうえで、必要書類として添付を義務付けております。証紙の購入・添付については、全業者が適正に処理されているものと考えており、工事完成検査等で個人の手帳を確認することまでは考えておりません。

次に、町民福祉の増進についての2点のご質問でございますが、まず、国民健康保険について、項目ごとにお答えさせていただきます。

最初に、更なる一般会計の繰り入れによる国保税の引き下げについてということでございますが、国民健康保険税は、その年度の医療費や拠出金・納付金等の国民健康保険事業に要する費用のうち、被保険者の負担する一部負担金及び国庫支出金等を除いた部分について算出し、その財源として国民健康保険税を徴収しております。今後、国民健康保険事業に要する費用が増加傾向にある中で、更なる一般会計から繰り入れを行うことは、他の公的医療保険加入者と比べ不合理となるものと考えております。

次に、国保法44条の、患者負担減免制度の具体化につきましては、現時点では、近隣の動向を参考にしながら、町においての対応を検討して参りたいと思います。

また、子どもの出生による均等割加算につきましては、佐用町国民健康保険税条例第5条による、被保険者均等割額、医療費分で1万7,500円、第7条第2項による後期高齢者支援金分で5,000円を合わせて2万2,500円となり、出生の月から月割りで加算をされます。

協会けんぽなど他の社会保険では、保険料の算定は、標準報酬月額に一定の保険料率を乗じて算定されるため、出生によって健康保険料の加算はございません。

また、18歳未満の国保税均等割の減免につきましては、国保税の賦課に当っては、所得割や資産割などの、負担能力に応じた負担と、被保険者均等割や世帯平等割など、受益に応じた負担の原則が取り入れられており、受益に応じた均等割を減免することは制度上困難と考えられ、ご質問の子育て支援策の減免も同様に困難かというふうに思われます。

次に、2点目の子どもの医療費について、医療費助成制度を、高校卒業まで拡大した場合の年間必要額につきましては、平成21年度の実績により、小学4年から中学3年までの6年間の医療費の平均を算出して高校3年間に当てはめてみれば、年間約580万円程度が必要になるのではないかとというふうに考えます。

また、来年度からの実施につきましては、以前にもお答えしたと思いますが、兵庫県の制度では、小学校3年生までの乳幼児等が対象で、一部負担金もあり、無料化は行われておりません。本町では、この制度の拡充を独自で実施しており、対象を中学校3年生までとし、更に小学校へ入るまでの子どもは、医療費の無料化を町独自で行っております。兵庫県下の他市町との状況を見ましても、現在、制度、上位の制度の中で取り組みを行っており、これからも現制度をですね、継続していくことに努力、努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、鍋島議員からのご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

じゃあ、地域経済を担う地元業者支援の関係で、再質問をさせていただきます。

昨日からの一般質問に対する答弁で、私、非常に町長の言葉として耳に残っているのはね、この災害対策に迫られてね、災害対策優先ということで、なかなか財源が確保できないというのが、他の議員に対する、いろんな町民の切実な要望を、他の議員も町長に訴えていましたけれども、だいたい、そういった方向に答弁されているというふうに感じておりました。私は、どうかなと思って聞きましたらもう、予想通りですね。残念ながら、財源裏づけがないということでね、そういった声は、なかなか実施できないということで

す。

それでね、まああの、勿論、町長分かって言っておられるんでしょうけども、これ、テレビ等で、これを見ておられる町民の方がね、ほんまに災害対応に追われて、もう佐用町大変なんだと。町民も、いろんなことも言えないわというふうにな、これ誤解されては、非常に困るんで、ちょっと、正確にね、この問題は、まず正しておく必要があるというふうに思うんです。そうしないと、次の質問もできないわけですからね。

それじゃあ、まず、災害対応の問題でありますけども、災害の財源とはどうなのかということにはね、これはもう、町長、ご存知のように、21年災害というのは、激甚災害指定されたということであ、これは、大幅な国庫補助をいただく、そういう対応になっておるんですね。勿論、県管理の問題は別ですけども、農業災害においても、それから町管理の公共土木においてもね、農業災害の問題なんかで言えば、いわゆる40万円以上の災害についてはね、96パーセントから99パーセント近い国庫補助が出ているという状況です。

それから、公共土木災害も80パーセントからのね、国庫補助ですから、大きな国庫補助の中で、この災害対策が、1つは進められているということは、これは、事実だというふうに思うんです。ましてや、本町においては、この、当然入るべき国庫補助の補助金がね、まあ、勿論、今の制度の問題なんですけども、査定が遅れた、間に合わなかったということで、農業災害では、1億2、3千万円、これは町単独の負担になると。まあ、ただしこれは、小規模災害債、起債の関係でね、いくらか補充されてますけれども、そういうものもかぶったとしても、今の状況、どうなっているかということではね、これは、21年度に特別地方交付税が、約20億円、19億9,000万円来ました。で、それで、全体的に、町の財政はどないなつたか言いますとね、21年度の、この締め、決算でもお分かりのように、貯金を10億円崩したけれども、それを上回る額を、再度積み立てたというのが、この実態であります。

それから、この特別地方交付税だけじゃなくて、平成20年度から、これは何も災害は、関係ないんですけども、地域活性化の臨時交付金が、再三、名目が変わってね、交付されてきている。まあ、これは、ありがたいことなんです。で、その臨時交付金、総額的にはね、約16億円からになる。これが、国の平成20年度の補正予算からの、連続支給されてきたね、総額です。また、22年度はもう、今度の補正は、臨時交付金じゃなくて、地域活性化交付金という名前でね、いわゆる、住民生活に光をそそぐだの、きめ細かだのということで、それだけでも2億円を超える交付金になっているという状況です。

で、その金を、どう使ったか。確かに、新たなメニューを作ったこともあるけども、ほとんどが、やっぱり今の町民生活に本来、この交付金がなかったもね、支出しなきゃいけない、そういう事業等をね、やっぱり充ててきています。そういった点ではね、この交付金がない状態から比べれば、やっぱり大きな浮きを、財源的なね、浮きをつくってきたというふうに思います。

それで、端的に、本町の今の財政の状況を、何を基準に見るかという点ではね、やっぱり、その町は、どれだけの財源の力を持っておるかという、これは、財政指標で言えば、標準財政規模であります。で、これの経過を見ますとね、平成20年度で佐用町の標準財政規模が85億円。21年度が87億円。この22年度は、今回12月補正で、普通地方交付税が54億9,000万円に補正されてます。約55億円ですから、臨時財政対策債が8億5,000万で、それから、標準税収入額が30億円からあれば、遥かに、90億円をね、標準財政規模を超えるというのが、今の佐用町の財政の状況、これは事実だというふうに思います。

そういう状況からして、基金が総額ね、79億円。この21年度決算でも。いう状況の中で、1,000万、2,000万の金がね、今の佐用町の財政の中から、この災害対応に追われてね、捻出できないんですというようなことは、これは、とても言えないんじゃないかとい

うふうに、私は、思うんです。そういう今の財政規模からして、必要なところには、これは、まず、確認したいんですけども、全ては災害に、財源が行くんじゃないかって、使えるというようなことは、当たり前じゃないかと思うんですけど、町長の見解、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、その通りでありまして、佐用町、大きな災害を受けて、この復興、復旧がまあ、これはもう、最大の課題ですけれどもね、この災害があったからといって、町民の皆さん、それぞれの、これまで行ってきた福祉サービスや町の制度、住民サービス、こういう点にね、おいて、これが低下するようなことがないように、このことについては、最大限の努力をしているつもりですし、いろいろと皆さん方からも、町民の要望としてお話がありますけれども、佐用町、平均してですね、他の町と比べて、まあ、すごく、その一部において、いろんなことを取り組んでおられる、飛びぬけたところをやっておられる所があると思いますけれども、それは、それぞれの、その自治体の考え方でやっておられるわけで、その、町としてのですね、全体の、やっぱり住民福祉サービス、住民への、いろんな生活支援対策、そういうことはね、佐用町としては、やっぱり県下の中においても、平均以上を、やっぱり目指さなきゃいけないという考え方は持っているつもりであります。

ただ、財政についてもですね、今、お話のように、いろいろなまあ、支援を受けて、また制度を受けてですね、町の健全な財政を維持していく、このことはね、これからいろんなことをやっていくためにも、まず必要な、絶対必要なことだというふうに思っておりますし、ただ、災害につきましては、それは当然、激甚災害という指定を受けて、多くのまあ、補助金で、この災害復旧ができる、そういうことで取り組んでいること、このことは、皆さん方にもお話を、町民の皆さんにも、十分にまあ、ご理解をいただいているところでございますけれども、しかし、この災害におきまして、先ほどまあ、査定漏れといいますか、その制度の中でね、査定を受けられなかった部分もありますし、補助対象にならない小さな補助金の、小さな災害もたくさんありますし、それから、まだ、これからですね、そういう補助対象以外の中で、本来、この復旧という、災害の復旧というのは、今、議員の皆さんからも、いろいろと要望もありました、小河川とか、また、山林、また、集落の隅々まで、そういう、いろんな対策をですね、やっていかなきゃいけない。これにはですね、また、たくさんのお金が要りますし、これには、補助金も何も付かないということです。そういう対策もね、やっぱり行っていくということを含めてね、やっぱり、町としては、できるところは、財政的にも効率を図り、また、町民の皆さんにも、県下、また、全国的に見て、このレベルであればということで、我慢をしていただかなければならないところは、やっぱり、我慢もしていただきたいということを申し上げているわけでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、それを前提にね、もう時間がなくなってしまいましたけれども、伺います。

勿論、潤沢な財源はないけれどもね、捻出すれば、財源は確保できるということは、明ら

かであります。

それで、伺いたいんですが、この住宅リフォーム制度は、確かに経済効果はあるだろうというふうに町長も言っておられる。それは、確かに、それが活用されれば、されるほどね、20万円以上で、10万円ですから、町が支出した金額以上のね、やっぱりお金が、町内で回るということになるわけですから、即効性も含めて、大きな経済効果があるというふうに思います。

それで、経済効果がありね、一定、資金が確保できれば、私は、踏み切るべきだというふうに思うんですね。先ほど、町長は、県のいきいき80年住宅改修や耐震の改修、県の事業をね言われました。あれは、あれでいいんです。バリアフリー等のね、そういった住宅改造、とりわけ高齢者については、介護保険で、9割出ますから、住宅改修はね。それで20万円限度でありますけれども、21年度決算で見れば、居宅介護住宅改修で600万。それから、介護予防住宅改修で400万で、1,000万円、まあ20万円、丸まるつければ50件ほどね、住宅改修に使われたということになるわけでありまして、やっぱり、そういうバリアフリーでも、大きな要望がある。これはね、やっぱり経済効果があり、それから、当然、町民の、そういった住宅要望に応える、そういった施策という点からね、何よりも即効性のある、そういった経済効果の即効性のある施策という点からも、私は、真剣に考えるべきだというふうに思うんですね。

確かに、宮古市は、20万円と10万円という補助金ですけども、これ、何も、それにこだわる必要はない。やっぱり検討した結果、今の佐用町に合ったね、内容にすればいいというふうに思うんですけども、それは、是非、検討すること必要だというふうに思うんですけども、この点での見解と、それから、仮に1,000万円の予算を組んだとしてもね、これは、無駄にはならないんですね。申請がなければ、これは、崩さないわけですから。傷まないんですよ。申請がなければ。まあ、申請がないようなものを作ってもしょうがないんですけども、私は、申請があると見ているんですけども、そういった点からしたらね、両面から見てもね、私は、可能なものじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、こういう福祉サービスの中でね、やはり、そういうバリアフリー化するとか、又、建物を耐震化をしていくとか、これは公的な面、その個人だけの問題じゃなくってですね、公的なものとして、当然、行政としても、その取り組むべき、支援すべきところが、大いにあるかというふうに思いますし、推進をしていかなきゃいけない。ただ、住宅の、この維持、リフォーム等、これは、通常、住宅で住まいすれば、どんなものでも、畳を替えたり、障子を貼ったり、また、設備も若干傷めば更新もしていかなきゃいけない。こういう物にまでですね、町が公費で負担をしていくということ。これは、いわゆる、それは経済効果があるからという一面で言われれば、その点は、あるかと思うんですけどもね。やはり、その受益をする人、受ける人、まあ、その方が、限られた人、しかも、町も予算内でね、やりますよということで、例えば、今、言われるように、1,000万、2,000万で組んで、宮古で何千件も出て来たと。私は、こういう物、そういう物にまでね、対応するような、リフォームと言え、いろんなことを、際限がないわけです。そういうことで、これだけの補助金を出すということになれば、これは、たくさんの方が、それは利用したいということになるかと思えます。

しかし、それは、ほなら、予算がありませんから、その一部、受けられた方だけで終わりますよというわけにはいかない。やる限りには、やっぱり必要な方に、全て公平にやっ

ていかなきゃいけないということになるかと思えます。

そういう意味で、やっぱり、町の今の、裏づけのない中でね、これから、そういう今の段階で、こういうリフォーム制度というのをね、取り入れることは、これは、適当ではないというふうに判断をいたしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 大きな経済効果もありね、そういった広くね、リフォームの対象を広げれば、大きな、そういう希望があるんじゃないかということまでいっておきながらね、それを、やらないという、もう予算が間に合わないということまで、心配されて、今、答弁されよんやけれども、そういうことじゃないんですよね。

やっぱり、これがね、町内業者に限定した制度なんです。事業なんです。ですから、そのお金が余所に出て行くんじゃないんです。町内に循環するんですよ。ねっ、それが、大事な点で。

例えば、これ全然、全く性格が違いますけれども、災害の後、半壊と大規模半壊に対してね、災害救助法で52万円限度額の住宅修理やりましたね。あれは、全額国だから、当然、町は1円も腹痛まなかったわけですけども、あれで、約450件からの要望があって、1億7,000万円のね、事業として、勿論、それは、あれば全て町内業者じゃないかもしれないけれども、そういった経済効果を生んでいるんです。そういう角度からすればですよ。また、性格は違うんですけども。そういう内容をね、このリフォーム制度で、作り出すべきだと。

何か、聞いていたら、以前言われた、その、公費をね、個人の資産のために支出するのは、やっぱり資産形成のために出すのはおかしいという、これはもう、震災の後、盛んに言われて、それが間違っていたということで、生活再建法が、現在みたいになったわけがありますけれども、そういうニュアンスに聞こえるんですけども、町長の本音としては、住宅リフォームなど、福祉の問題は別だけど、畳替えや屋根の修理など住宅リフォームの場合は、個人の資産形成だから、公費は出しにくいというふうに考えておられるのかどうか、このあたり確認しておきたいんですけども。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 災害とかですね、そういう特殊な状況が、多くの方に発生した場合にね、それは社会として、国として、また、自治体として支援をしていく。まあ、その場合とですね、この一般の通常の維持管理で、個人の財産に、そういう公費をですね、出していくというのは、これはまた、違うと思えます。

ですから、少なくとも、そういう一般的なリフォームというような、維持管理をしていくのに必要な当然、お金を町が出して、支出する。それを受ける人と受けない人と大きな差が出てきます。まあ、そういう中で、やはりこういう、経済対策は、経済対策として、いろいろと考えなければいけませんけれども、今、鍋島議員からの提案のあるような、また、宮古でやっておられるような、こういう制度は、町としては、取るつもりはないということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、そういう、町内業者や、それから、町民のそういった要望に基づくね、そういう内容について、拒否されるというのは、やっぱり問題だと。検討した結果、こういう問題があるということじゃなくって、予算が足りなくなっって、不公平になるから心配だということはね、これはもう、真面目に検討されたとは思いません。これ、是非ね、真面目に検討していただきたい。このことを指摘しておきます。

それから、小規模工事の関係でありますけども、自治体が、結局、小規模な電気工事等をですね、修繕工事等を商工会を通じて発注したりしているということでありまして、これちょっと確認したいのは、確かに、町のつかんでいる業者数で言えば、建設事業関係で、管も含めてですけども、130 社で、指名登録は 90 ですから、40 社が指名登録をされていないということですね。この数でいったら。しかし、ただ、その方達が全て、また、これの以外の方達がね、商工会に加入されているのかという問題もあると思うんですわ。商工会に加入されていない零細業者、勿論、商工会に加入していただくことが大事なんですけど、そういう方達の仕事を確保するというのも、それこそ公平を言うんだったら、行政は考えるべきじゃないかと。

実数があるか分かりませんが、商工課長、商工会の加入状況というのは、分かりますか。零細業者の。

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 今、ちょっと資料持っておりませんので、詳しいデータ、分かりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、その点では、どうでしょう。加入されていないことも含めてね、やっぱりそういった仕事を、機会を与えるということで、町は考える。そのために、南あわじ市等ですね、いろんな自治体やっていますけども、30 万円以下の工事については、この小規模登録制度に基づいて、仕事を確保するというふうなことを、商工会に加入されてない方もおられるという前提で、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、1 つは、商工会にね、という制度もあるわけですから、まあ、それに皆ね、一緒に加入していただくこと、このことは、1 つ前提としてお願いしたいと思えますね。

しかしまあ、その業種、その仕事の内容によりまして、そういう加入されてなくても、実際に、それこそ町内のことですから、把握ができますし、そういう問題で、そりゃ電気工事なんかの問題については、私らも商工会から、加入しているかしていないか、されて

ないかを前提に、そういう発注、指名をして、したということではありませんので、そういう業者の方が、地域にいらっしゃるといことで、これ、そういう仕事についての依頼をしておりますのでね、まあ、今後とも地域の実情というものを把握しながらやっていきたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 後、建設業退職金共済制度の関係、まあ先ほど、小規模登録制度については、実態も把握しながら検討するというふうに聞こえました。やっぱり、公平性という、行政の大事な問題ですけども、この観点から、この問題、是非検討していただきたい。

それから、建設業退職金共済金問題でありますけども、答弁では、100 万円以上の工事についてはね、町の請負工事については、証紙の貼付や、それから金融機関からの収納書の確認、こういったことをやっておるといことであります。やっている、義務付けているということと、確認しているということは、違うと思うんですけども、町長の先ほどの答弁では、義務付けているということなただけですけども、実際として、元請業者に、100 万円以上の業者で、そのことを確認して、下請け業者の方に、ちゃんと履行されておるかという点では、どうなんでしょう。確認できてないんじゃないですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 契約時に、その掛金の収納書を添付して、それをまあ、確認しているわけですけども、それはまあ、元、言われるように元請の業者の、その契約においての関係で、それが下請け等、そういったものまでは、町の方としては確認をしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） この質問の趣旨はね、その完全履行というのは、そういうことで、やっぱり法に基づいてね、きちっとやっぱりすべきだと。確認を、これ何も、町が発注している工事で、対元請との契約でありますから、ましてやその、工事の積算価格の中に、その証紙が入っておるわけですからね、当然、町としては、最後まで履行を確認する必要があるというふうに思うんですけども、どうでしょうか。確認しますかということと。

それと、どうなんですか、指名登録業者の 90 社全て、この建退共、建設業退職金共済制度に加入されておるんですか。されていないんですか。そのあたりの実態はいかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この制度が始まってから、もう長い間の経過しておりますし、佐用町におきましては、新しい新規業者の、そういったケースも非常に頻度も少ない。そういう中で、こういったことにつきましては、業者の方は、きちり入っているということで、こちらは確認、認識しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 議会として、今、言っているのは、議会の立場から言っているのは、そうになっているんだということじゃなくてね、そういう建て前の問題ではなくて、実態としてどうなっておるかということ、やっぱり行政はね、きちっと点検して指導していただきたい。このようにお願いしよるんですね。

それで、どうなんですか。先ほどの答弁がなかったんだけど、元請業者とは、収納書を義務付けておるから、もうこれで終わりということじゃなくて、実態と、実際として、完全履行されておるかどうか、これはやっぱりチェックする必要があるというふうに思うんですけども、この答弁いただいてないんですけども。

議長（矢内作夫君） チェックするか、しないか、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今のところ、その元請と下請けの業者の関係というのは、企業の問題であって、町としては、町と元請の業者、その信頼関係で成り立っておりますので、町としては、もう、それは、その趣旨に合って、合った形でされているということ信用しているということで、今の現状の対応で、証紙の、その、契約時の確認で、十分ではないかというふうに認識しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） これは是非調べていただきたいんだけどね、数年前、何年か前に、そういった通達や何やらが出ているというふうに思うんですね。そういうきちとした履行についてね、指導しなさいというようなものが。これは、是非、確認してください。そのように、私は、聞いておるんですけども。

また、法がそうなっているとしたらね、民間の仕事じゃなくて、町が発注している工事ですから、やっぱり法律がきちっとされておるということはね、やっぱり行政としても、目配りする、そういった責任があるんじゃないかというふうに思うんですけども。そのあたりはどうですか。確認を含めてやっていただけますか。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 先ほどから、この件に関しましては、共済証紙の購入状況を確認するという措置をとっておりますけれども、鍋島議員おっしゃるようになりますね、個々の、最終まで、これは、確認は、これは非常に難しい。

ただ、おっしゃるように、行政としてですね、町としては、土木組合なり、そういった所の会合でね、こういったことを遵守していただくようにという促しはできると思います。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、指導を是非強めていただきたい。

まあ、要するに、法律どおりにやれということですからね。本来、行政がやらなきゃいけないことでもありますけども、その点をお願いします。

国民健康保険の問題で、国保税の問題、それから、均等割の問題で伺います。

確かに、これも財源問題等ですね、更なる一般会計の繰り入れ。法定外の繰り入れとって、平成 21 年度の決算では、あれが 4,000 万円でしたか、4,800 万でしたか、法定外の繰り入れやってますね。

それから、この 22 年度は、今回の補正も出ましたけれども、前の補正でしたかね、当初 800 万で 1,600 万円の繰り入れと。まあ、22 年度は、逆に言うたら、前回の法定外繰り入れより少なくなっているわけです。勿論、これから先、どれだけの支出があるか、未確定な部分がありますから、確認はできないんですけども、私はね、是非、今回質問しているのは、それは、下げたら、町民が喜ぶのは、そんなこと、当たり前という問題じゃなくてね、やっぱり、今、国保税を払っている人達が、昨年、あれだけの災害を受け、財産をなくし、厳しい状況の中でね、昨年度については、これは災害減免がありましたから、半壊以上は半額等ですね、国保税が減額されました。もう、大きい、助かったんですね。本当に。しかしね、1 年経ったら、被災者等はですね、財政が回復してきているかという点ではね、むしろ、ますます厳しくなった方も、たくさんおられるんです。そういう実態を見れば、昨年と同じようにね、災害減免をせいというのは、これ、なかなか難しいということでもありますので、だったら、やっぱり行政としてできるのは、そういった一般、法定外繰り入れをね、増やして、そのあたりを現状維持じゃなくて、そういう重税感の思いに伝えるということを実際に考えることが必要だというふうに思うんですね。

そのあたりで、ちょっと、町長としては、ただ安くしてくれと言っているんじゃないという点では、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） まあ、災害からの復興というのは、個人においてもですね、本当に、1 年、2 年で、完全に元に戻る。復興するものではないというふうに思いますし、特にまあ、大きな被災を受けられた方、経済的にはですね、段々と、その、厳しくなられる方も、当然、おられると思います。それは、そういう状況については、まあ、この方向での、この制度の中でもね、そういう対象者についてのまあ、減免制度もありますし、まあ、それに則って対応していかなければならないと思います。

まあ、全体として、町としてもですね、まあ、国保税の、国保会計のですね、非常にまあ、今、基金も、もう底をついておりますし、厳しい状況の中で、昨年度、ああいう災害

の中で、国保も更に厳しいということで、一般会計から初めて繰り入れを行ったということで、まあ、これは、決してまあ、法定外繰り入れということですから、これが、いくらでも繰り入れていったらいいという性格のものではないということは、十分皆さん方もお分かりいただけると思いますので、町として、その国保の、今の状況を見ながらですね、まあ、どれぐらいまで、その繰り入れをしていくのか、続けていけるのか、また、その必要性があるのか。そういうことは、よく検討した上で、考えなきゃいけない問題だと思っております。

これは国保の加入者だけの、医療制度というのは、国保だけではありませんので、いろんなまあ、公的な制度があります。

まあ、先ほど、答弁にも申しましたように、そういう方とのね、やっぱり公平な、公費を投入するわけですから、公平性というの、やっぱり考えていかなきゃいけないということですから。ただ、国保については、非常にまあ、その加入者が経済的に、弱い立場の人も多いという、そういう、特に、佐用町のような状況の中で、じゃあ、町として、公的にどう考えていくのか。町として、どうしていくのかという問題であろうかと。そういうことでの理由をつけ、理由の中で、一般会計からの繰り入れを行っておりますのでね、今年度の国保、どういう状況なのか、これは担当者の方にも、よく逐次、状況を報告するようにというふうに指示をしておりますので、そういう状況を見ながら、考えていかなければならないということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 本当は、聞きたかったのは、その、国保税に対する、そういう重税感ですか、負担の重さですね。この思いを、町長に本当は、届けたかったんだけど、今の制度の中で、7割、5割、2割、いわゆる保険基盤安定制度でありますけれども、法に基づく減免、減額措置はあるんですね。しかし、そのボーダーラインの人らが、本当に、やっぱり大変な目に遭っていると。

だって、収入は基本的に変わらなくても、大きな財産を失っているという人だったら、その7割、5割、2割減免にならないんですね。そういう問題があることを、是非考えていただきたいというふうに思います。

それから、基金も底ついたって、基金は、21年度は、4,200万円残っておりますので、当初予算に崩してませんから。それは、また是非、検討してください。

それから、特に聞きたかった、その、国保法第44条、患者負担、病院窓口3割負担のやつを、これを減額できるというのが、この法律第44条です。もう、これについては、合併以来、ずっと町長に質問して参りました。去年は、災害ということで、この44条が適用されて、先ほど言ったように、半壊以上の人にね、半分、半額減額というような措置が取られました。

そこで伺いたいのは、今回は、昨年よりもっとはっきりしているのは、国の方がね、いわゆる国保の財政調整交付金、これの特別財政調整交付金とありますけれども、これ、財政措置するから、この44条を、基準を作りなさいと。で、国は、基準を作るということで、言ってきておるんですね。もう、町単独で、自分とこで財源作り出してやれということじゃないんや。そういうことであればね、やっぱり近隣の動向、どうのこうのあるけども、国が一定財源措置をし、そして、少しでも大変な人の思いを軽くすることはできると

いう制度であれば、是非これはね、町長、どういう内容になるか分からんけども、国が、そういうふうに措置すれば、それは町としてやるというふうに、やっぱり考えるべきじゃないかと。そのあたりで、町長の本心をお伺いしたいんですけど。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、そういうことをですね、国の方で方針、話しされているということですけども、それ、今の、国のような状況の、国会の状況の中でですね、まだ明確に、私の方には、そういうことを、来年度から行うという制度としての、そういう指示と言いますか、は、受けておりません。担当者の方の、ちょっと、答弁させます。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 先般の鍋島議員の、神戸新聞の報道によります記事で、若干こう、お答えさせてもらいました。

この制度につきましては、国が、そういう 44 条の対象者に関して 2 分の 1 を補助することですけども、条件がいろいろありまして、これの条件につきましては、入院患者がいる世帯とか、収入が生活基準以下で、預貯金額の生活基準が 3 カ月以下とか、それを全てを満たすというような条件がいろいろございます。

まあ、これにつきましても、近隣の市町村との、この前でも担当者の会議がありまして、その中で、それも議題に上がりました。まあ、赤穂市、相生市等が、要領とか、綱領、要綱で、若干こう、進められておりますけども、まあ、まだまだ、近隣の市町村、まだ、それぞれ要綱もなし、何もなしということで、災害減免以外の、この 44 条につきましては、現在、動向を見守っている状況で、今も町長言われましたように、今後、それに基づきましてはまた、それこそ、まだ、これからの状況やないかと考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後 3 分、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、これは確認ですけども、赤穂や相生は、そういった国の措置に基づいてね、要領等を作ってきているみたいだということでもあります。

町長に確認したいんですけども、今のだから、私、聞いてないというのは、それはよろしいです。そういう状況だったら。

だったら仮に、今の政府の動向って、なかなか不明瞭な点が多いんですけども、仮に、財源措置も含めてですね、そういったことが明確になったら、町として、やっぱり取り組むべきじゃないかという点は、確認しておきたいんですけど。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 明確になればですね、やっぱり制度としてね、やっぱりこれは、行政の、これは責任ですから、ただまあ、非常に対象者もね、限られて難しい、今、言われるように、全てが減免できるというような思いをされては、非常にまあ、期待はずれにな

る部分があるんかと思えますけども、制度として、きちっと示されて、取り組むということであれば、それは、町としてやっていかなければならないと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、それは是非やっていただきたいんですけども、くどいようですけども、その基準をね、やっぱり今の町民の生活実態、それから、災害復興で頑張ろうとしている人たちをね、励ますような、そういった、基準ということになれば、国基準を上回ることも考えざるを得ないというふうに思うんですけども、そういったことも考慮して、今の見解を守っていただきたい。このことをお願いして、私の質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、鍋島裕文君の発言は、終わりました。

ここで、約 15 分、暫時休憩といたしたいというふうに思います。再開は、午後 3 時 15 分ということをお願いします。

午後 0 3 時 0 0 分 休憩

午後 0 3 時 1 5 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

続いて、10 番、山本幹雄君の発言を許可します。山本君。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） 10 番議席の山本です。一般質問を行います。昨年の水害関係と狩猟について伺います。

水害関係については、まず、昨年の水害で多くの山や川、また、田畑が荒らされ、今も、その傷跡が、そのままの所があります。あまりにも多くの被害箇所があったためにか、査定漏れもあり問題視されました。査定漏れについては、国県の事業であったとしても、その後、町単独事業として執り行ってもらえるようになり、随時調査を進めていただいていると思う。ただ、あまりにも多くの被災箇所があり、地権者ですら、その実態を把握しきれていなかったのが、実状ではないかと思う。

そこで、その後においても被災箇所が申請されているのではないかと思うが、この夏以降で、そのような申請がなされていないか。また、あったとするなら、どのように対処しようというのかを伺います。

そして、昨年の水害時、久崎地区において台風 9 号災害検証報告 P 137 で、午後 7 時 45 分に避難準備放送として、千種川久崎地点、佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。1 時間後には、はん濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してくださいとあります。久崎集落となっておりますし、また、今までの発言を聞き、放送の範囲は、久崎集落だけなのかと考えておりましたが、実は、久崎校区全体に放送を行ったと聞きます。本当に、久崎校区全体に放送を行っていたのなら、それは、非常に良い判断であり、災害をより防ぐ効果があったと考える。久崎校区地区全体に放送を行ったのかを伺います。

また、水害で、多くの橋が落橋し、県 7 が橋、町が 10 橋の取り付けを計画しています。

しかし、中には、一見無用に見えるような橋の取り付けを行っているように見える所もあります。小さな川ではなく、千種川の本流で対岸を見渡した時、民家もなく、ただ山があるだけの所である。橋を架けることは悪くはない。災害対応で、県が架けてくれるというのかもしれないが、感情として、もう少し必要な、住民が、本当に要望されている所に橋を架けて欲しいと思う。久崎地区にあった双観橋は、16年災害時、その橋が災害をより大きくしたとして、住民が落橋を望み、町にお願いして落橋をしていただいた経緯があります。ただ、落橋することにより住民は、生活に不便になり、病院に行くにしても行きにくくなった。近くにある橋は歩道もなく、小さな子どもが通行するには危険すぎるし、年配者にも自転車で通るには危険すぎる。今、多くの橋を架けておられるが、双観橋も、元々は、災害対策で落橋したことを考えれば、今回、災害復旧として、多くの橋を架けているように、双観橋も架けていただいても良いのではないかと。優先順位を考えた時、どう見ても、双観橋を考えていただきたいと思う。事業内容が違い、補助金も違うというが、元は災害であり、同じと考えるがどうか。

そして、災害検証委員報告で、午後9時15分に、町長自ら、携帯電話で県に連絡を取ったとあるが、その内容を詳しく伺いたい。前回の一般質問で、県が災害対策本部の設置を知ったのは何時かとの質問に、山田理事は、9時15分と答えられた。9時15分ということであれば、町長自らが、県に携帯電話で連絡を入れた時間であり、そのやり取りの中で、佐用町の災害対策本部の設置を、県と話しをしたということであり、通知をしたというのとは、少し違うように感じる。県との会話の中で、災害対策本部の話になり、災害対策本部を設置したと報告しただけで、本当は、その時まで、災害対策本部の設置は行われていなかったのではないかと。そう考えると、職員の招集の遅れも、副本部長の招集が遅れたことも、各機関に通知しなかったことも、全て納得がいく。

また、検証委員会報告P85で、9時15分、副本部長（町長）が直接携帯電話で県に被害状況の報告を行い、それ以降、随時、町長が県と直接、携帯電話を活用して被害状況や支援を必要とする事項などについて情報交換を行った、とあるが、災害対策本部の設置は記載されていない。不思議である。本来であるなら、災害対策本部の設置を一番に報告し、その中で、状況の報告に、支援の依頼をお願いするのが筋であるが、一番肝心な災害対策本部の設置については、触れていない。その時の内容を、詳しく説明願いたい。

そして、河川改修で余儀なく住居移転を強いられる方が、たくさんおられる。県の事業であっても佐用町民の問題であり、住民生活に直接結びつくことであれば、町としても速やかに取り組むべきであると考えます。住居移転は、速やかに行われているのかを伺う。

そして、最後に狩猟について伺います。今年は、イノシシやシカ、サルにアナグマ等の獣害に悩まされた1年であります。過去、その被害については、議会で何度も問題になった。しかし、今年は、とりわけ酷い。あまりにも酷い。山に餌がないのか。数が増えすぎたのか。どちらも正しいのか分からないが、あまりにも被害が酷い。私は、今まで、野生のイノシシを見たことがないと思います。おりに居るイノシシは見たが、野に遊ぶイノシシは見たことがない。それが、今年は、何度も見ます。夜、近くを車で行けば、いつでも見れる状態です。半月ほど前になりますが、私の車の直ぐ前を悠々と歩いて、それだけか、悠然と止まり全く動じることもなく、余裕でありました。本当に驚きであります。こんな状態であるから、イノシシによる被害は、町全体で、相当なものであると思う。

そこで伺うが、町としては、今後、どのような取り組みを行おうというのかを伺いたいと思います。答弁のほどをよろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君）

はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） それでは、本議会最後になりました、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

山本議員より、2件のご質問をいただいておりますので、まず、水害関係についてであります。水害関係について、最近、まあ6月以降ということで、査定もれば、どれほどあり、どの様に対応するのかについてであります。公共土木施設災害については、可能な限り早急な被災箇所の把握に努め、災害査定により、補助採択をいただいたところでございますが、査定後、新たに被災が発見される場合や補助採択基準に達しない土木施設の被災箇所もあり、この被災箇所に対応するため、平成22年度当初予算において、単独災害復旧工事費8,000万円を計上し、現地踏査他、地元自治会からの情報提供等により、河川36件、道路24件を地方債事業として復旧することといたしております。しかし、ご指摘のとおり、その後も継続して地元自治会等からの情報提供をいただきながら被災箇所の把握に努める中、新たに、河川19件、道路3件の復旧を要する被災箇所が報告され、今回補正予算で、単独災害復旧費の工事費6,300万円の増額を上程させていただいております。

農業災害につきましても、現在、147件、金額にして約1億2,300万円となっております。全てが査定採択要件を満足しているものとは限りません。町として復旧が必要であると判断した箇所であって、地元自治会や農地所有者から復旧申請がなされて、現地確認をさせていただき、適正な工法で単独事業として対応をさせていただいております。

なお、公共災害、農業災害とも、被災箇所の把握については、万全とは言えず、小規模な被災箇所等の把握漏れも否めません。今後とも地域の皆様からの情報もいただきながら、緊急性を考慮し対応していきたいというふうに考えております。

次に、昨年8月の久崎地区においての水害時放送についてのご質問でございますが、議員ご質問の放送は、19時45分に放送した、佐用川円光寺地点の水位上昇に伴うサイレン吹鳴に関する防災行政無線放送の件と思われそうですが、その放送記録を確認いたしますと、久崎地域全域に対して放送がなされたものであります。

次に、16年水害の関係で落橋した久崎双観橋の歩道橋の取付けについてのご質問でございますが、双観橋の撤去については、平成18年度に久崎自治会より要望書の提出がなされ、平成19年3月に町の方で撤去をさせていただいております。旧双観橋は、家内・大酒・小赤松方面からの通学路として従前から利用されており、新たな歩道確保の必要性は良く承知をいたしております。撤去に際し、新双観橋を含めた久崎地内の国道373号未整備区間の早期歩道整備を、県当局へも要望いたしております。

現在、兵庫県において実施されている佐用上郡間の歩道整備の状況は、上月踏切の改良を含めた中上月地内の歩道未整備区間、早瀬地内の歩道幅員狭小区間、円光寺から久崎までの歩道未整備区間について、順次整備をしていただいております。しかしながら、新双観橋を含めた久崎地内の歩道未整備区間については、その後というふうに聞いておりますが、今後とも歩道整備の要望、必要性から舗装整備の要望を、粘り強く県当局へ働きかけていきたいというふうに考えております。

次に、検証報告の中で、9時15分、町長自ら携帯電話で県に連絡したとある。その内容を詳しく聞きたいということでございますが、既に、1年4カ月余りが経過し、緊迫した当時の状況の中での電話で話した内容を、正確に覚えていてお話しする、私には、記憶力はございませんので、正確には、申し上げることはできませんが、しかし、その時の状況を思い起こしますと、ドンドン地域からの災害の電話が入って来て、その対応に追われ、消防団にも、それぞれの地域での対応を要請をいたしましたが、全体的な状況が、把握が

できず、県がどう対応しているのかも分からず、県からも連絡がなかったので、県に、その時の状況を伝え、町の対応の状況を伝え、県の対応の状況も聞くために、電話をした記憶がございます。その時、一般電話が鳴りっぱなしで、使えなかったので、職員に電話番号を聞いて、私の携帯を使った記憶はございます。

その時間は、県の記録で、後から9時15分であったというふうに、知ったところでございます。以降、随時、その私の携帯電話を活用して自衛隊の派遣要請や被災地の状況、支援などについての情報交換を行っております。

次に、河川改修事業で住宅等の移転を余儀なくされている方の移転についてのご質問でございますが、昨年の台風9号災害に伴い、兵庫県において住民の皆様の安全で安心して暮らせるために、佐用町域において約48キロの区間における緊急河道対策を重点投資すべき事業として、平成25年度を目指した河川改修を進めていただいております。現在の進捗状況は、用地の境界立会いでは、一部をのぞいてほぼ終了をし、引き続き物件等の調査に着手されており、また、用地買収では、農地部分を中心に用地交渉を順次行い、全体の約2割について契約が締結をされております。これから本格的に住宅等の移転補償契約について、個々への交渉が正式に行われようといったしております。しかしながら、自らが移転先を探すのは、非常に難しく、町に移転先用地の斡旋を求められる方々もおられます。町といたしましても、この事業が、円滑に行えるよう、できる限りの協力をしたいというふうに考えております。

その1つの施策として、移転先用地を確保するため、県にお願いし、佐用町の長尾にあります佐用高等学校の校長官舎跡地、また、それに隣接する実習田を買収して宅地造成を行うことと考え、今期定例会におきまして、宅地造成事業特別会計で補正予算のお願いをしているところで、お願いをしたところでございます。

最後に、獣害対策についてのご質問でございますが、この問題につきましては、今まで多くの議員よりご質問をいただいて、それぞれお答えをさせていただいておりますとおり、大変深刻な問題であると認識をいたしております。

本町においては、イノシシやシカ、特に、シカの個体数増加による農林業被害が深刻化している状況であり、生態系や自然災害への影響も懸念され、また、自動車との接触事故なども増加し、人身被害も心配をされるところでございます。

昨年設立いたしました佐用町鳥獣害防止対策協議会で、水稻収穫後の真冬の緑草帯など、シカの誘引物が集落内に豊富に存在する、農作業体系や生活習慣の改善、整備された防護柵の維持管理体制の構築、捕獲体制の住民と猟友会との連携など、具体的な取り組みとして議論をしていただき、その中で、シカ大量捕獲方式のモデル導入、箱わな捕獲の導入、特別捕獲班の編成、農作業体系の実証、県及び西播磨シカ対策連絡会議とのより一層の連携等に取り組んでいるところであり、本年も、県においても緊急対策として、シカ捕獲専従班を猟友会に編成をいただき、捕獲活動の充実に努めているところでございます。

また、猟友会員への捕獲支援については、必ずしも引き上げたからといって捕獲頭数が急激に増えるものではありませんし、後継者の育成とともに、捕獲頭数の増加に向けて、捕獲のあり方も含め、猟友会と検討をしているところでございますが、有害鳥獣対策は、被害防止や捕獲から処理・処分までにおいて多額の費用を必要といたしますので、引き続き県や国に財政への支援は、強く要望をしていきたいというふうに考えております。

以上、山本議員からのご質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君）

はい、再質問、山本君。

10 番（山本幹雄君）　　まず、獺の方から、ちょっと伺いたいと思います。
私だけではなく、多くの議員が、この獺について、いろいろ質問されておりますし、私
は、何を聞こうかなと思うぐらい、いろいろ皆さん、しておりました。
これ、県が3万頭なんですね。シカね。で、町は何ぼでしたかね。目標頭数。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　　本年度のですね、県下全体で、3万頭の捕獲計画いうのを、管
理計画の中でですね、打ち出されました。去年はまあ、2万頭だったんですが、1万頭、
本年度増頭する。県下で3万頭ですから、町も、その3万頭のもので、1市町として3万
頭計画に向けてですね、一緒に取り組むと。県と市町でもって3万頭の捕獲計画を進める
ということです。だから、町は、いくらというのは、まあ、目標はですね、2,000頭とい
う形になっておりますけども、県下で3万頭という形になります。

〔山本君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、山本君。

10 番（山本幹雄君）　　目標が2,000頭いうけど、2,000頭を頑張って獲るといふあれはな
いんですか。
結局ね、県が3万頭いうても、豊岡やあっちの方で、何ぼ獲っても、まあ意味がないこ
とはないんや。ないことはないけども、一番肝心なのは、この佐用町でいくら獲るかとい
うことが明確にする。そのために、どうするかというのが出て来ないと、県がやりますよ
と。それに、付随してやりますよと言うんじゃなくして、町がやる。それで、県にお願
いするというのが、僕は、一般的な筋だろうと思うんですよ。だから、こう2,000頭、頑
張って、今、2班に分かれてどうのいうのがあるんだけど、もうちょっと明確に、その2,00
0頭獲るために、こうするんだいいうのはあるんですか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　　県でですね、県下で3万頭、全市町ですね、協力をして3万頭
という計画、その中で、町においてですね、昨年来からの実績プラス、頭数を増やして、
目標をですね、一応2,000頭という形で持っております。その2,000頭の目標に向かっ
てですね、県の施策、また、町が今、取り組んでいるですね、そういう大型捕獲わなとかで
すね、それから、獺友会に頼んで、箱わなの設置も新たに、8月17日から、それを利用
することにしましたし、それから、従来の銃器による捕獲、そういうことも含めてですね、
いろんな対策を取りながら、そういう形で目標に向かって、今、努力をしているところで
す。

〔山本君　挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、いろんな努力してもらってね、本当にこう、ありがたいなと思うし、この前も、私の近くに、日曜日だったかな、来ていただいてやっていただいたんや。ちょっと、成果の方は、非常に厳しかったんですけども、非常にありがたいなと思っているんですけども、何か、佐用町では 2 班で、1 人 15 万という形の中で、こういう形でまあ、金額も説明されておりましたけども、これ、ちょっと他地区に行くと、全体で獲ったりいう部分で、こう 2 班に分けてじゃなくして、その支部全部で獲ってどうのというふうな分け方をするようなどともあるとか、そういう話も、チラッと聞いたりしたんですよね。

私はまあ、2 班で獲ってもらっても、10 班で獲ってもらったとしても、町民としては、ちょっとでも多くの人で、うまいこと獲ってもらうんが、一番ありがたいかなと思うんですよ。

で、これシシも、そうですし、シカも本当にたくさんいて、私の知り合いも、車がパーになったと。ぶつけてね。で、本当に一時、よくこう車にひかれとういうのがあったりして、やっぱりその、車、今、夜、本当にこう危険な思いをしながら運転している。私よくまあ、夜こう子ども迎えに行ったりする中で、乗るんですけども、まあ、50 キロ出さずか出さないかですね。絶対に、飛ばさないです。なぜかと言うと、シカがいつ出て来るか分からないですからね。軽トラなんかでぶつくと大変ですから。

だから、本当にこの、2,000 頭を目標に、何が何でも獲るし、その 2 班が正しいのか、他地区によると、その全体で、うまいこと振り分けて獲るといような方向もやられているというの聞いているんで。ちょっと、そういう方向あるというの知ってます。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回のですね、新たに出た、資格、専従のですね、ご質問だと思えますけれども、県下 12 市町にですね、県下の 12 市町に、この専従班を設けるということで、県が、それぞれの各猟友会とですね、委託契約をして対応されております。近隣では、宍粟市、たつの市。管内ではね、宍粟市、たつの市、佐用町です。

で、宍粟市については、2 班 16 名。それから、たつの市、佐用町については、1 班 8 名という形で委託契約をされております。

ただ、その 1 班 8 名ですけども、平日に出動しなければなりませんので、8 名だけではですね、その対応ができないということで、運用の中で、佐用郡の猟友会としては、2 班 26 名の体制でですね、運用をされております。

先ほど、石堂議員のご質問にも、ちょっと誤解がないようにというお話をしたんですけども、委託契約は、あくまで 1 班 8 名という中の委託金額になってですね、その金額の中で、佐用郡猟友会としては、2 班 26 名で運用されているという形になっております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） あの、宍粟市のん、もういっぺん、ちょっと詳しく教えてください。内容。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 宍粟市はですね、県の方からですね、2班16名分ですね、委託契約をされているというふうに聞いております。ただ、その運用はですね、宍粟市の猟友会の中で、また運用をされておりますので、その詳細についてはですね、ちょっと分かりません。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） ちょっと、宍粟の方では、そのまあ、運用の仕方なんだろうと思うんですけども、何か、全体でうまくいって、全体で、それを振り分けてするというような話を、ちょっと聞いたもので、僕は、猟友会のことをよく知りませんので、ああしろ、こうしろというのは、なかなか言いにくいことでもあるんですけども、ただ、少しでも町民としては、何とか、獲って欲しいと。

イノシシも、先ほど、ほんまに目の前をウロウロしてという話しましたが、この前でですね、家の周りでプチプチ、裏から、まあ、裏見よって、プチプチしようし、ちょっと娘と見よって、何かなという部分ありながら、ちょっと見てみよかいうて、懐中電灯でして、パッと見た瞬間に、相当数あって、娘に、これ何頭くらいおるかな言うたら、2、30は、楽におるな言うて。ほんでこう、稲、こうピュって出てきた、あれ、プチプチ食べよったんですね。稲刈った後の新芽をね、それ食べよう音が聞こえるんですから、プチプチと食べる。だから、ほん側におるわけです。そういう感じですね。これでは、ほんまに、野菜作れって言うてTPPの話してみてもやな、誰も、しまいに作らなくなってしまう。これが現実じゃないかと思うんで、だから、本当に、その、いい方法、宍粟がいい方法を使っておるといのがあったら、できたら、そういう方法を、どこかいい運用方法があるんだったら、そういう方法の中で、ちょっとでも、そういう対応をお願いしたいなと思いますけども、そういうふうに、どうですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 運用はですね、宍粟市においても佐用町においてもですね、猟友会の中で、いかにして、それだけの目標頭数に達することができるかということですね、考えていただいて、まあ、運用していただいております。

それと、先ほどの、稲のひこばえの問題ですけども、鳥獣害対策防止協議会の中でもですね、ひこばえをなくすようにということで、まあ、農会長会も通じてですね、いろんな広報もしております。しかしながら、まだまだ住民にですね、住民と言いますか、農家の方にですね、浸透しなくて、ひこばえが生えてですね、そこに、年々早く稲刈りになってますので、実をつける。大した実はつかないんですけども、実をつける。そういうものをですね、稲刈りの後はですね、直ぐにまあ、耕運をしていただいてですね、そういうものを防ぐというね、そういう、シカの餌場を防ぐというのもですね、猟友会のみならず、農家の方のですね、そういう協力もなければ、なかなか被害防止というのはつながってき

ませんので、やはり、里に、そういうシカのですね、好む食物がですね、ないということ
をですね、動物に認識させるのも重要なことですから、そういうことも含めてですね、今
後まあ、より以上にですね、推進はして参りたいというふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 本当に、そのシカね、シカ、イノシシ、本当にまあ、大変。もう、
家の周りボコボコになっているというのが、状態なんでね、そこらへんを、何とか、ほんま
にこう、対策を練って、猟友会の人も、この前も話しよったけども、人が減って大変なん
ですという話してました。家の側へ来ていただいた人にね。それは、よく分かるんですけど
も、今、その人にも言うたんですけど、あなた達に頑張ってもらえないんですというの
が、現実ですから。あなた達に、今、申し訳ないですけども、補助金の、今、出ている
とかいう部分もあるかも分からんけども、そこらへんを、ちょっと上げる。もっと上げる
いうたら、また、それも問題なんかも分からんけども、そこらへんを考えながら、ちょっ
と何とか、1頭でもようさん獲ってもらいたいなということをお願いしたいなと思う。

それと、一番肝心なのはまあ、頭数を減らすということもありますし、もう1つ、地元
へ下りてこない。それは、ひこばえを管理するという事もあるんだらうけども、今、山に
餌がなくなっているという問題もあるんじゃないかと、よく一般的に言われています。と
いうことは、山の管理をしっかりしなければいけない。そうなると、その、スギやヒノキ
の管理だけじゃなくして、一番、今、佐用郡の場合だったら、そういう木よりも、雑木林
の方が多いんで、そういう雑木林の伐採ということも、本当にこう、まあ、誰かが、名前
はあれですけども、その森林組合長になったんだからというような形で、いろいろ話しさ
れておったけども、それは、また違う話なんでしょうけども、そういうことも含めた中で、
雑木の管理というの、話を聞けないかと。同時に、そこらへんの管理もするということが、
シカの対策、イノシシの対策にもなるんじゃないかと思うんで、ちょっと、そのへん
でどうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵迺典章君） まあ、森林というのは、人工林だけではなくて、本来の、その、
雑木林、まあ雑木と言われるですね、クヌギやナラ、まあ、こういう木もですね、もう長
年放置されて、非常にまあ、見た目はこう、青々としていても、その山林の中に、森林の
中に入りますとね、もう下が、ほとんどまあ、草がないというような、まあ、木が大き
くなり過ぎて、非常に雑木林も、この老化しているというんか、木自体も、非常にまあ、今
最近、枯れているというような状況も見受けられます。やはり、昔のようにですね、15年
とか20年で切って、それから、また、新しい芽が出てというですね、こういう、その、
若い木、活力を持った山にしていかなきゃいけないということは確かなんです。

そういう中で、当然、森林組合としてもですね、そういう、その針葉、人工林、スギや
ヒノキだけではなくてですね、今、この、チップ等にも、今、出して、かなりまあ、民間
でも切っておられますけどもね、そういう、その、雑木と言われる、スギやヒノキなんか、
あの、クヌギやナラと言われるような木もですね、こう、伐採して、何とか、その、再生

を図っていくような、そういうことにもね、やっぱり取り組まなきゃいけないというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、あの、まず次、橋の方の件にね。前、久崎の双観橋の件ですけども、産建の委員会の中でも、町長にお願いして、町長も、県の方に要望は、ずっとさせてもらおうし、今、そういうふうに取り組みますというふうな話は、まあ、させていただいたし、今回、それ以降においても久崎の方からね、何とかつけて欲しい、何とかして欲しいんやと。私、病院ね、岡本病院に行くのにやね、もう不便でかなわんのやと。あそこ通るん怖いんや言うて、今、（聴取不能）である国道ね、あそこ通るん怖いから、何とかしてよと言われて、まあまあ、この前も言うたんですけど、まあ、いっぺん、また、そこらへんもね、ほんまにこう、考えないといけない問題でもあると思うし、事故でもあってからでは、大変だというのがあってね、だから、確かに、今、県の方や災害対策で、まあ、全部で 17 橋、2 億 3,000 万円ほどですかね、金額。まあ、産建の中では、説明伺ったんですけども、の予算の中で、やるというのは、分かりますし、で、それは、事業が違うんで、ちょっとというようなこともありましたけども、あの橋に関しては、元々、この前も、先の方にも言わせてもろたように、水害対策の中で、落橋したという橋、だから、基本的なことは、同じの、その災害対策で取った橋なんで、だから、そういう部分において、何とか、そういうことを、その広い橋じゃなくていいんでね、その 373 の、その歩道をつけるというだけじゃなくて、従来、元々あったところを、ちょっと高くしてつけるとか、方法を考えながら、子どもが、学校や小学校の通学にも安心して行けるような状態に、本当にこう、取り組んでもらいたいなと思うんで、もう一度だけ、その点について、ちょっとお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） あれを、橋を撤去する時にもですね、当然まあ、そういう状況になるということは、分かっておりましたし、地域の方もですね、どちらを選択するかなという、非常にまあ、苦渋の選択のところもあったと思います。しかしまあ、水害対策の方が優先するというので、何とか早いこと撤去してくれというお話の中でね、町が撤去したと。これはまあ、災害対策であることは間違いないんですけども、国の制度上ですね、この災害で、今回のように落橋した所についてはね、先ほど、議員もお話のように、本当に橋を使う人が、そんなにたくさんいるのかなという橋でもね、元々あれば、災害の復旧ということで、新しい橋として復旧ができるということですけども、双観橋のようにですね、そうして、ただ単独に撤去すると、これはもう、当然これはルールですから、国の補助事業として、これを復旧していただくことはできないというのは、これは致し方ないということは思っております。

ただ、その必要性ということについて、当時からですね、分かっておりますし、これは地元選出の県会議員にもですね、これ、県に対してですね、何とか、新双観橋にですね、元々、新双観橋をつけるときに、歩道橋がつけられれば一番良かったんでしょけれども、

まあ、その、旧双観橋があるから、歩道橋をつけられなかったのかどうか、その経緯は分かりませんがね、双観橋に、歩道橋を、歩道を設置していただくよということ、一緒に、県にも要請をして、まあ、石堂県会議員にもですね、県に対しても、何回もお願いをしていただいたという経緯がございます。

しかしまあ、県として、歩道橋の整備ということで、橋だけにつけるのではなくてですね、373の全体の歩道整備ということで、先ほど申し上げたような事業計画の基ですね、やっていただいておりますのでね、なかなかまあ、それ以上のところ、今の財政状況の中でね、災害以外の中で、この事業に引き続いてですね、いっぺんに取り組んでいただくことは、非常にまあ、無理が、状態があらうかというふうに、私は、理解はしております。

ただ、これ何とかね、私もならないのかなと、しなきゃいけないなという思いは、非常に強いものがあります。久崎地区の、あの地域の状況を見てもね、医療機関、岡本医院、皆さんが、一番まあ通われている病院も、医院もありますし、まあ、双観橋、現在の双観橋自体がですね、非常にまあ、高いというんですか、坂になっておりますし、カーブして、非常に通りにくいというような所もあります。そういう中で、じゃあ、単独でね、町がこう、そういう復旧した場合に、どういうやり方があるのか、また、その財源がどうなるのか、こんなことは、当分、当然、十分検討しなきゃいけないんですけどもね、これが、当面、一番は、もう双観橋に、きちっとした歩道橋を、歩道をつけていただくことが最優先で、これからもお願いをしていかないかと思うんですけども、なかなかね、それが、もう15年、20年先になってしまうような情勢であればですね、その間、放っておくというわけには、なかなかいかないなということ、私は、感じております。

今直ぐ、双観橋、旧双観橋をですね、復旧するということは、ここでは申し上げませんが、何らかの対策は必要であるということ、私は、認識をいたしております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） はい、ありがとうございました。

直ぐには、無理でも、そういう方向性がね、見えてくれば住民の方も安心するし、当然のこととして、急に、1年や2年でできるかということではないでしょうけれども、そういう方向性が見えれば、町民の方からも安心すると思うので、何とか、そういった方向性でお願いしたいと思います。

で、次に、行きますけども、直接、今日言った部分の中ではないんですけども、今日ちょっと、災害の検証委員会の報告を見ておりまして、173ページに、放送設備についてこう、書いておったんですね。で、放送設備について、書いとん見たら、集落単位で放送できない地区が、佐用にはあるんですか。

と言いますとね、旧上月、南光、三日月は、集落単位で全部放送できるんやね。数見たら。で、旧佐用町においては、58集落中25集落でしかできないんですね。ということは、他の集落、もし何かあった場合、例えば、この前のね、災害の時に、僕、去年の9月の時に、町長に、何で放送しないんだって言うたら、町長は、自治会長がしてくれるものと思うてましたって回答されて、ほんで僕、そんなこと、うちなんか自治会長がしよつたで、朝まで水の中で浸かっておったんやないかと。正平さん、まあまあ、自治会長と、もう1人のね、まあ、新田さんの親戚の方が、2人が、朝まで水の中で、こないして。あっこ、うち、1階ですからね、公民館。で浸かっておったやないかって、そういう話したと

思うんですよ。

で、自治会長が放送するにしても、集落で、やっぱりそこらへんをきちっとしておかないと、58 集落中 28 集落しか、その、自治会で放送できないいうのをこう見て、ちょっとびっくりしたんですけれども、そこらへん、どうなんですか。これ、取り組まないかんのんじゃないかと思うんですけど。

議長（矢内作夫君） 関連でよろしいか。企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） おっしゃるとおり、旧のこの佐用地域におきましては、集落放送の設備のついてない集落が現実にございます。

〔山本君「あったらあかんだろう」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

企画防災課長（長尾富夫君） それで、その、今後の対策としましては、今の現状の中で、この集落放送というのは、災害対策の中では、これからの有効な手段の中の提言もいただいております。そういう中で、今後、その、この防災行政無線の放送の更新といえますか、佐用の分につきましては、平成7年の設置で、もう15年が経過して、今回の補正でも個別受信機等の追加も挙げさせていただいたんですけれども、非常にあの、受信の状況とか修繕が多くなっております。そういう中で、来年度以降、この更新に向けて、今度は、デジタル化になるんですけれども、そういう方向で、今現在検討を進めている段階でございます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう状況になっている理由はですね、当時、平成7年にこう、防災行政無線をつくった時に、当然、集落からもこう、放送ができるようにしようと。ただ、その時に、そのためにはですね、集落の方でも電話の加入をしていただいたりですね、そういうことをしないとできないと。だから、小さい集落なんかでも、それは、その負担が大きいということで、その、そういう放送ができる設備にはされなかったという所もあるし、それから、もう既に、有線放送として、集落内放送というのを持っておられる所が、たくさんありましたので、それは、継続して使うということで、そういう、その、行政無線を、そのまま使うということはないと。そういうふうに使えらるということのね、設備はつくらないというふうに、当時、その7年につくった。

それを合併後ですね、新しい、全て、今、課長が申しましたように、新佐用町として、設備を統合して運用をしているという状態です。しかしまあ、それは、やっぱり、それぞれ問題があって、設備も非常に老朽化しているので、今後、デジタル化に対応した形でのまあ、新しい、この行政無線としてですね、早く構築をしていかなきゃいけないという大きな課題がございます。

以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） それ、予定はいつまでですか。いつまでにするんですか。計画は。その、修繕するということは、今ね、これ見たらね、58 集落の内、あるのが 25 なんです。半分以下なんですよね。

例えば、5 集落抜けておるとかいうんだったら、はい、次ですよという話やけども、半分以下しか付いてないんですよ。付いとう集落の方が、圧倒的に少ない。これをするんだったら、相当のお金も要るだろうし、ただ、私は、もう、こういう災害に向けてはね、やっぱり、ほんまに、まあ、この夏まで、出水期までにこう、取り付けないと、もし何かあった時に、放送できませんでしたわ。自治会長が、あたふただけはするんだけど、高木さんに、ちょっと聞いたんで、ああ、高木さん、名前出して悪いけど、そういうとこどうするんやって、ピラ配りようって言うけど、そんなもん、災害時にピラ配って間に合うんかって、そんなもん、間に合うわけがない。通常、何かしよう時だったらええで。けど、そこからへん、やっぱりこう、きちっと早い段階で取り組まないといかんと思うんで、ちょっと、どういう状態なんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） あっ、町長、言いますか。

町長（庵途典章君） ですから、26 ですけども、集落内放送を持っている所は、たくさんあります。だから、全くね、集落内の放送ができない所が、何集落あるのか、ちょっと私には、全て把握できてませんけれども、後、その、その改善について、今、計画をして、まあその、当然、合併、大きな費用かかりますので、合併特例債も活用して、これを、この設備を更新したいというふうに計画をして、今年度から、今、検討させておりますのでね、できるだけ早くやっていきたいと思っています。

〔山本君「あの、箇所だけ、何箇所あるん」と呼ぶ〕

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 確かに、地区遠隔装置につきましては、当時、有線放送のあった関係で、全体には 25、この検証報告の中で 25 集落でございます。

まあ、その他、それぞれの集会所等に無線ファックス、これは、佐用町の場合、設置をいたしております。無線ファックスが 56。その他、屋外スピーカー等も含めまして、今までこう対応をしてきております。

〔山本君「すっとうまいこと、答えてくれたらええんやけど」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） ああごめんな。はい。

さっき言うた、付いとう集落が 25、ファックスが、受信が 56 か。いうことは、全部ついでというわけではないかなというのが、あるわけですね。抜けておる所もあるわけだから。そこらへんが、やっぱりまあ、あんまりとやかく言うことではないんだけど、やっぱり危険いうのあるし、やっぱり緊急時というのは、もう即、パッパといかんといかんというのは、当たり前なんであって、で、今日の話の中でも、ちょっと言うたけど、久崎の放送どうだったかという話もさしてもるたけども、久崎集落の時に、久崎集落で、朝まで浸かったという人は、あんまり聞いたことないんです。はっきり言うて。

ほんでね、その中で、よく多くの人と言うんに、久崎は慣れておるからと言うんですよ。久崎は慣れておるから。そんなことないですよ。なぜなら、うちも何回も浸かっておるけど、やっぱり浸かってもう。ねっ。だから、朝まで、さっきも言うたように、自治会長さえ浸かってもてやね、新田さんの親戚の、そのもう 1 人、うちの近所の人だって、朝まで一緒になって、もうあかん、もう死ぬって言うて、天井破ろうかって、天井、前も言ったと思うけど、天井破って、こんなところで死んでおって、人、発見されなかったら格好悪いで、ええがなここで言うたという話をしたと思いますね。

だから、そんなもん、久崎の人は慣れておるからって、それで、中上月の今の自治会長だって、職員のお父さんやけども、職員を、あの中こう、そこへ助け出したわけよ。もう、ほんで、自分とこの 2 階へ連れて行ったわけよ。中上月の住宅だって、16 年災害、床上 5、60 センチいっとったな。課長。あそこの人、死んでおるんやで。死んどうわな。この前の水害で、去年の水害で。だから、水害に慣れておるから助かるか、そんなことじゃないんです。

もう、あそこの中上月の人、僕もう、ほんまに聞いて、ねっ、あの中、泳いだり、壁に上がって助かった。前の自治会長も、この前替わったけど、自治会長だって助けてもらった。いっぱいそうなんです。

だから、災害にこう、慣れておるから大丈夫とか、そんなん言う人、ようおるけど、そんなこと、絶対違うんや。それが証拠に、うちもそうやし、中上月だってそうやし。ねっ、それ浸かっておる所だってそうなんですよ。

だから、そうじゃなくして、きちっと、そういう放送をね、この、よう、避難勧告云々、僕、前も言うけど、避難勧告が大事だと言うんじゃなくして、避難勧告よりも、まず、という、久崎でしたようなやつを、何でしないんだと去年も言ったけど、そういうことは、きちっとね、もう、お前、ちょっと危ないんやでと。気をつけなあかんと。これ、もの凄く大事なんですよ。で、そういう中で、今回、今になってな、そういうのをしましゅういのは、おかしいんだ。去年の水害があったんだったら、その後、今年の春の予算でつけておかなあかんわ。そうだろ。

もし、今年の段階でね、もし何かあったとしたら、どうするんやという話や。ただ、僕、今日、たまたま見よって、あれって、全然、上月、南光、三日月には、ついているのに、いや、そのファックスもあるし、無線放送もあるし、無線なんか、うちらでも、元々無線だったけど、うちら、線が焼けて消えてもたからね。うち、集落とか、いっぱい走っている、その無線だけじゃなくして、あらゆる線が、焼けてもたんや。花火のように落ちてきたんですよ。そりゃ、綺麗ないうたら叱られるけど、凄いですよ。上はもう、いろんな線が燃えて、火が落ちてくるし、下はもう、水だしね、どうするんだらうなというぐらい。だから、有線じゃなくして、やっぱり無線できちっとできる、それが、去年なら、今年の予算で組んでおかなあかんわと思うけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、今ね、そこに挙げているのは、集落内で、個別に、その放送ができる設備が、この、今の、町の行政無線を使ってですよ、それしかできてないということで、例えば、町からとかね、そのへんは当然、全員の所に出てますし、それから、個別にもですね、佐用地区とか、長谷地区とかという、分けてね、それは放送ができるようにもなっておりますから。はい。

〔山本君「あのね、でもね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、ただ、その予算をね、個別にするやつを、今直ぐにせいという。それは、今、お話したように、当時、それだけの大きな設備をしているんですけども、その簡単に、一部の修理だけ、改善だけでね、それができるわけじゃなくって、やっぱり全体の設備を、やっぱりこう、変えないと、なかなか、それだけの対応ができないと。だから、これは計画をして、計画的にまあ、佐用町、新佐用町として、デジタル化も含めた、統合したものに作っていくということで、今、考えて、検討をしているということをお話しているわけです。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） これね、これ見ればね、175、4を見れば、集落内放送が、本当にこう、されているわけですね。ずっと。やっぱり集落内放送というのは、町全部ですということ、当たり前の話として、さっき言うた 19 時 45 分にしてもらったように、久崎でしてもらったようにしてもらいうのも当たり前だけど、集落によって状況が違うんだから、その集落内で全部できると。その、大きく、例えば、うちで言うたら、旧上月の小学校校区で全部でできますよって言うたって、やっぱり広い範囲があったら全部違うからね。やっぱり、そこによって地域が違うし、うちの集落、浸かっておたって、隣の集落、浸かってないいう場合があるし、例えば、同じように、中上月だって、80 パーセント以上浸かった。あそこは、ほとんど浸かっておるだろうが、上上月だったら、浸かってない地域もあるんだから、やっぱり、そういう地域によって違いがあるから、やっぱり、そこらへんは、やっぱりきちっと早い段階でしておかないと、もし、今年の段階で、同じようなことがあって、大変なことになっておったら、やっぱり、それは責任問題、やっぱり問われると思うし、そういうことに、元々時間をつぶそうと思うておったんじゃないんですけども、段々、ちょっと、そこらへんをね、踏まえながらこう、きちっとこの、ほんまに、この放送をしていただきたいなと思います。

だから、先ほども言うたように、久崎の地区においてもそうなんだけども、そういう放送というのは、非常に重要になってくるし、そこらへんを、きちっとやっていただきたいなと思います。

それと、私、ちょっとまあ、厳しい意見も言いましたし、今、災害対策の中で、いろいろ言わせてもらいましたけども、どっかに書いておったかいな。まあ、災害から、1 年以上がついて、その中で、私、いろいろ厳しい意見、こういう災害について、もうちょっ

と、いろいろ言わなあかんと思うたりもしながらおったんですけども、厳しい意見、させてもらいました。なぜ、9時15分に町長が、ほんまにした、携帯電話でしたのが、本当にそうなのかと。災害対策本部を、ほんまに立ち上げたんかというのが、どうなんだろうというような話もさせてもらいましたけども、やっぱり、こういう話は、本来は、その災害に対する検証という中で、きっちり行われなければならないし、私は、されるものだという形で思っておりました。

それで、災害検証委員会報告があるから、当然、検証委員会が報告を受けて、その上で、いろんな災害について、いいこと、悪いこと、町が本来できたこと、できなかったことを明確にしていく中で、改めるべきは改めていく。反省するべきは、反省するということが、重要なんだろうなというふうに思っておりましたけども、災害検証委員会には、報告書はいただいたけども、それについての説明ということは、別にされているわけではありません。だから、じゃあこれが、本当にどういう形でこう、きちっとした説明が、実は、されているかどうか、本当に、その検証委員会が正しいのかどうかというと、その検証をしていないというのが、現実だと思えます。

それ、どういうことかと言うと、これを見ると、検証委員会報告を見ると、3時に、消防長は、消防署に寄って、P35でね、午後3時頃、町長、消防長、住民課長に同課副課長が参集するとあるけども、P63の表では、表ではですね、消防長は、3時に消防署に参集し、3時半頃に住民課長に、副課長が参集とあるんですよ。

で、同じ検証委員会の報告書の中でね、時刻が30分ずれているんですね。で、よう見たら、消防署の、消防の署長がね、ここへ来たんは、そうじゃないね。僕と一緒に入ったんですから、加藤さんは、前も言うたけど、ここへ僕が来た時に、加藤さんが一緒に入ろうやと言って入って、で、話しよう時に、町長らが来た。で、その時に、いろいろ話をしたというような状況でありますので、これ書いとう自体が、もう冒頭から違うがなというような話なんです。

で、それは、違うとってええんか、悪いんか、それは、分かりません。30分違うておろうが、1時間違うておろうが、どうして、こんな、ないのかも分からん。

ただ、あれっと、じゃあ、これ、一体どういう形で、この検証委員会報告を作ったのかというのが、私には、あるんです。はっきり言いまして。

でね、これに見るとね、警戒準備体制をとったとあるんですよ。ところが、警戒準備体制を3時に来て、とったと言うんだけど、その時におったかおらんか、時間が不明確なんで、よう分からんのだけど、ただ、僕が来た時には、2人だけで、そこへ消防長と僕が入って4人になって、その後、町長が来て、それで、そこへ、僕と町長と消防長が、3人がまあ、出て行った。そうですよね。町長。それは、間違いありません。

だけど、その時に、私、警戒準備体制をとったって、これにあるんですけど、そんな話、一個も聞いたことはないんです。そういう話が出るあれもなかった。パソコン見ましようや、あれ見ましようや、そういう話はしたけども、ほな警戒準備体制をとりましようかというような話は、一切聞いてはおらんなんだんですよ。この時に。

ところが、これ見たら、そういうのん、なっているんですよ。びっくりしますよ。あれ、僕、おったけど、そんな話してないでって。じゃあ、誰としたんやろうと。町長はおれへん。消防長もおれへん。その時に、後におったんは、残ったんは、もう2人です。その2人が、したもん。そやけど、この時には、設置したんは、3時頃になっておったかな。そんな時間に、おかしいない話なんです。そこらへんは、どうなんですか。

議長（矢内作夫君） 後、3分ですよ。

10 番（山本幹雄君） ほんまやな。

議長（矢内作夫君） はい。

〔復興担当理事 挙手〕

議長（矢内作夫君） 山田理事。いや、ごめん、復興担当理事。

復興担当理事（山田聖一君） おっしゃってる 35 ページのですね、午後 3 時頃から、町長、消防長、住民課長及び同課副課長が参集したというくだりはですね、

〔山本君「35 ページね、ちょっと待って」と呼ぶ〕

復興担当理事（山田聖一君） 午後 3 時頃からと申し上げてます。ちゃんと読んでますから。それは 1 行で、こういうことを、事象として表現しているだけで、誰が何時何分というのを、ここへ書く場面ではないからであろうと想像します。

で、表の方は、初動時の主な対応として、1 つ 1 つを押さえていくために、消防長は、ここでいけば、15 時参集と、はっきり書いてあるわけですね。そういうふうに理解していただければよろしいかと思えます。

それから、壇上でおっしゃった中で、9 時 15 分に、災害対策本部が設置したことを、町長から報告しているという話なんですけれども、その時に、災害対策本部は設置されていなかったのではないかと。だから、この 170 何ページでしたけど、災害の状況等に報告。状況などの報告を県にして、情報交換を行ったというくだりのところに、災害対策本部の設置について書かれていないからというふうな表現をおっしゃいましたけれども、災害対策本部の設置については、検証報告の中では、もう 36 ページで、もう既に書いてあるわけですね。で、形式的に、その、県から、県に対して、町が報告をする形でもって、勿論、計画の方には、書いてあるわけなんですけれども、それがなされていないというのは、事実としてであろうと思えます。その本部を設置した時点ですで、直ぐに、形式的な報告がされていないということであろうかと思えますけれども、7 時に、19 時に本部が設置されたというのは、事実として、もう 36 ページの方に記載しております。

議長（矢内作夫君） はい、ほんなら、時間来ました。

以上で、山本幹雄君の発言は、終わりました。

これで、通告による一般質問は、終了いたしました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

お諮りをいたします。明 12 月 15 日から 21 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 12 月 22 日水曜日、午前 9 時 30 分より再開をいたします。本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 4 時 1 5 分 散会
